

土木研究所資料

交差点での誘導に関する調査

—複雑交差点における案内誘導マニュアル(案)—

平成5年3月

建設省土木研究所
道路部交通安全研究室

Copyright © (1993) by P.W.R.I.

All rights reserved. No part of this book may be reproduced by any means, nor transmitted, nor translated into a machine language without the written permission of the Director General of P.W.R.I.

この報告書は、土木研究所長の承認を得て刊行したものである。したがって、本報告書の全部又は一部の転載、複製は、土木研究所長の文書による承認を得ずしてこれを行ってはならない。

交差点での誘導に関する調査

—複雑交差点における案内誘導マニュアル(案)—

交通安全研究室 室長 瀬尾 卓也

研究員 高宮 進

赤木 幸靖

道路局企画課建設専門官(フィリピンNCTS派遣) 河島 正治*

国土庁計画・調整局総合交通課専門調査官 牧 哲史**

*前 交通安全研究室長

**前 交通安全研究室研究員

要 旨

現在、複雑な交差点での案内誘導に対しては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)に規定される標準的な標示様式だけでは対応できない状況である。そこで、ドライバー等の道路利用者に提供・伝達すべき案内情報について、標示内容を統一しておくことが必要である。

本報告は、平成2年度から平成4年度までの3年間、建設技術協議会技術管理部会道路交通安全分科会において行った、道路標識等による交差点での適切な誘導に関する調査をとりまとめたものであり、上述のような複雑交差点の定義づけ及びその案内誘導方法について解説したものである。

キーワード：交差点、誘導、案内標識、安全対策

はじめに

現在、案内標識の設置は主に「道路標識設置基準・同解説」によっているが、複雑な交差点においては、”道路標識、区画線及び道路標示に関する命令”（標識令）に規定されている標準的な標示様式のみでは対応できないため、現場担当者の判断によって表示内容を定め、標識を設置している。これまではそれぞれの道路管理者の判断において複雑な内容を標示板上に標示しており、その結果、同じような内容に対し異なった標示が行われることも多々あるようである。そこで、ドライバーに知らせるべき情報に対し、一様な表示内容を定めておくことが必要となってくる。

「交差点での誘導に関する調査」は、平成2年度から平成4年度の3箇年をかけて、建設技術協議会技術管理部会道路交通安全分科会において、本省、土木研究所、各地方建設局、北海道開発局、沖縄総合事務局が共同で行ったものである。本報告ではこれらの成果の重要な部分を集めてとりまとめ、その主な内容は、上述したような案内誘導に問題が生じる複雑交差点の定義づけ、及び、複雑交差点における案内誘導の考え方並びにその方法である。

ここにとりまとめた調査報告は、現場での道路管理に対して有効であるだけでなく、今後の「道路標識設置基準」等の改訂の際に参照できる資料になるものと思われる。

目 次

はじめに

第1章 概要	1
1.1 目的	1
1.2 適用	1
第2章 現行の設置基準等の考え方	2
2.1 道路標識	2
2.2 路面標示	1 2
第3章 複雑交差点の要因と定義類型	1 3
3.1 複雑交差点の定義	1 3
3.2 案内誘導に問題が生じる要因	1 3
3.3 複雑交差点の定義類型	1 6
第4章 複雑交差点での案内誘導方法	1 8
4.1 基本的考え方	1 8
4.2 定義類型毎の案内誘導方法	1 9
4.2.1 案内誘導方法の見方	1 9
4.2.2 複雑交差点の一覧	2 0
4.2.3 案内誘導方法	2 1
第5章 適用事例	8 4
参考文献	1 1 3
資料編	1 1 5
1. 案内誘導方法の検討手順	1 1 7
2. 案内誘導方法の検討方法	1 2 0

第1章 概要

1.1 目的

現在、道路標識については、その種類、様式、設置場所等が「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」¹⁾（以下、標識令という。）に規定され、道路標識を整備する際に考慮すべき整備水準、設置方法等についての技術的基準が「道路標識設置基準・同解説」²⁾に定められている。

これにより、現場での案内標識の設置は主に「道路標識設置基準・同解説」によっているが、複雑な交差点における案内標識の標示様式については、標識令に規定されている標準的な標示様式のみでは対応できないため、現場担当者の判断によって表示内容を定め、設置している。

また、路面標示についても、複雑な交差点の場合、その設置方法は技術的に難しい点がある。

現場での状況を見れば、これまではそれぞれの道路管理者の判断において複雑な内容を標示板上に標示しており、その結果、同じような内容に対し異なった標示が行われることも多々あるようである。そこで、ドライバーに知らせるべき情報に対し、一様な表示内容を定めておくことが必要となる。

本書では、上述のような複雑な交差点について、その定義づけ及び案内標識の設置案を提示することにより、最終的には、交差点での安全・円滑な誘導方法を実現することを目的とする。

1.2 適用

本書では、主に案内標識によって複雑な交差点における案内誘導方法を提案しており、本書の内容は、案内標識の設置箇所に該当する交差点が、安全・円滑な誘導が必要となる複雑交差点である場合に適用できるものである。

一例を挙げれば、案内標識を設置すべき交差点で、交差点形状が複雑となっている場合、交差点改良までの経過措置の対策として、本書の内容が適用できるものとなる。なお言うまでもなく、このような交差点での安全性、円滑性を考慮した場合、最終的には、交差点改良によってこのような交差点の解消を目指すことが望ましい。

第2章 現行の設置基準等の考え方

複雑な交差点での案内誘導を検討する場合は、現行の道路標識あるいは路面標示の設置体系に対し複雑な交差点での運用の方法を整備するという方法が有利で、効率的である。したがって、現行の設置基準等のうち、複雑な交差点での案内誘導に活用できる箇所、並びにその考え方を整理しておくことが必要である。

よって、本章では、交差点及び交差点付近における道路標識及び路面標示の設置基準等について、関連する箇所を整理して示す。

2.1 道路標識

現在、道路標識の設置は、主に「道路標識設置基準・同解説」²⁾によっており、これにより、交差点での案内標識について基本的事項、並びにその考え方をまとめると以下のようになる。なお、標識による案内誘導においては、主に板面表示による対応が考えられ、その部分を中心に整理する。

○交差点付近に設置する案内標識の設置の目安

対象道路及び交差道路の種類に応じて、交差点付近に設置する案内標識の設置の目安を整理したものが、表-2・1である。ただし、道路および交通の状況により、これによることが適切でない場合は、この限りでない。

○予告案内標識

予告標識は、多車線道路で車線変更にかなりの距離を必要とする場合、重要な道路との交差があり、右左折交通が多い場合などに、交差点付近の混乱を防ぐため、「表-2・1 交差点付近に設置する案内標識の設置の目安」に基づき設置する。

種類及び使用区分は、図-2・1、図-2・2、表-2・2による。

設置場所は、交差点の手前150m～300m以内とし、道路状況、交通状況等を勘案のうえ定める。この場合、標識の標示内容を判読後、十分安全に車線変更できる位置に設置することが必要である。

表-2・1 交差点に設置する案内標識の設置目安

対象道路 \ 交差道路	主要幹線道路	幹線道路	補助幹線道路
主要幹線道路	予交確	予交確	予交確
幹線道路	予交確	予交確	予交確
補助幹線道路	予交確	予交確	予交確

注) 本表は、予告案内標識、交差点案内標識、確認案内標識を、すべて対象道路上に設置するものとして整理している。

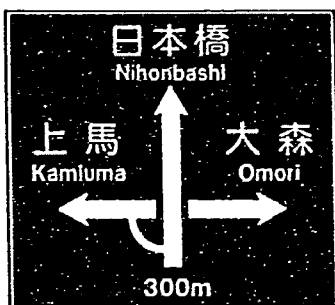
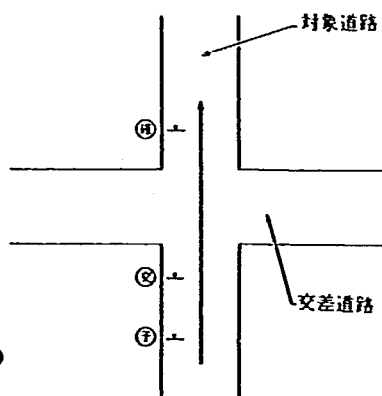
予……予告案内標識 (108系)

交……交差点案内標識 (105系, 108系)

確……確認案内標識 (106-A, 118系, 119系)

○……設置すべきもの (ただし、予告案内標識については、対象道路が片側1車線の道路である場合には、必要に応じて設置するものとする。)

○……必要に応じて設置するもの



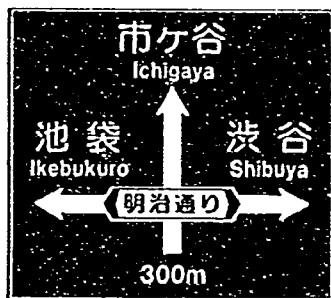
(108-A)



(108-B)



図-2・1 方面及び方向の予告



(108の3)

図-2・2 方面、方向及び道路の通称名の予告

表-2・2 予告案内標識の種類及び使用区分の目安

種 類	使 用 区 分
108-A	交差形状を示す必要がある道路の交差点。標識設置位置において、付加車線を加えて片側3車線以下の道路。 交差道路に案内すべき道路の通称名がある道路の交差点。 ただし通称名のある交差道路が一般国道である場合には(108の3)にかえて当該一般国道の路線名に係る数字を経由線路番号として表示した(108-A)を設置する。
108-B	標識設置位置において、付加車線を加えて片側4車線以上となる道路。進行方向別通行区分を表示する必要がある場合。 交通量の多い道路で必要のある場合。

○交差点案内標識

主要な道路が相互に交差する交差点には、交差道路の方面、方向等の案内をすることが望ましく、交差点標識の設置にあたっては、「表-2・1 交差点付近に設置する案内標識の設置の目安」に基づき、道路の規格、交通量（分岐交通量を含む）、交通の質（トリップ長等）及び地域性を総合的に検討し、当該交差点にあった標識を設置する。

種類は、図-2・3に示すように(105)系統と(108)系統がある。このうち(108)系統については、標示板上のレイアウトに多少空白を生ずる一方、交差形状の標示や交通流に合わせた案内ができ、判読しやすいため、重要な交差点にはできるだけ(108)系統を設置する。(108)系統の種類及び使用区分は、表-2・3による。

標識の設置位置は、道路状況（車線数、道路線形、交差点の密度、交差形状）、沿道状況、交通状況（交通量、交通流）等から、所定の運動行動をとるのに必要な走行距離が確保されるよう決定しなければならないが、標識令では(108)系統は交差点の手前150m以内と規定している。



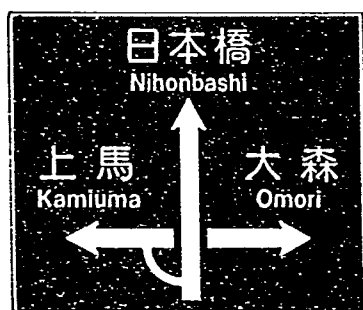
方面、方向及び距離
(105-A)



方面、方向及び距離
(105-B)



方面、方向及び距離
(105-C)



方面及び方向 (108の2-A)



方面及び方向 (108の2-B)



方面、方向及び道路の通称名 (108の4)

図-2・3 方面、方向等

表-2・3 (108)系統の種類及び使用区分

種 類	使 用 区 分	
108の2-A	交差形状を表示する必要がある道路の交差点。	
108の4	付加車線を加えて片側3車線以下の道路の交差点。	交差道路に案内すべき道路の通称名がある道路の交差点。 ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には(108-4)にかえ、当該国道の路線名に係る数字を経由路線番号として表示した(108の2-A)を設置する。
108の2-B	進行方向別通行区分を表示する必要がある道路の交差点。 付加車線を加えて片側4車線以上の道路の交差点。 交通量の多い道路で必要のある場合。	

○確認案内標識

主として長距離交通を対象とした道路の主要な交差点の流出部には、「表-2・1 交差点付近に設置する案内標識の設置の目安」に基づき設置する。

設置場所は、交差点の流出部においては、交差点案内に対する走行道路の確認および目的地までの距離視認を目安として設置する。ただし、都市内等で交差点間隔が小さい場合は省略してもよい。

距離表示は、標識の設置場所から案内している目標地の中心点等までの道路に沿った距離とする。目標地の中心点としては、通常、市役所もしくは、町村役場の正面地点とする。ただし、地域の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、主要交差点、駅、繁華街、その他当該市町村内の代表地点とする。

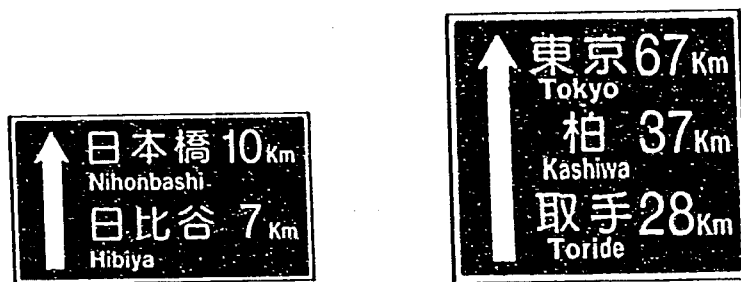


図-2・4 方面及び距離

○ (108)系統の板面表示

交差形状を表示するものにあっては、交差形状はできる限り正確に表示することを原則とする。ただし、道路利用者に不安や誤解を与えない程度の変更は、板面レイアウト上さしつかえない。また、交差形状よりもむしろ交通流に合わせたほうがわかりやすい場合は、交通流に合わせた表示方法をとる。

複雑な立体交差、または連続立体交差においては、一つの標示板で案内せずに、車両の進行に従って順次交差道路の案内をした方が板面表示が複雑にならず、道路利用者に不安や誤解を与えないので望ましい。

○案内標識に表示する地名数

当該道路の進行方向上にある目標地としては、当該道路の分類（主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路）に応じて、表-2・4で示されている第1ランク地名のうち、最も近いものを表示することを原則とする。ただし、主要幹線道路、幹線道路においては、当該道路の進行方向に2地名表示を行って、案内の連続性を保つとともに、短・中距離ドライバーに対しても目的地の案内を行うことが望ましい。

また、交差している道路上にある目標地については、交差している道路の分類に応じて、表-2・4で示されている第1ランク地名のうち、最も近いものを表示することを原則とする。

市街地などでは、きめの細かい案内を行うために1方向に二つ以上の目標地を表示したい場合もあるが、標識の判読性を考慮した場合、当該道路の進行方向以外の方向に複数の地名案内を行うことは極力避ける。

表-2・4 道路の分類と目標地

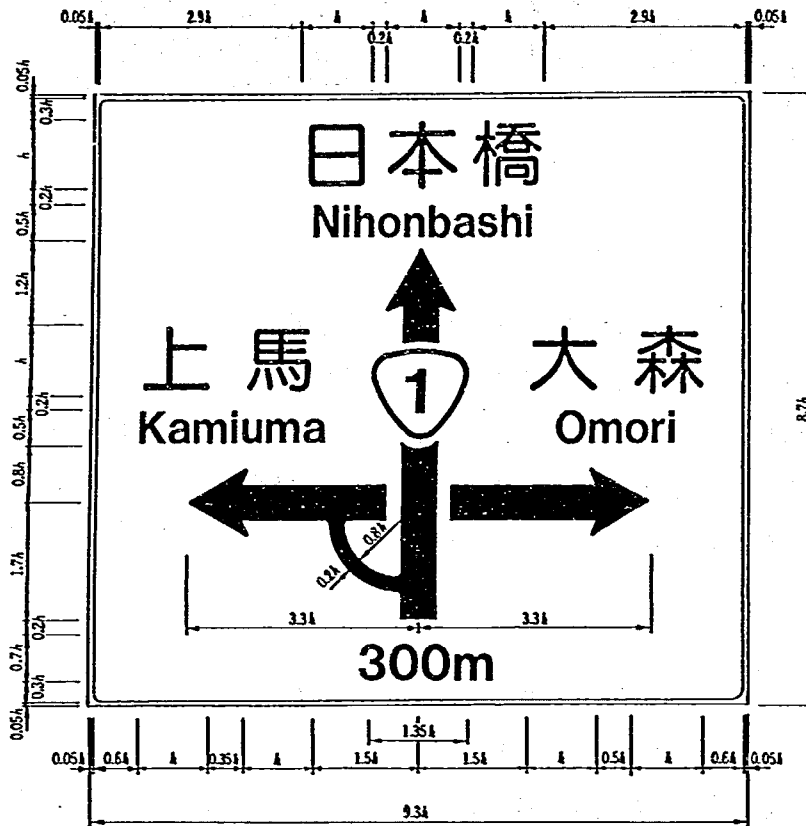
目標地 道路の分類	重要地	主要地	一般地
主要幹線道路	◎	○	
幹線道路	◎	◎	○
補助幹線道路	◎	◎	◎

(注) ◎ 第1ランク（原則として用いる地名）

○ 第2ランク（2地名表示の場合用いる地名）

○標示板の基本寸法

案内標識の標示板の基本寸法を、図-2・5～図-2・7に示す。



注) 右方向の表示漢字数と左方向の表示漢字数の合計
が6を越える場合には、1文字増えることに、標示
板の横寸法を1.2hずつ拡大するものとする。

図-2・5 方面及び方向の予告(108-A)
[経由路線番号を表示しない場合も同寸法]

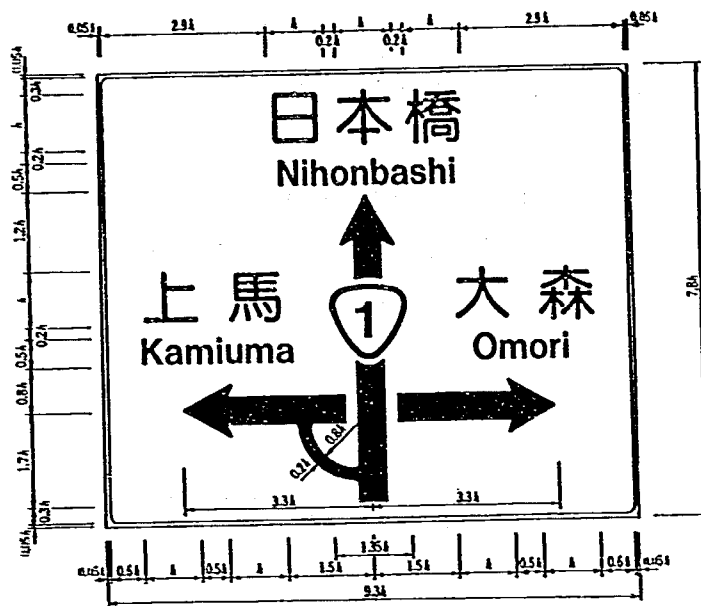


図-2・6 方面及び方向(108の2-A)
[経由路線番号を表示しない場合も同寸法]

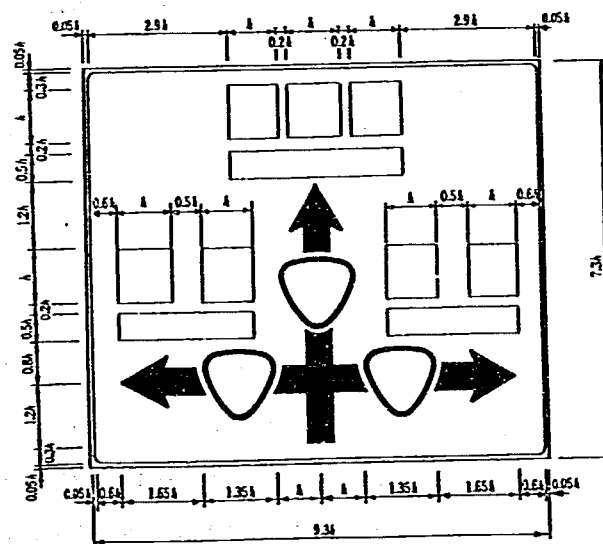


図-2・7 方面及び方向(108の2-A)
[平面交差の場合]

○経由路線番号

予告案内標識、交差点案内標識においては交差道路（当該道路を含む。以下同じ。）が一般国道の場合、確認案内標識においては当該道路が一般国道の場合には、原則として、一般国道の路線名に係る数字を経由路線番号として表示する（図-2・8）。

また、交差道路及び当該道路が主要な都道府県道の場合には、当該都道府県道における「都道府県道番号（118の2）」の整備状況等を勘案した上で、必要に応じて都道府県道番号に係る数字を路線経由番号として表示する。

○道路の通称名

交差道路に案内すべき道路の通称名がある場合は、その道路の通称名を表示し、車線変更等の操作が円滑に行われるようにする（図-2・9）。ただし、直進方向の道路の通称名については、標示板の表示が煩雑になる等の理由から案内しない。

また、通称名のある交差道路が一般国道である場合には、一般国道の路線名に係る数字を経由路線番号として表示することを優先させる。

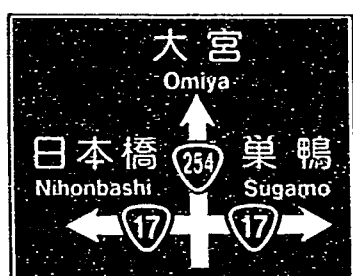


図-2・8 108系に路線番号を表示した例



図-2・9 案内すべき道路の通称名がある場合の表示例

○高速道路等の通称名

高速道路等の入口への案内は、道路利用者が緑地の案内標識をたどれば、高速道路等の入口へ導かれるように、一般道路の案内標識とは切り離して行うことが原則となっている。しかし、交差点付近で標識の視認性確保が困難な場合には、高速道路等への入口案内標識と一般国道の案内標識を併設する（図-2・10）か、一般道路標識に高速道路等の通称名を表示し案内する（図-2・11）。

標識を併設する場合は、①併設するスペースがあるかどうか、②適切な位置への設置が可能かどうか、③他の標識等との関係で、併設すると煩雑にならないかどうか、等に配慮する。また、一般道路標識に高速道路等の通称名を表示する場合は、前後の高速道路等の入口案内における情報量と考え合わせ、情報量の不足（103-B）等で問題とならないよう配慮する。

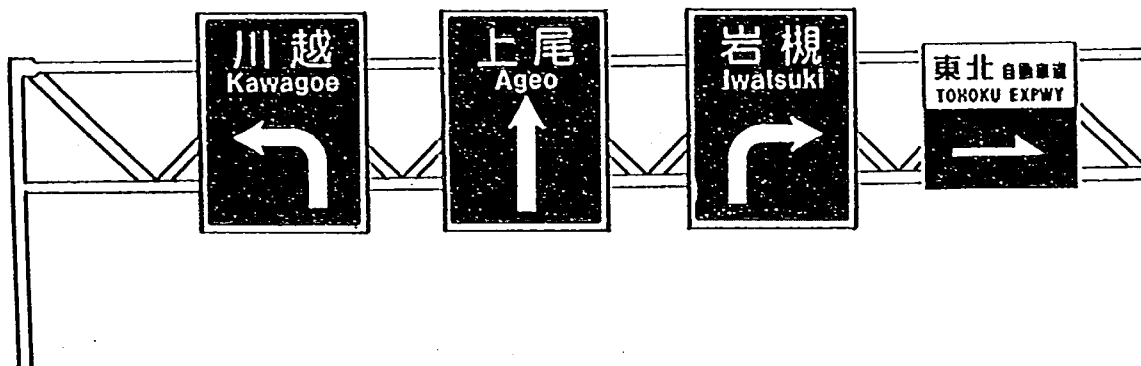


図-2・10 高速道路等の入口案内標識と一般道路標識を併設した例

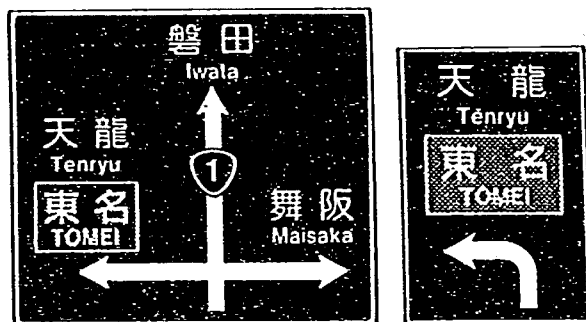


図-2・11 108系の標識に高速道路等の通称名を表示した例

○案内標識と規制標識との調整

方面、方向を表示する案内標識では、交通規制によりその矢印の方向に進行できないといった場合が考えられるが、このような場合には次のように調整する必要がある。

案内標識の設置にあたっては、必要に応じて「規制予告(409-A、B)」を表示する指示標識の共架、もしくは標識令に規定された設置場所に適合する場合に限り規制標識の共架をすることができることとする(図-2・12)。また、当該規制が全車種を対象とした終日規制である場合には、案内標識の中に規制標識のマークを記入することが考えられる(図-2・13)。なお、この規制標識のマークは、単に規制に関する予備情報を提供するものであり、正規の規制標識の代わりになるものでない。

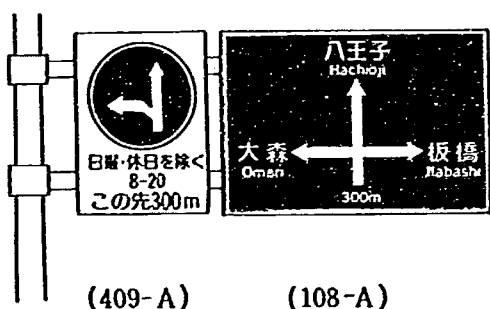


図-2・12 指示標識を共架した例

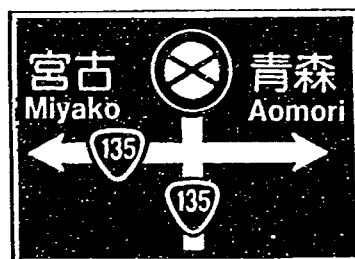


図-2・13 案内標識の中に規制標識のマークを記入した例

2.2 路面標示

路面標示の設置に対しては、「路面標示設置の手引き」³⁾がその考え方等を表しており、これにより、交差点での路面標示について基本的事項、並びにその考え方をまとめると以下ようになる。

○交差点に設置する路面標示

交差点に設置する路面標示は、交差点の適正な交通運用を図るために設置されるもので、主として次のようなものがある。

①交差点取り付け部における路面標示

②交差点内における路面標示

○交差点取り付け部における路面標示

交差点取り付け部には、車線区分のための車線境界線、各車線の進行方向矢印、右（左）折車線を示す路面標示などが設置される。これらの路面標示は、交差点に流入する交通の走行位置を進行方向別に区分して明示するためのものである。

○交差点内における路面標示

交差点内（停止線より内側の部分）の路面標示には、停止線、横断歩道、自転車横断帯などの交差点直近の脚部に設置されるものと、交差点指示標示、右左折の方法や走行指導線などを示す導流標示がある。前者は、車両の停止位置、歩行者や自転車の横断位置を示すものであり、後者は、交差点内での走行位置を示し、車両の円滑な走行を誘導するためのものである。

第3章 複雑交差点の要因と定義類型

3.1 複雑交差点の定義

本書では、交差点での案内誘導に問題が生じるものを複雑交差点と呼ぶものとする。

以下、本章では、複雑交差点での案内誘導の方法を抽出、整理するため、まず交差点が複雑となる要因を整理する。また、これに関連して複雑交差点を分類し、定義類型として整理する。

実際の複雑交差点においては、数種の要因が重なり合うことが考えられるため、交差点での案内誘導の際には、ここで分類した要因あるいは定義類型毎の案内誘導方法を組み合わせ、総合的な案内誘導を行うことになる。

3.2 案内誘導に問題が生じる要因

本節では、案内誘導に問題が生じ、交差点が複雑となる要因を整理する。要因の整理にあたっては、A)交差点形状、B)交通流、C)交通規制の3つの観点に大きく分類し、以下では、この各観点について案内誘導に問題が生じる要因を整理する。

A)交差点形状

①多枝型交差点

案内誘導すべき交差点が多枝型交差点であり、進行方向道路の前方、右側あるいは左側に複数の流出路が存在するため、単純な標示様式では表現できない（図-3・1）。

②変形交差点

案内誘導すべき交差点の枝数は4以下であるが、X字型、K字型など、特殊な交差形状をしているため、単純な標示様式では表現できない。

③広面積交差点

中央分離帯が広い交差点である、道路の交差角が小さい交差点である等の理由により、交差点面積が広く、単純な標示様式（単なる十字形）では十分にその状況が表現できない（図-3・2）。

④本線から独立した屈折車線あり

本線から独立した屈折専用車線があるため、それに対して、本線とは別の独立した案内誘導を行うことが考えられる。

⑤近接した交差点

複数の交差点が近接しているため、手前の交差点と次の交差点の案内誘導を同時に行うことが考えられる（図-3・3）。

⑥自動車専用道路の入口がある

交差点内または交差点付近に自動車専用道路の入口、またはそれに通じる道路があり、一般道路と自動車専用道路の案内を同時に行うことが考えられる。

⑦案内に不適当な道路がある

道路幅員が狭い、生活道路的な性質が強い、行き止まりである等の理由で案内誘導に不適当な道路がある（B）②と関連）。

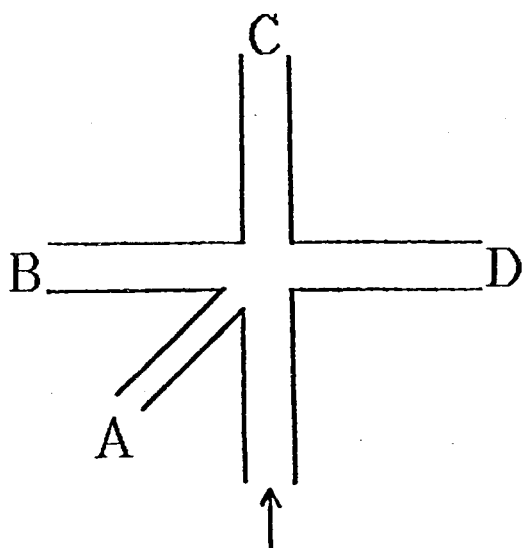
⑧立体交差あるいは橋梁、トンネル接続部に分合流がある

立体交差あるいは橋梁、トンネル接続部に分合流があり、交差点と同様、案内誘導を必要とすると考えられるが、道路の構造上、案内標識等の設置が難しい。

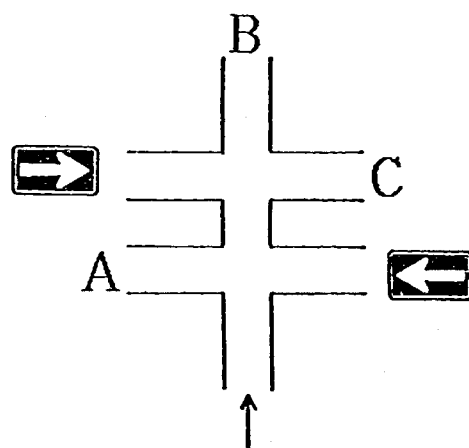
⑨逆側方への進行

交差点がランプ形式の道路構造であり、目的とする側方（右側、左側）に対して一旦逆の側方（順に、左側、右側）に進行する（図－3・4）。

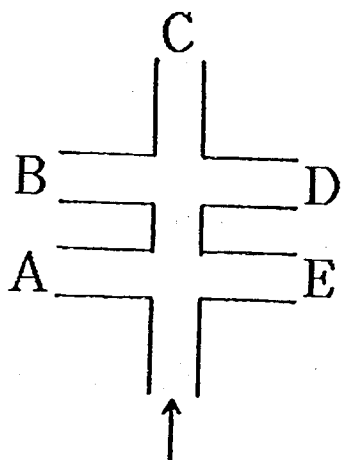
（※図－3・1～図－3・4で、A～Eは流出可能な方向を示す。）



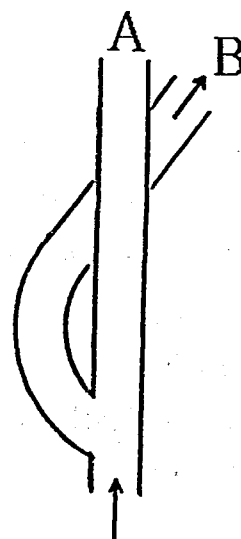
図－3・1 平面5差路



図－3・2 立体交差の交差道路側
（中央分離帯が広い例）



図－3・3 近接した交差点



図－3・4 逆側方に進行する道路形状

B) 交通流

① 主交通流が直進でない

交差点における主交通が右折方向あるいは左折方向であり、案内誘導が必要であると考えられる（図-3・5）。

② 枝により交通量に差がある

交差点流出路のうち案内誘導を行うほどの交通量がないものがあり、流入路側の案内標識によって、その案内誘導を行うべきかどうかの検討が必要である（図-3・6、A)⑦と関連）。

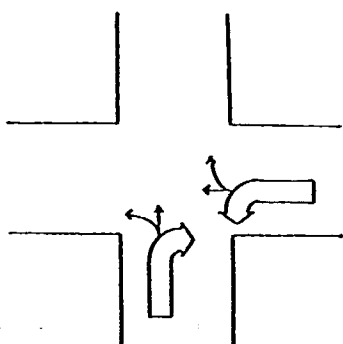


図-3・5 主交通が直進でない交差点

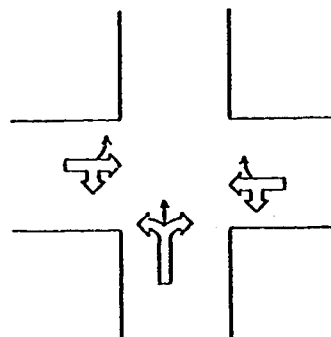


図-3・6 枝により交通量に差がある交差点

C) 交通規制

① 指定方向外進行禁止

指定方向外進行禁止の規制によって、進行中の流入路から進行できない流出方向があり、交差点手前で、そのような状況に対する予備情報を提供することが考えられる（図-3・7）。

② 時間規制、車種規制

時間帯、車種により交通規制があり、案内標識内に規制標識のマークのみを加えた形では、規制内容に關係する車両に対して誤解を生じる。

③ 進行方向別通行区分規制

交差点で流入車線数が多く、また進行方向別通行区分規制が行われており、案内標識では、流入車線の方向案内、進行すべき車線案内が十分にできない（B)①と関連）。

（※図-3・7で、A、Bは流出可能な方向を示す。）

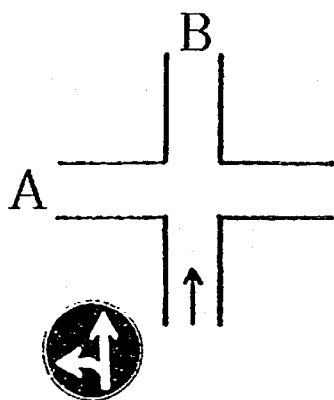


図-3・7 指定方向外進行禁止の交差点

3.3 複雑交差点の定義類型

「3.2 案内誘導に問題が生じる要因」を整理し、複雑交差点の定義分類を行った。以降は、この分類結果を定義類型と呼ぶものとする。今後は、この定義類型に従い、定義類型毎の案内誘導方法を確定していく。表-3・1に、定義類型を示す。

表-3・1 複雑交差点の定義類型

	複雑交差点の定義類型
A)交差点形状	(平面構造) [A]-1① 5枝以上の多枝型交差点 [A]-1② X字、K字などの特殊な交差形状の交差点 [A]-1③ 広面積交差点 [A]-1④ 近接した交差点 [A]-1⑤ 自動車専用道の入り口がある交差点 (立体構造) [A]-2① 立体構造物の途中で分合流がある交差点 [A]-2② 目的とする方面に対して一旦逆方向に進行する交差点
B)交通流	[B]-① 主交通が直進でない交差点 [B]-② 枝により交通量に極端な差がある交差点 案内に不適當な道路がある交差点
C)交通規制	[C]-① 指定方向外進行禁止により進行できない方向がある交差点 [C]-② 時間帯により進行できない方向がある交差点 [C]-③ 車種により進行できない方向がある交差点

第4章 複雑交差点での案内誘導方法

4.1 基本的考え方

「1.1 目的」でも述べたとおり、本書の目的は、複雑な交差点に対する案内誘導方法の提案である。したがって、複雑でない交差点に対しては、従来通り「道路標識設置基準・同解説」、「改訂路面標示設置の手引」等を基本として案内標識、路面標示の設置を行うことになる。

複雑交差点での案内誘導にあたり注意すべき事項は、誘導に対する案内標識と路面標示の有効性である。案内標識と路面標示を比較した場合、1)交差点遠方からの視認性、2)周囲車両による見えにくさの発生などにおいて、路面標示の効力は低いことが伺える。したがって、案内誘導にあたっては、案内標識が主なツールであり路面標示が補助的なツールと考えるのが良く、ここでは案内誘導を主に案内標識で実現するものとする。もちろん補助的なツールとしての路面標示は設置すべきである。

複雑交差点での案内誘導に関する基本的な考え方を以下に示す。次節に示す案内誘導方法は、この基本的考え方に則ったものである。なお、基本的考え方は第3章で定義したと同様、A)交差点形状、B)交通流、C)交通規制の順に記述する。

A)交差点形状

- ①交差点が複雑であることを考慮して、案内標識の設置の際には「表-2・1 交差点に設置する案内標識の設置目安」にとらわれず、予告案内標識、交差点案内標識、確認案内標識のすべてを設置する。
- ②案内のための情報量が増加することを考慮して、予告案内標識、交差点案内標識には、同様の図案を用いることを基本とする。なお、多車線道路において車線毎に進行方向を案内する車線案内（図-4・1に示す標識の利用）を行う場合も、できるだけこの考え方を踏襲する。
- ③交差点形状自体が複雑となる場合、標示様式は、交差点の形状（流出路の方向、幅員の相違等）を忠実に再現したものとする。
- ④近接した交差点、あるいは自動車専用道路の入り口が近接する場合は、これらの情報を同時に標示する。この際必要ならば、近接交差点間の距離を合わせて標示する。
- ⑤立体的な構造の案内においては、交差点構造を一旦標示し、その後経路に沿った案内誘導とする。



図-4・1 108-B系の案内標識

B) 交通流

- ① 交差点が複雑であることを考慮して、案内標識の設置の際には「表-2・1 交差点に設置する案内標識の設置目安」ととらわれず、予告案内標識、交差点案内標識、確認案内標識のすべてを設置する。
- ② 多車線道路においては、車線毎に進行方向を案内する車線案内（図-4・1に示す標識の利用）を常に検討する。
- ③ 交通の連続性、案内誘導の确实性を考慮して、経由路線番号を標示する。
- ④ 地先道路等、案内に不適当な道路に対しては、案内地名を標示しない。

C) 交通規制

- ① 交差点が複雑であることを考慮して、案内標識の設置の際には「表-2・1 交差点に設置する案内標識の設置目安」ととらわれず、予告案内標識、交差点案内標識、確認案内標識のすべてを設置する。
- ② 規制に関する予備情報として、案内標識に規制標識のマークを併記する。ここで併記する規制マークは規制の予告を行うものであり規制の効力は持たないものとする。なお、この場合は規制標識を設置する公安委員会と協議するものとする。

4.2 定義類型毎の案内誘導方法

以下本章では、案内誘導方法の見方、並びに、複雑交差点の定義類型毎の案内誘導方法を示す。なお、ここで示す案内誘導方法を参考にする場合には次のことに留意しておかなければならない。

ここに示す案内誘導方法は個別の定義類型に対応したものであり、実際の現場で、複雑となる要因が数種ある場合などは、これら案内誘導方法を組み合わせた総合的な案内誘導を行う必要がある。

4.2.1 案内誘導方法の見方

本章に示す案内誘導方法は、次の項目によってその内容が整理されている。

- ・ 分類
- ・ 複雑交差点での案内誘導
- ・ 事例
- ・ 適用上の注意

以下には上記の各項目の内容を示し、案内誘導方法の見方を紹介する。

1. 分類

① 定義類型

複雑交差点の定義類型、及び、複雑交差点において案内誘導に問題を生じる要因を記述している。

② 適用範囲

案内誘導方法の適用範囲を記述している。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型、②交差点概要図または交差点状況図、③複雑交差点での案内誘導方法、④解説を示してある。解説には、交差点が複雑となっている原因、それを解決する案内誘導方法の着目点、要点を示す。

3. 事例

交差点事例への案内誘導方法の適用結果を示してある。なお、この事例では、基本的に交差点に流入する一方向に対する案内としている。

4. 適用上の注意

案内誘導方法の解説、有利点の説明、適用時の注意、案内誘導の代替案等、誘導方法の検討、評価を通して得られた知見を示してある。

4.2.2 複雑交差点の一覧

本マニュアルで対象とする複雑交差点を、各定義類型並びにその細分に応じて整理したものが「表-4・1 複雑交差点の一覧」である。この一覧により、以降は複雑交差点の定義類型毎に対応番号を参照し、案内誘導方法を検索することができる。

表-4・1 複雑交差点の一覧

定 義 類 型	対応番号
[A)-1①] 5枝以上の多枝型交差点 (1) 付加車線も含めた流入車線が2車線以下のもの (2) 付加車線も含めた流入車線が3車線のもの (3) 付加車線も含めた流入車線が4車線以上のもの	交差点1 交差点2 交差点3
[A)-1②] X字、K字などの特殊な交差形状の交差点 (1) X字型交差点 (2) K字型交差点 (3) くい違い型交差点	交差点4 交差点5 交差点6
[A)-1③] 広面積交差点 (1) 十字型の形状のもの (2) 変則型の形状のもの (3) 交差する道路が広幅員中央分離帯によって上下線に大きく分離しているもの	交差点7 交差点8 交差点9
[A)-1④] 近接した交差点 (1) T字型近接交差点 (2) 十字型近接交差点	交差点10 交差点11

表-4・1 複雑交差点の一覧(続き)

定義類型	対応番号
[A]-1⑤] 自動車専用道の入り口がある交差点 (1) 本線と並行して自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路があるもの (2) 自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路と一般道で交差点を形成しているもの (3) 交差点を屈折した直近に自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路があるもの	交差点12 交差点13 交差点14
[A]-2①] 立体構造物の途中で分合流がある交差点 (1) トンネル出口から 200m以内に分流があるもの (2) 橋梁端から 200m以内に分流があるもの	交差点15 交差点16
[A]-2②] 目的とする方面に対して一旦逆方向に進行する交差点 (1) 分流する道路が1箇所のもの (2) 分流する道路が2箇所のもの	交差点17 交差点18
[B]-①] 主交通が直進でない交差点 (1) 路線が屈折しているもの (2) 当該交差点が路線の起終点となっているもの (3) 当該交差点から路線の重用が始まるもの (4) 現道に交差してバイパスが接続しているもの	交差点19 交差点20 交差点21 交差点22
[B]-②] 枝により交通量に極端な差がある交差点 案内に不適当な道路がある交差点 (1) 案内の目標地を持たないもの (2) 道路の不通区間など物理的な状況を持つもの	交差点23 交差点24
[C]-①] 指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点 (1) 指定方向外進行禁止のみの規制のもの (2) 車両進入禁止規制も加わっているもの	交差点25 交差点26
[C]-②] 時間帯により進行できない方向がある交差点 (1) 時間帯により進行できない方向があるもの	交差点27
[C]-③] 車種により進行できない方向がある交差点 (1) 車種により進行できないまたは進行できる方向があるもの	交差点28

4.2.3 案内誘導方法

次ページ以降に、定義類型毎の案内誘導方法を示す。

交差点1

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ①]

5 枝以上の多枝型交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

1 つの流入路からみた場合、右方または左方の同一方向に複数の流出路がある。またそれに起因して主道路が直進ではない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、5 枝以上の多枝型交差点に適用するものであり、そのうち付加車線も含めた流入車線が2 車線以下のものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

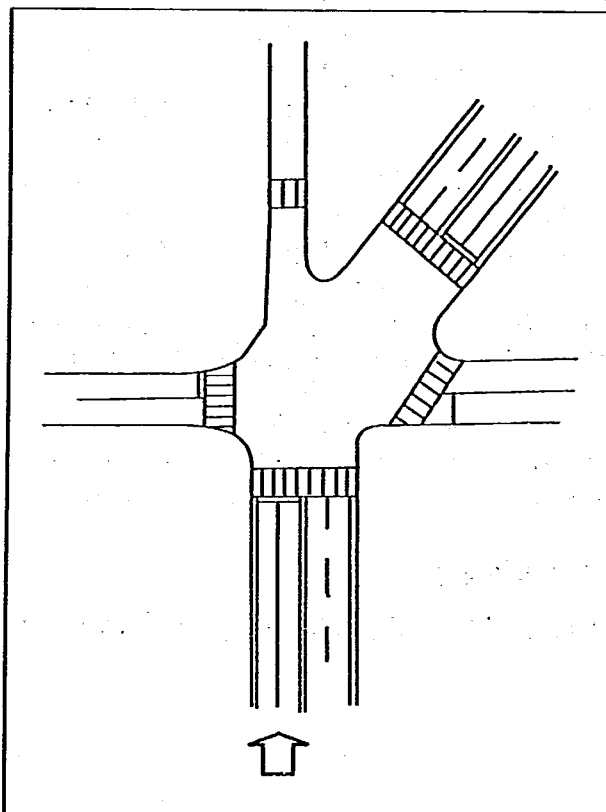
(定義類型)

5 枝以上の多枝型交差点

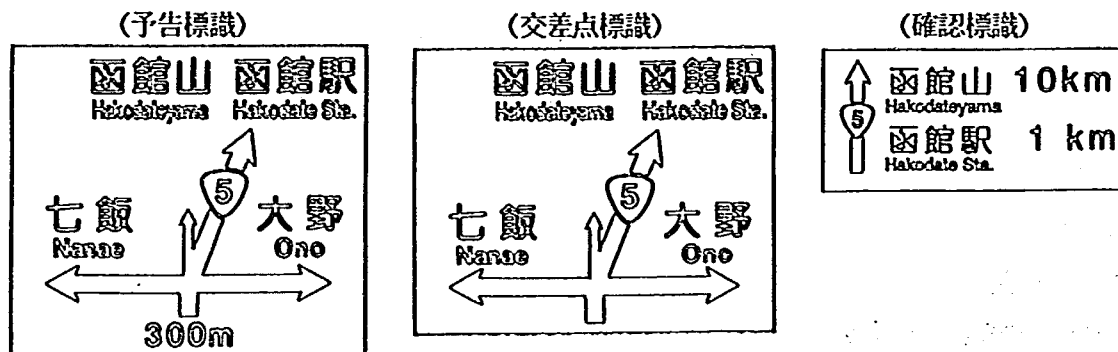
(適用範囲)

5 枝以上の多枝型交差点のうち、付加車線も含めた流入車線が2 車線以下のもの

②交差点概要図または交差点状況図



③複雑交差点での案内誘導方法

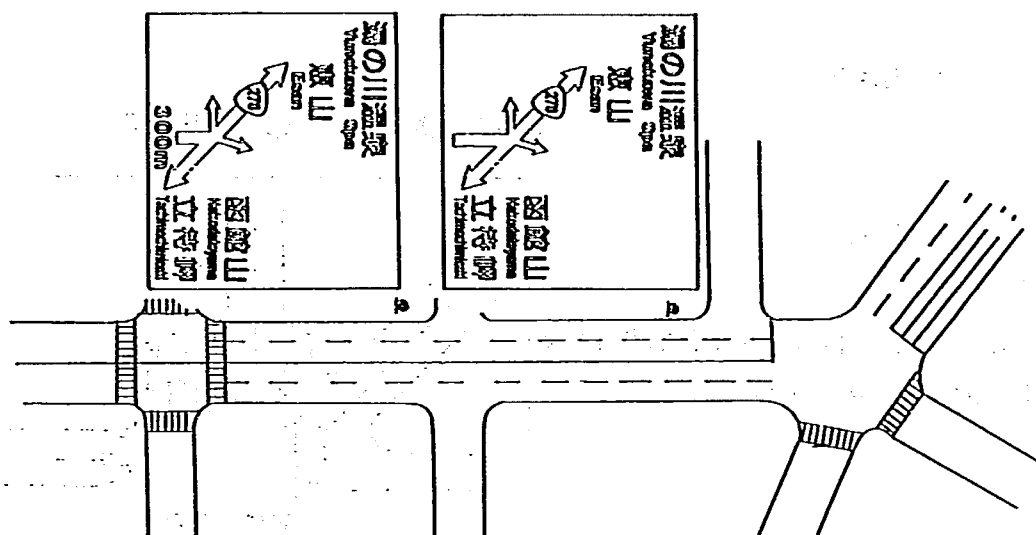


④解説

○交差点が5枝となっているため、単なる十字型で案内標識を標示すると、運転者に混乱を生じさせることになる。

○案内標識の標示をできるかぎり交差点形状に近づけ、標識による適切な案内誘導を可能とした。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の標示をできるかぎり交差点形状に近づけて得られたものである。これにより交差点内での車両の走行がスムーズになると考えられる。

対象とする交差点は5枝以上という特殊な形状であるため、予告標識、交差点標識はそのことを十分に運転者に伝達できるよう、同じ標識内容(図案)とする(108-B系との混用は避ける)。また、交差点通過後すぐに進行している方向が確認できるように、主要な流出方向には確認標識を設置する。

交差点2

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ①]

5 枝以上の多枝型交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

1つの流入路からみた場合、右方または左方の同一方向に複数の流出路がある。またそれに起因して主道路が直進ではない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、5 枝以上の多枝型交差点に適用するものであり、そのうち付加車線も含めた流入車線が3 車線のものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

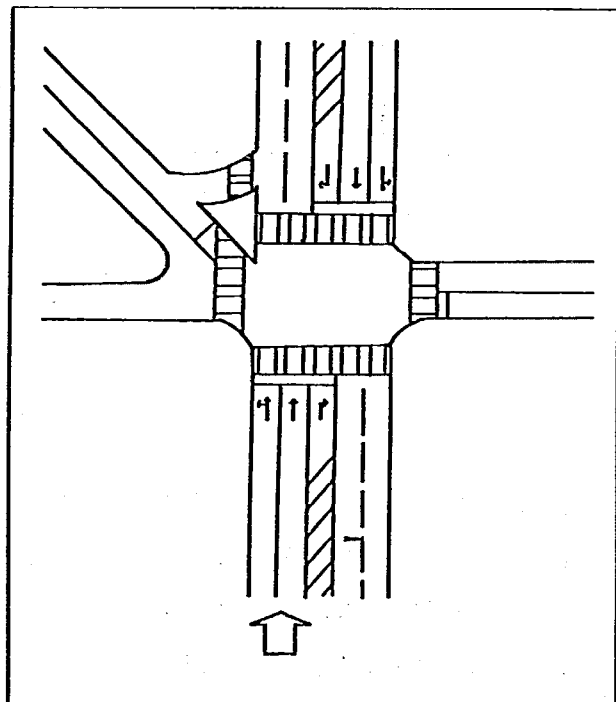
(定義類型)

5 枝以上の多枝型交差点

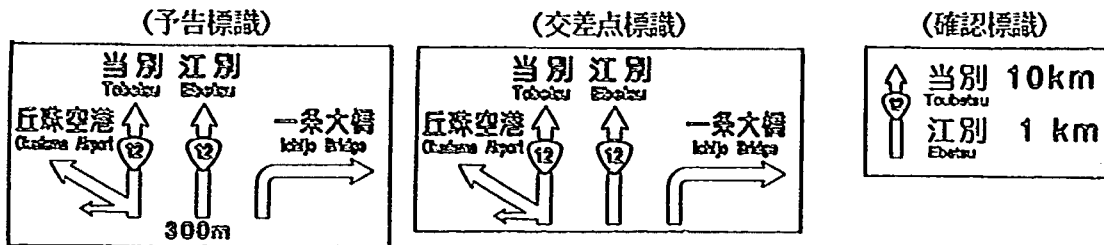
(適用範囲)

5 枝以上の多枝型交差点のうち、付加車線も含めた流入車線が3 車線のもの

②交差点概要図または交差点状況図



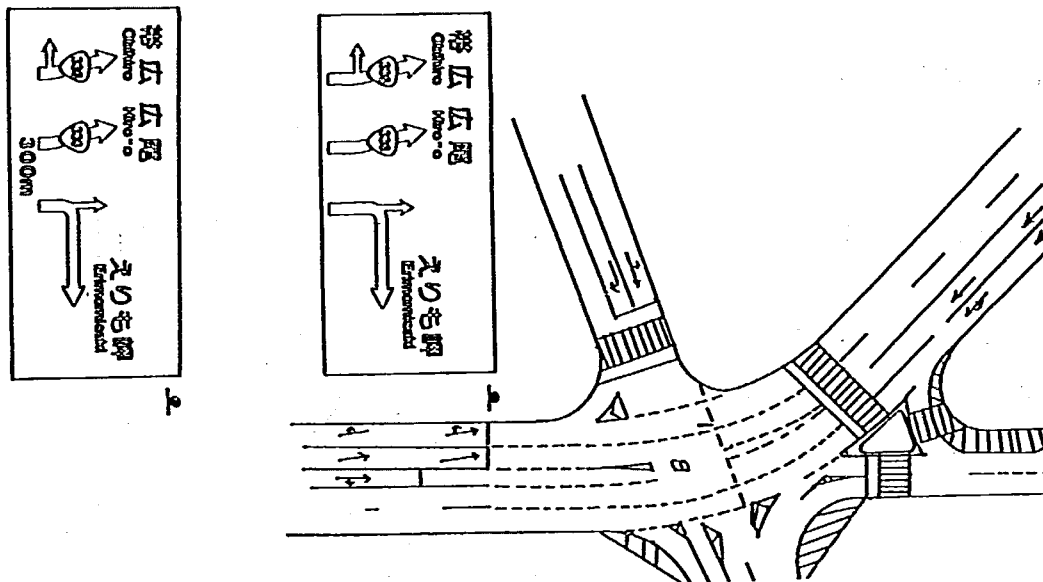
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

- 交差点が5枝となっているため、従来の 108-B系で案内標識を標示すると、運転者に混乱を生じさせることになる。
- 案内標識の標示をできるかぎり交差点運用に近づけ、標識による適切な案内誘導を可能とした。
- 進行方向別通行区分の内容を含めて案内誘導するため、運転者に対し、採るべき車線の案内が容易となる。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の標示を交差点形状に近づけて得られたものである。これにより交差点内での車両の走行がスムーズになると考えられる。

対象とする交差点は5枝以上という特殊な形状であるため、予告標識、交差点標識はそのことを十分に運転者に伝達できるよう、同じ標識内容（図案）とする（108-A系との混用は避ける）。また、交差点通過後すぐに進行している方向が確認できるように、主要な流出方向には確認標識を設置する。

交差点3

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ①]

5 枝以上の多枝型交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

1 つの流入路からみた場合、右方または左方の同一方向に複数の流出路がある。またそれに起因して主道路が直進ではない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、5 枝以上の多枝型交差点に適用するものであり、そのうち付加車線も含めた流入車線が4 車線以上のものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

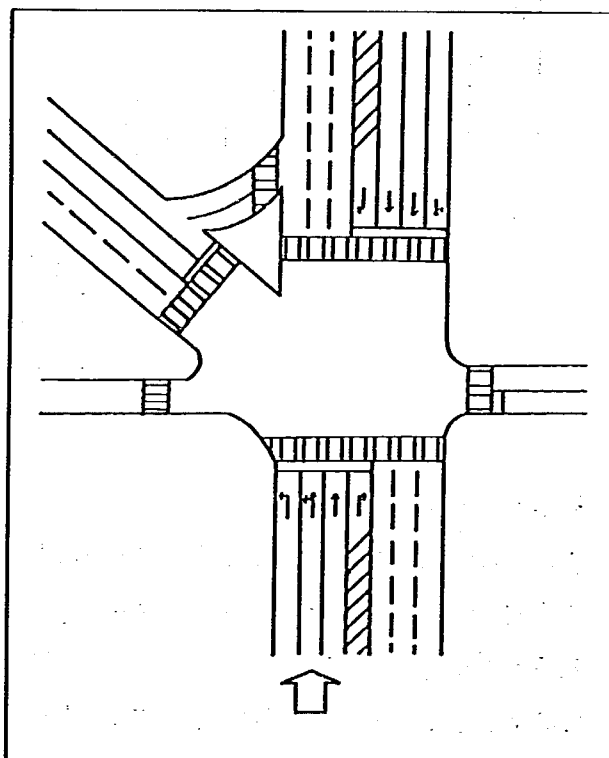
(定義類型)

5 枝以上の多枝型交差点

(適用範囲)

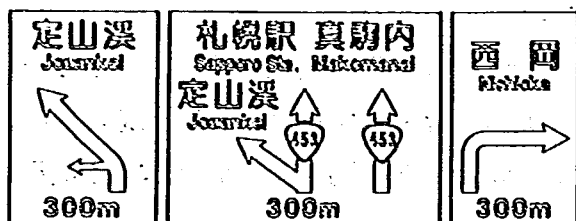
5 枝以上の多枝型交差点のうち、付加車線も含めた流入車線が4 車線以上のもの

②交差点概要図または交差点状況図

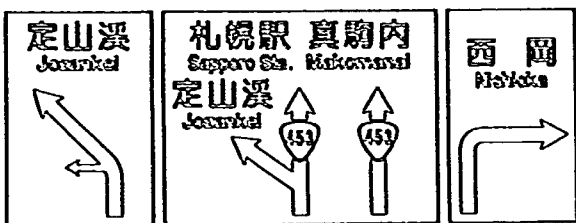


③複雑交差点での案内誘導方法

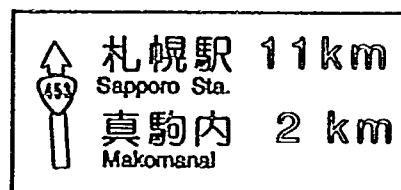
(予告標識)



(交差点標識)



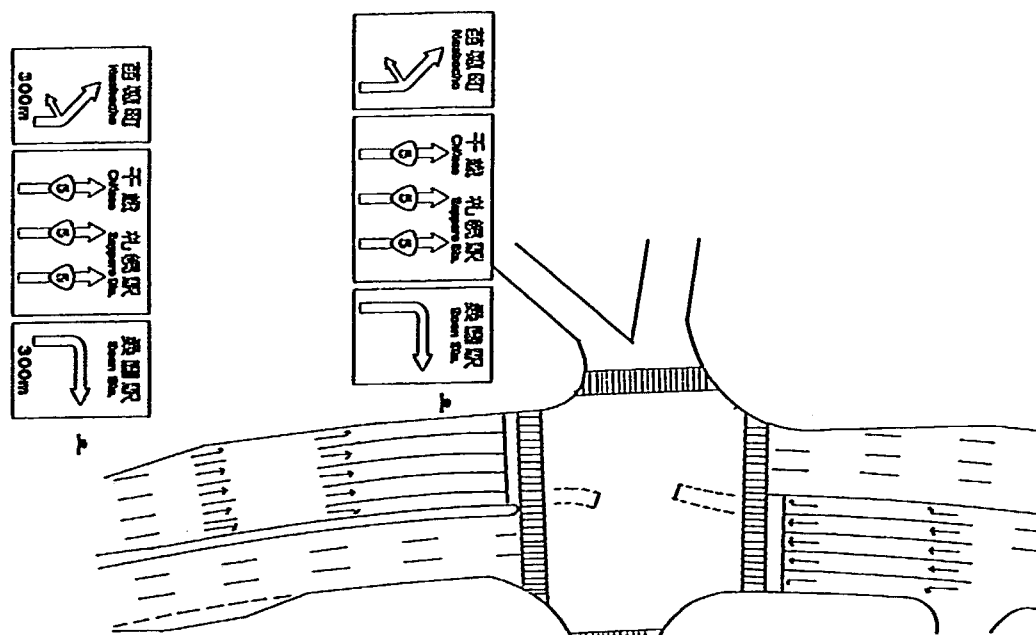
(確認標識)



④解説

- 交差点形状が5枝となっているため、従来の108-B系で案内標識を標示すると、運転者に混乱を生じさせることになる。
- 案内標識の標示をできるかぎり交差点運用に近づけ、標識による適切な案内誘導を可能とした。
- 進行方向別通行区分の内容を含めて案内誘導するため、運転者に対し、採るべき車線の案内が容易となる。
- 車線毎の進行方向が分割されて標示されるため、各案内板は車線真上に設置することが可能となる。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の標示を交差点形状に近づけて得られたものである。これにより交差点内での車両の走行がスムーズになると考えられる。

対象とする交差点は5枝以上という特殊な形状であるため、予告標識、交差点標識はそのことを十分に運転者に伝達できるよう、できるかぎり同じ標識内容（図案）とする（108-A 系との混用は避ける）。また、交差点通過後すぐに進行している方向が確認できるように、主要な流出方向には確認標識を設置する。

交差点4

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ②]

X字、K字などの特殊な交差形状の交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点の交差角が小さく鋭角な交差点であるため、単なる十字形の表現では十分な案内誘導ができない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、X字型、K字型、くい違い型など特殊な交差形状をしている交差点に適用するものであり、そのうちX字型交差点を対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

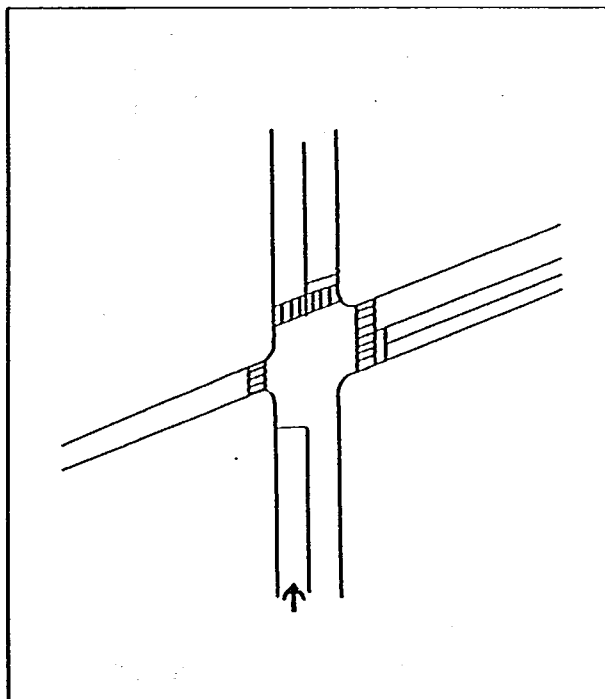
(定義類型)

X字、K字などの特殊な交差形状の交差点

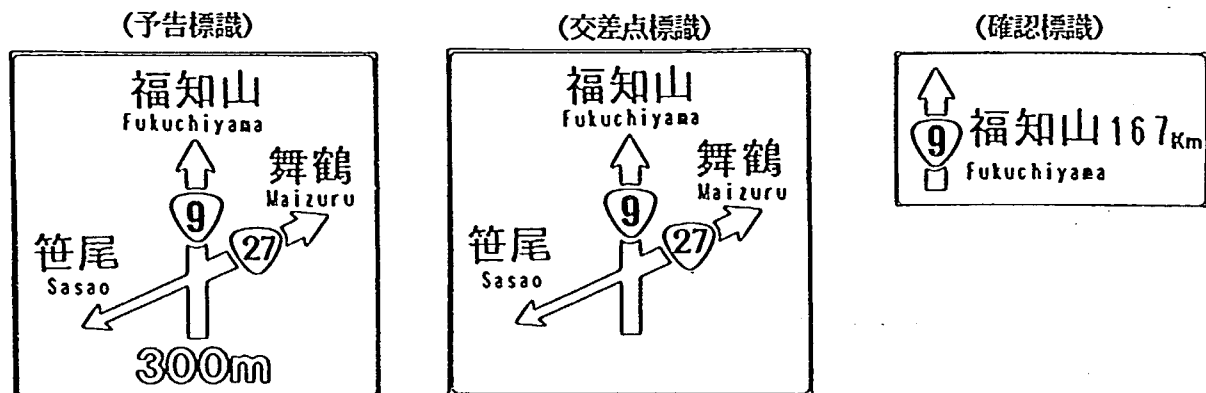
(適用範囲)

特殊な交差形状の交差点のうち、X字型交差点

②交差点概要図または交差点状況図



③複雑交差点での案内誘導方法

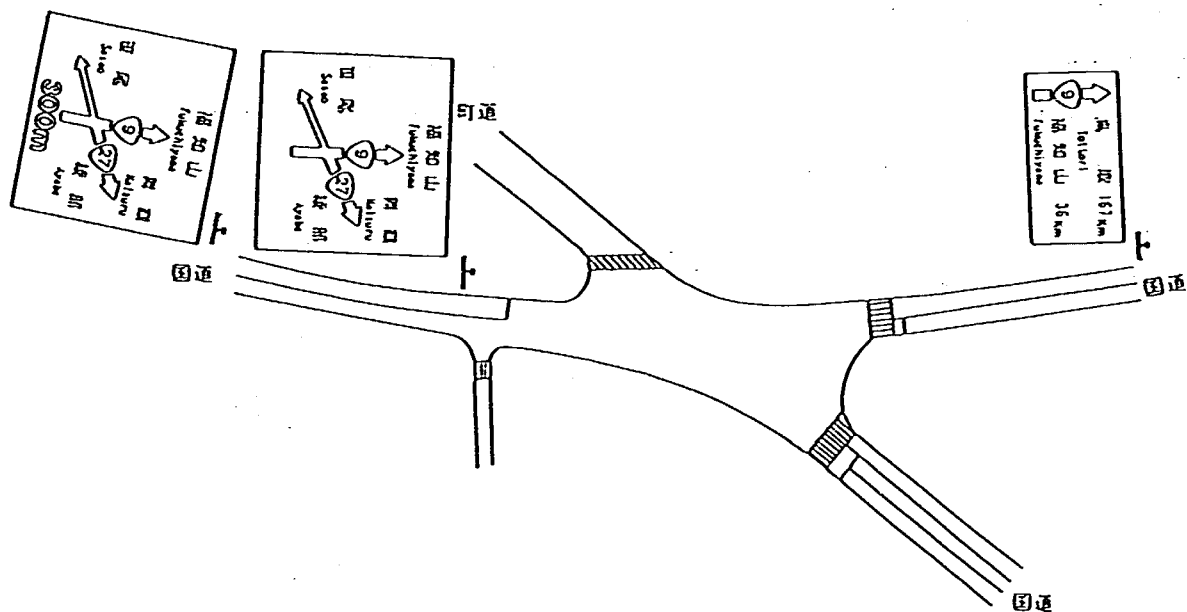


④解説

○交差点形状がX字型となっており、単なる十字形で案内標識を標示すると運転者に混乱を生じさせることになる。

○案内標識の標示をできるかぎり交差点形状に近づけ、標識による適切な案内誘導を可能とした。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の標示をできるかぎり交差点形状に近づけて得られたものである。これにより鋭角に交差する道路への右折または左折交通が円滑になると考えられる。

対象とする交差点はX字型という特殊な形状であるため、通過後すぐに進行している方向が確認できるよう確認標識を設置する。

交差点5

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ②]

X字、K字などの特殊な交差形状の交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点の直進方向に対し、右方または左方の同一方向に複数の流出路があるため、単なる十字（T字）形の表現では十分な案内誘導ができない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、X字型、K字型、くい違い型など特殊な交差形状をしている交差点に適用するものであり、そのうちK字型交差点を対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

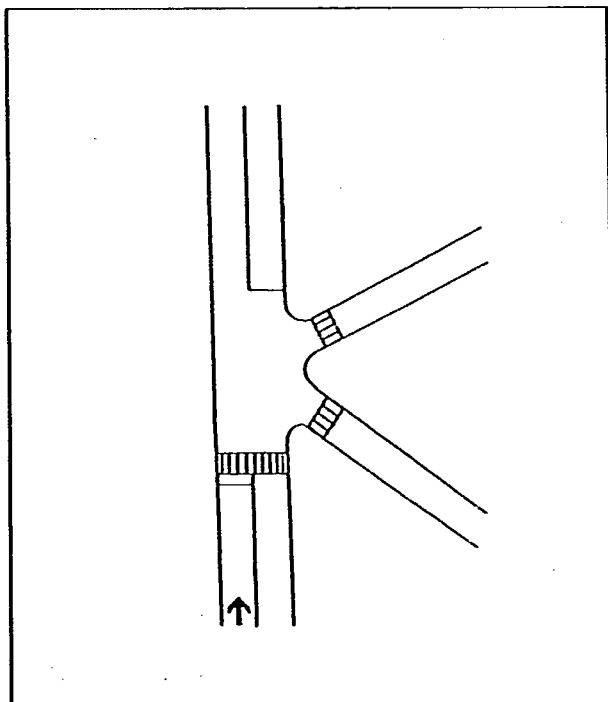
（定義類型）

X字、K字などの特殊な交差形状の交差点

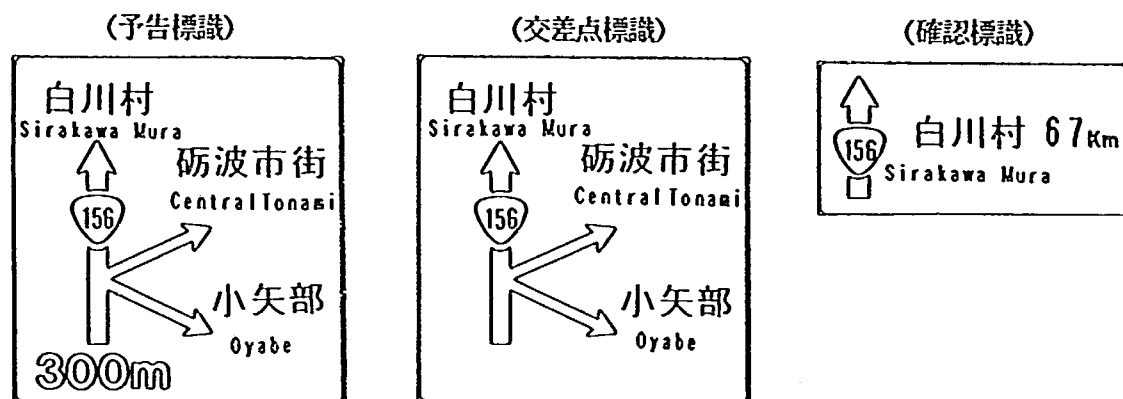
（適用範囲）

特殊な交差形状の交差点のうち、K字型交差点

②交差点概要図または交差点状況図



③複雑交差点での案内誘導方法

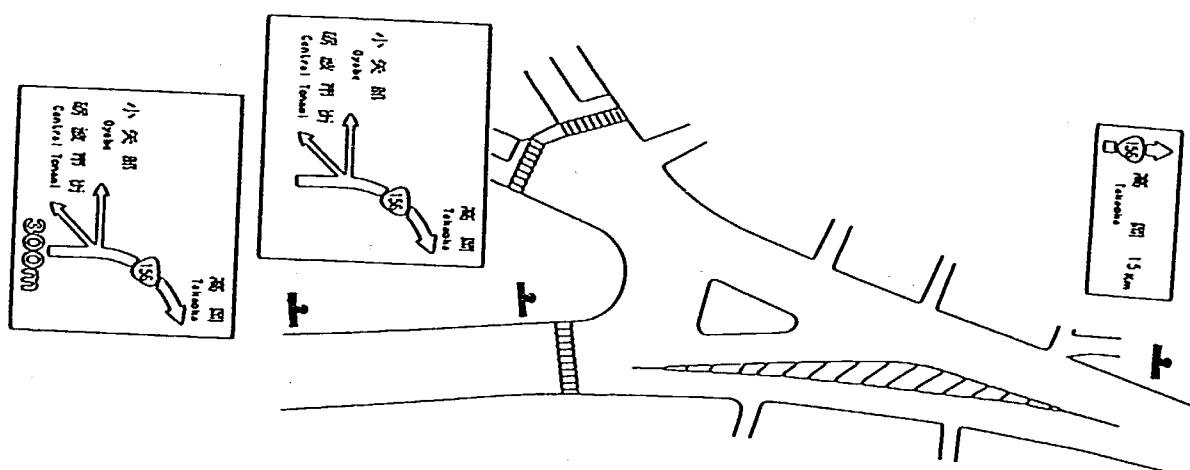


④解説

○交差点形状がK字型となっており、単なる十字（T字）形で案内標識を標示すると運転者に混乱を生じさせることになる。

○案内標識の標示をできるかぎり交差点形状に近づけ、標識による適切な案内誘導を可能とした。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の標示をできるかぎり交差点形状に近づけて得られたものである。これにより進行方向を誤認する可能性が減り、交通が円滑になるものと考えられる。

対象とする交差点はK字型という特殊な形状であるため、通過後すぐに進行している方向が確認できるよう確認標識を設置する。

交差点6

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1②]

X字、K字などの特殊な交差形状の交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

同一交差点内において、流出路がくい違い状に交差するため、単なる十字形の表現では十分な案内誘導ができない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、X字型、K字型、くい違い型など特殊な交差形状をしている交差点に適用するものであり、そのうちくい違い型交差点を対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

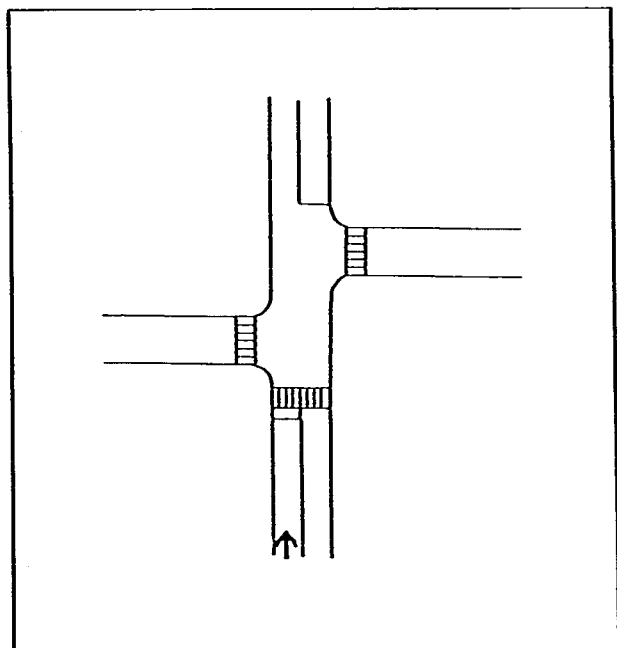
(定義類型)

X字、K字などの特殊な交差形状の交差点

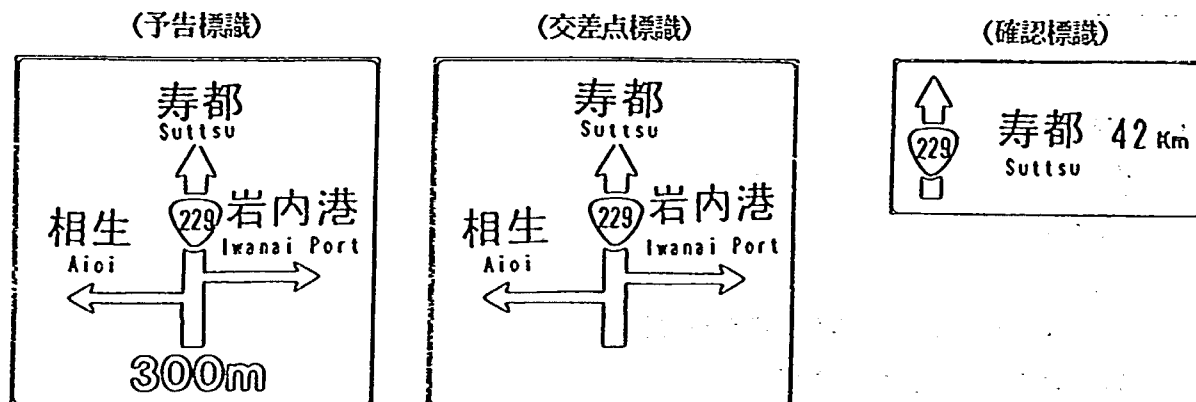
(適用範囲)

特殊な交差形状の交差点のうち、くい違い型交差点

②交差点概要図または交差点状況図



③複雑交差点での案内誘導方法

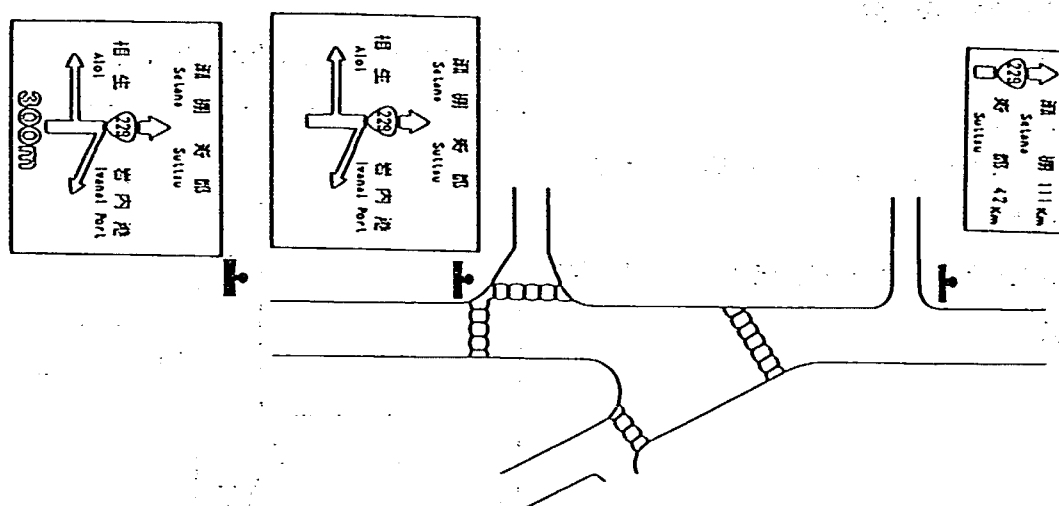


④解説

○交差点形状がくい違い型となっており、単なる十字形で案内標識を標示すると運転者に混乱を生じさせることになる。

○案内標識の標示をできるかぎり交差点形状に近づけ、標識による適切な案内誘導を可能とした。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の標示をできるかぎり交差点形状に近づけて得られたものである。これによりくい違いの形状が事前に把握されることによって円滑に走行できるものと考えられる。

対象とする交差点はくい違い型という特殊な形状であるため、通過後すぐに進行している方向が確認できるよう確認標識を設置する。

交差点7

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ③]

広面積交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点を構成する道路が多車線である等の理由により、交差点面積が広くなり、単なる十字形の表現では十分な案内誘導ができない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、広面積交差点に適用するものであり、そのうち十字型の形状のものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

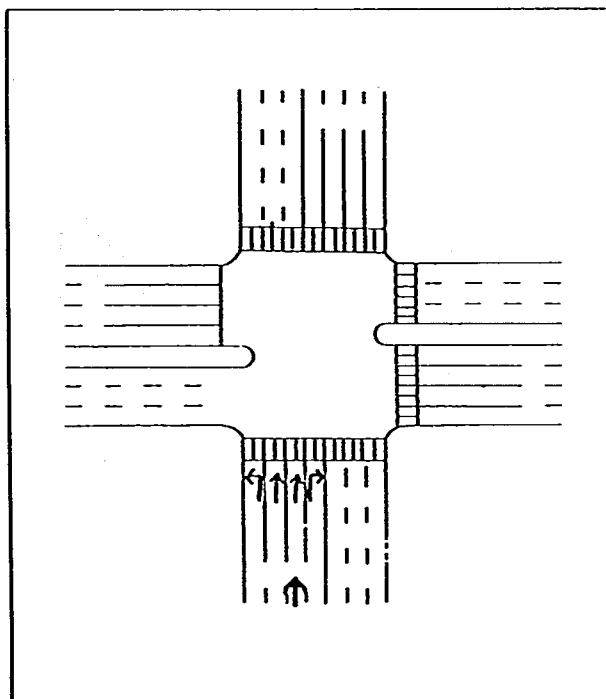
(定義類型)

広面積交差点

(適用範囲)

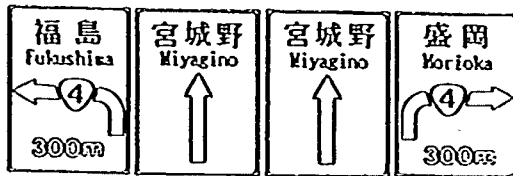
広面積交差点のうち、十字型の形状のもの

②交差点概要図または交差点状況図

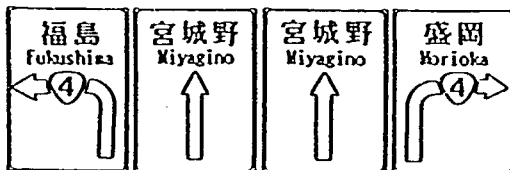


③複雑交差点での案内誘導方法

(予告標識)



(交差点標識)



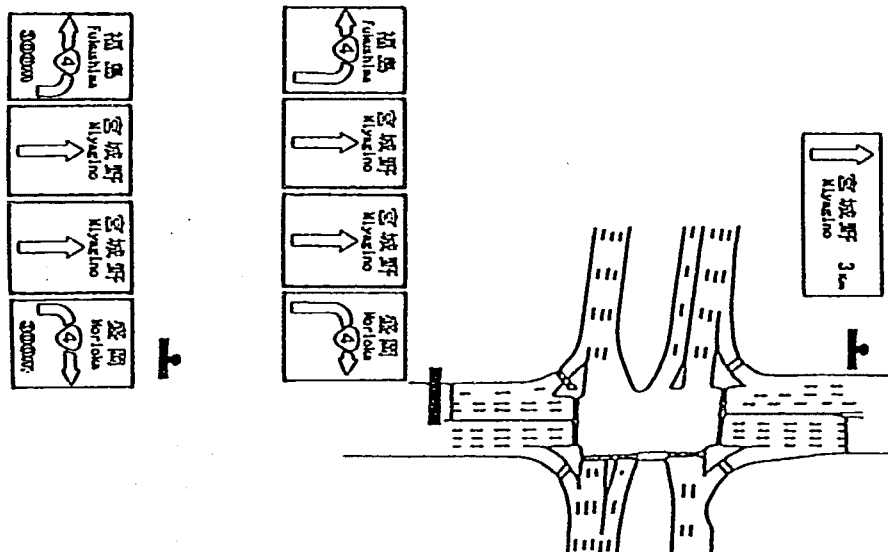
(確認標識)



④解説

- 交差点面積が広く、単なる十字型で案内標識を標示すると運転者に混乱を生じさせることになる。
- 進行方向別通行区分の内容を含めて案内誘導するため、運転者に対し採るべき車線の案内が容易となる。
- 車線毎の進行方向が分割されて標示されるため、各案内板は車線直上に設置することが可能となる。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、交差点を構成する道路が多車線であるために、その流入車線毎の案内に重点をおいて得られたものである。この案内誘導方法は、交差点に進入する車両を交差点手前で車線に配分し終えているため、交差点内での車両の進行がスムーズになるものと考えられる。

対象とする交差点は広面積という特殊な条件であるため、交差点通過後すぐに進行している方向が確認できるよう確認標識を設置する。

交差点8

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ③]

広面積交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点を構成する道路が多車線である等の理由により、交差点面積が広くなり、単なる十字形の表現では十分な案内誘導ができない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、広面積交差点に適用するものであり、そのうち変則型の形状のものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

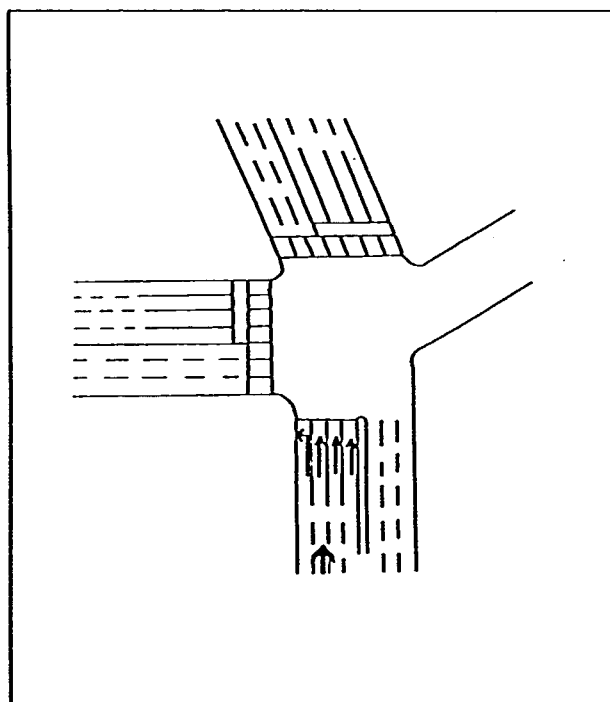
(定義類型)

広面積交差点

(適用範囲)

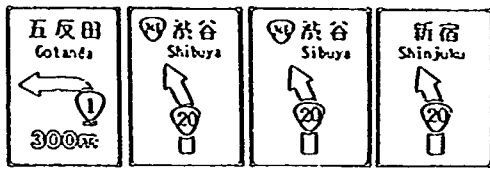
広面積交差点のうち、変則型の形状のもの

②交差点概要図または交差点状況図

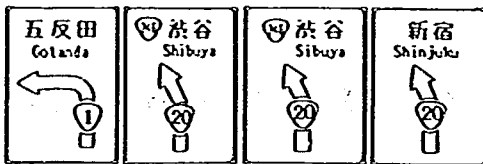


③複雑交差点での案内誘導方法

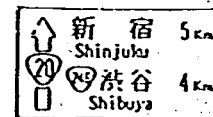
(予告標識)



(交差点標識)



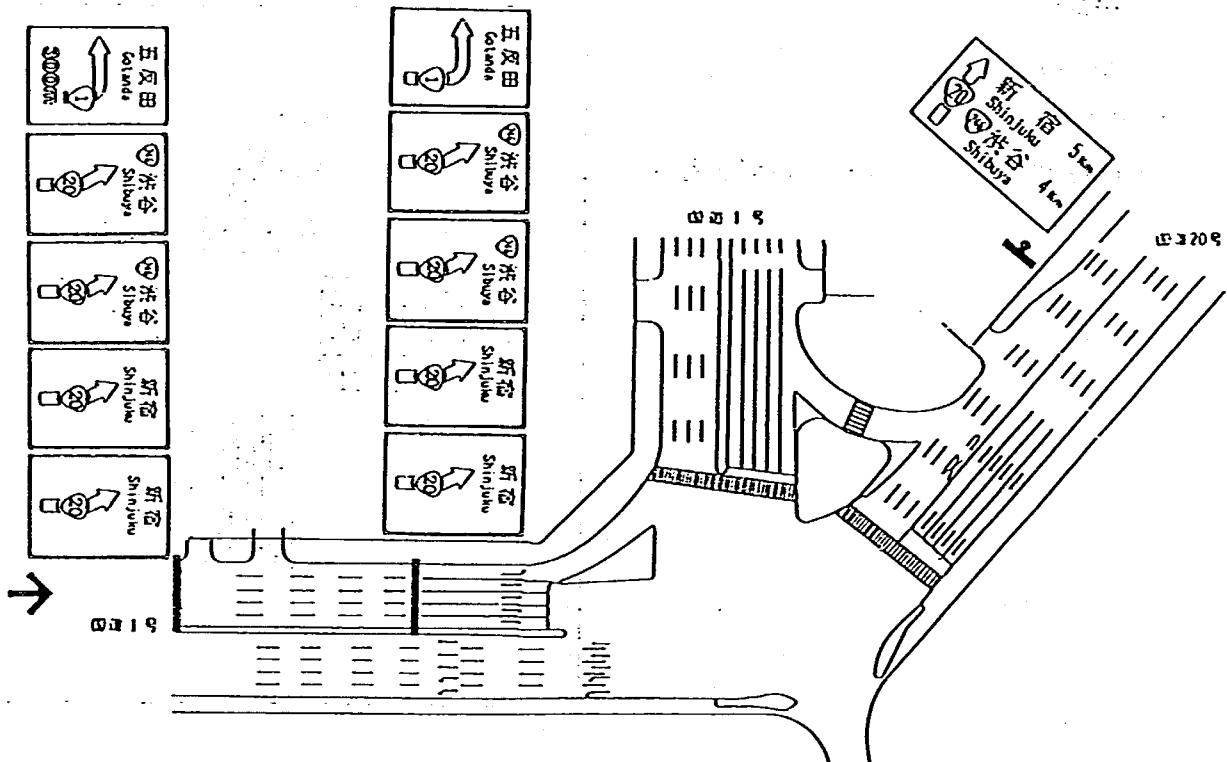
(確認標識)



④解説

- 交差点面積が広く、単なる十字型で案内標識を標示すると運転者に混乱を生じさせることになる。
- 進行方向別通行区分の内容を含めて案内誘導するため、運転者に対し採るべき車線の案内が容易となる。
- 車線毎の進行方向が分割されて標示されるため、各案内板は車線直上に設置することが可能となる。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、交差点を構成する道路が多車線であるために、その流入車線毎の案内に重点をおいて得られたものである。この案内誘導方法は、交差点に進入する車両を交差点手前で車線に配分し終えているため、交差点内での車両の進行がスムーズになるものと考えられる。

対象とする交差点は広面積という特殊な条件であるため、交差点通過後すぐに進行している方向が確認できるよう確認標識を設置する。

交差点9

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1③]

広面積交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点を構成する道路が多車線である等の理由により、交差点面積が広くなり、単なる十字形の表現では十分な案内誘導ができない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、広面積交差点に適用するものであり、そのうち交差する道路が広幅員中央分離帯によって上下線に大きく分離しているものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

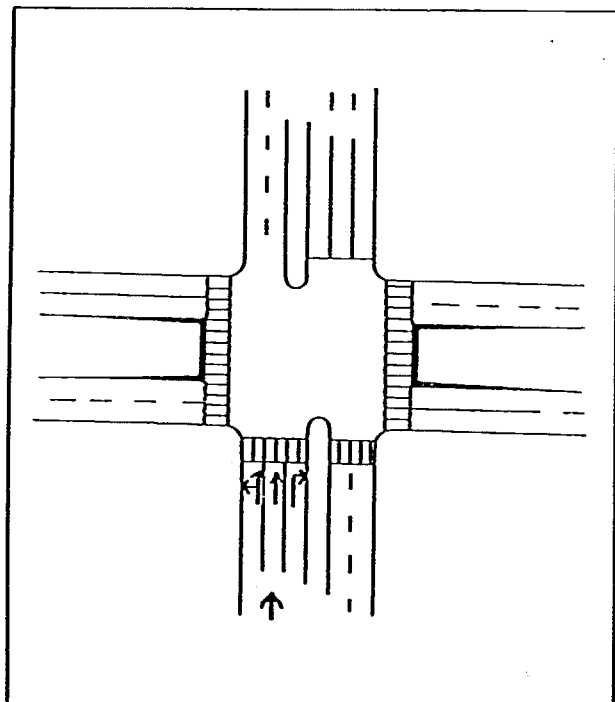
(定義類型)

広面積交差点

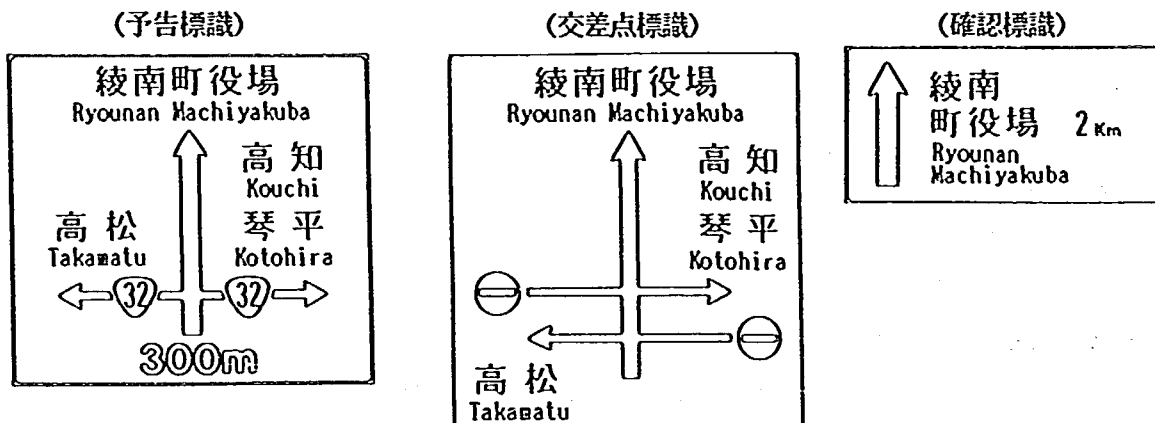
(適用範囲)

広面積交差点のうち、交差する道路が広幅員中央分離帯によって上下線に大きく分離しているもの

②交差点概要図または交差点状況図



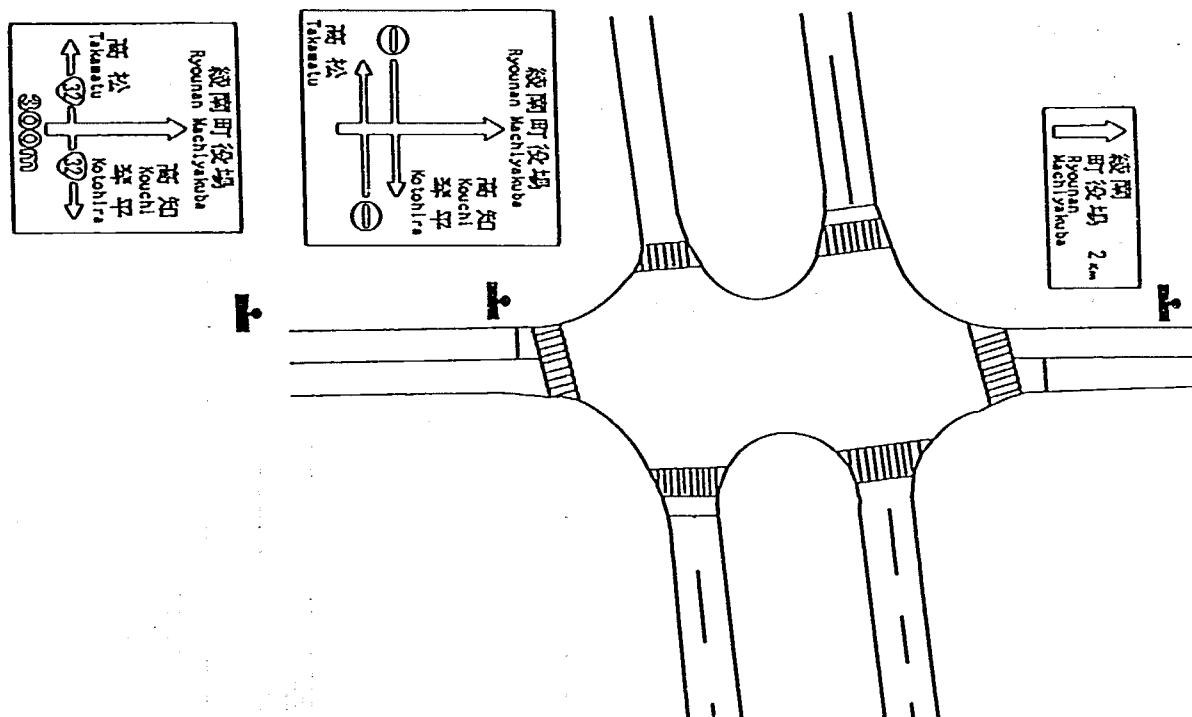
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

- 交差点面積が広く、単なる十字型で案内標識を標示すると運転者に混乱を生じさせることになる。
- 交差点標識内で交差道路を進行方向別に標示し、適切な案内誘導を可能とした。
- 車両進入禁止の規制内容を交差点標識に組み入れ、進行すべき方向を提示した。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の標示をできるかぎり交差点形状に近づけて得られたものである。これにより交差点内での車両の通行がスムーズになると考えられる。

対象とする交差点は広幅員の中央分離帯により交差道路が4本接続しているように見える特殊な状況である。このため、車両進入禁止の規制内容を交差点標識に組み入れ、進行すべき方向を明示している。

交差点10

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ④]

近接した交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

複数の交差点が近接しているため、これらの交差点間で案内誘導が行えない（案内標識が設置できない）、あるいは、各交差点での個別の案内誘導を行ったのでは案内標識の乱立となる。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、近接交差点に適用するものであり、そのうちT字型近接交差点を対象とする。

なお、近接交差点とは、案内標識の設置可能性から、交差点間の距離が 150m以下のものとする（交差点間距離が 150mを越えるものは、別個の交差点として扱う）。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

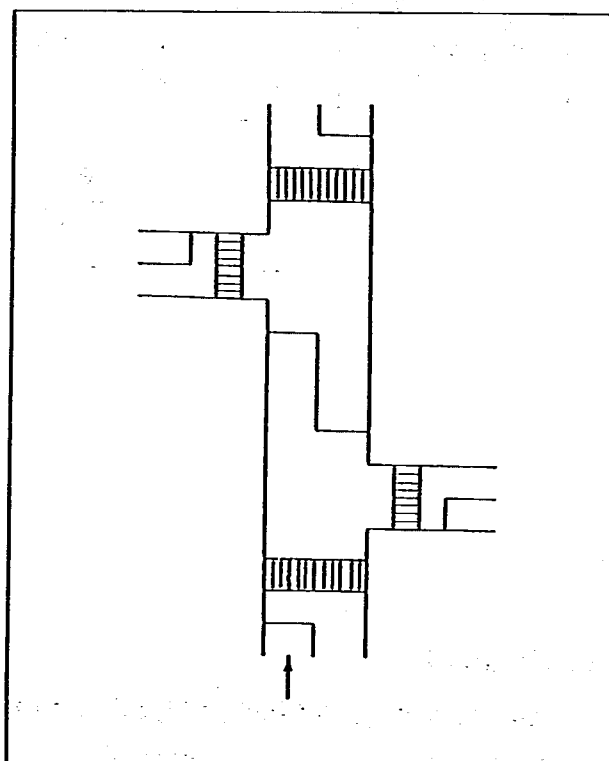
（定義類型）

近接した交差点

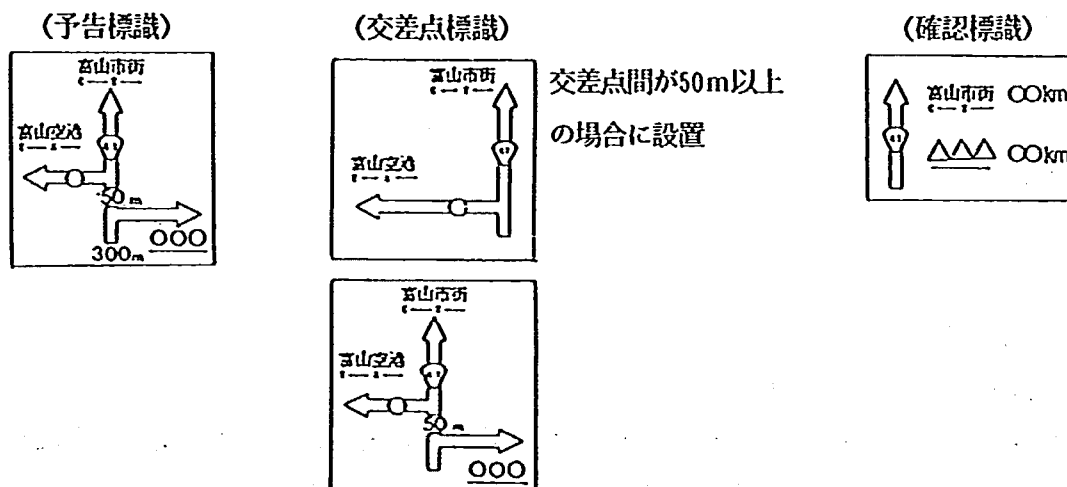
（適用範囲）

近接した交差点のうち、T字型近接交差点

②交差点概要図または交差点状況図



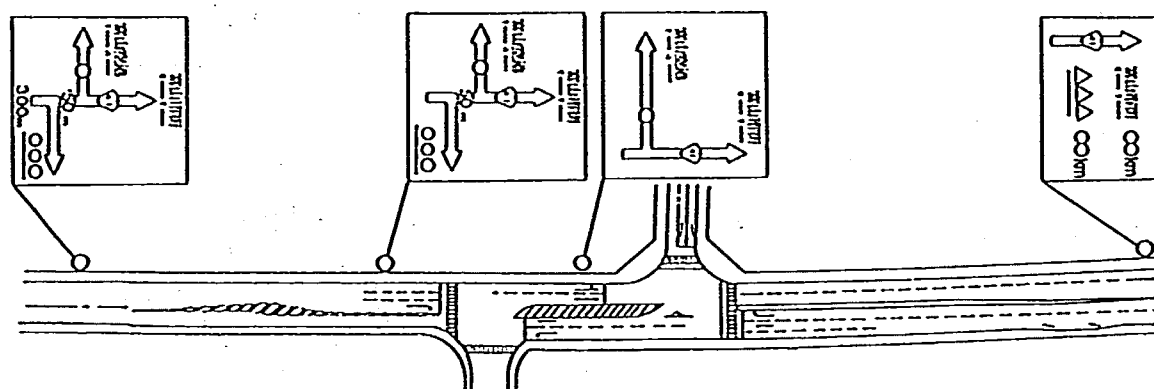
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

- 交差点が近接している状況を案内標識に標示しており、適切な案内誘導を可能とした。
- 2つの交差点間距離を標示することにより、次の交差点での案内も容易となる。また、交差点間距離が50m以上の場合は交差点標識を1基加えることにより、運転者の誘導がよりの確になると考えられる。
- 手前交差点の案内地名は矢印の下部に標示し、視認性向上を図る。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、T字型の2つの近接した交差点を同時に標示して得られたものである。これにより、運転者は希望路線を見落とすことなく、車両の進行がスムーズになると考えられる。

対象となる近接交差点は、通常の交差点に比べ複雑なため、予告標識の設置を原則とする。

予告標識は交差点標識と同じ表示内容（レイアウト）とし、十分な伝達と視認性向上のため、手前交差点の案内地名は矢印の下部に標示する。

また、交差点間距離が50m以上の場合は、交差点標識を1基設置して、確実な案内誘導を図る。

交差点11

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ④]

近接した交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

複数の交差点が近接しているため、これらの交差点間で案内誘導が行えない（案内標識が設置できない）、あるいは、各交差点での個別の案内誘導を行ったのでは案内標識の乱立となる。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、近接交差点に適用するものであり、そのうちT字型近接交差点を対象とする。

なお、近接交差点とは、案内標識の設置可能性から、交差点間の距離が 150m以下のものとする（交差点間距離が 150mを越えるものは、別個の交差点として扱う）。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

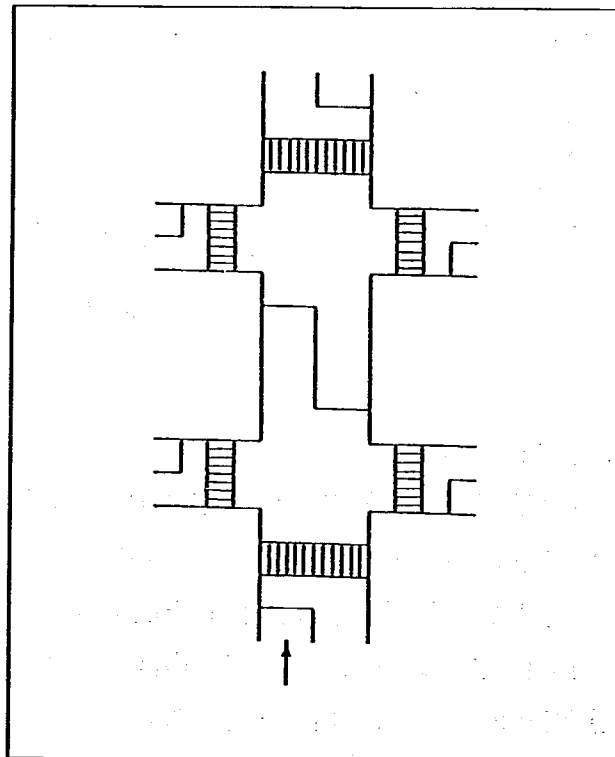
(定義類型)

近接した交差点

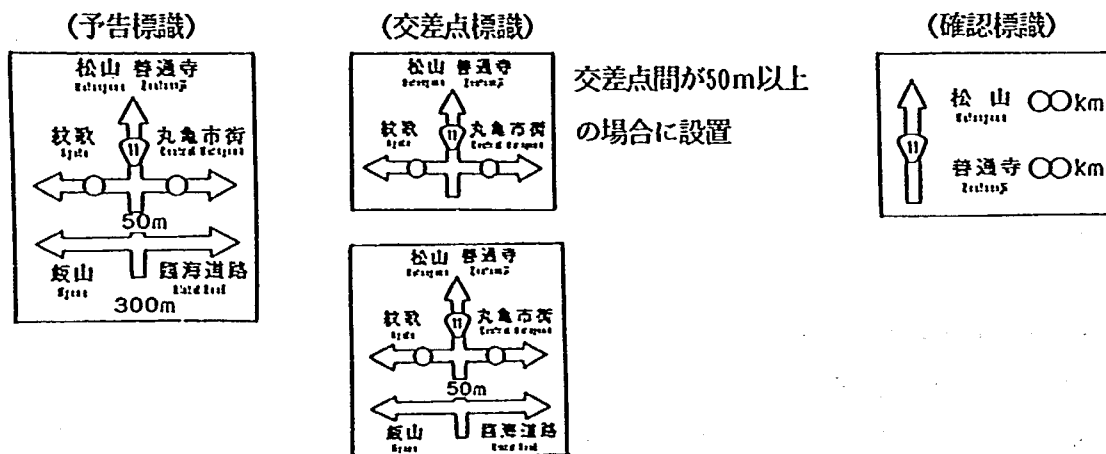
(適用範囲)

近接した交差点のうち、十字型近接交差点

②交差点概要図または交差点状況図



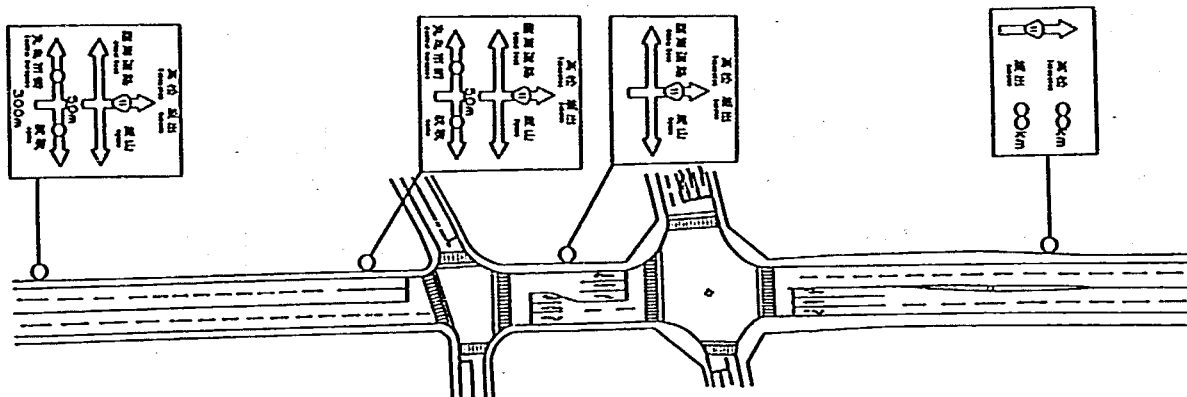
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

- 交差点が近接している状況を案内標識に標示しており、適切な案内誘導を可能とした。
- 2つの交差点間距離を標示することにより、次の交差点での案内も容易となる。また、交差点間距離が50m以上の場合は交差点標識を1基加えることにより、運転者の誘導がより的確になると考えられる。
- 手前交差点の案内地名は矢印の下部に標示し、視認性向上を図る。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、十字型の2つの近接した交差点を同時に標示して得られたものである。これにより、運転者は希望路線を見落とすことなく、車両の進行がスムーズになると考えられる。

対象となる近接交差点は、通常の交差点に比べ複雑なため、予告標識の設置を原則とする。

予告標識は交差点標識と同じ表示内容（レイアウト）とし、十分な伝達と視認性向上のため、手前交差点の案内地名は矢印の下部に標示する。

また、交差点間距離が50m以上の場合は、交差点標識を1基設置して、確実な案内誘導を図る。

交差点12

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ⑤]

自動車専用道の入り口がある交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点に近接して自動車専用道の流入路が存在するために、その状況等の案内が必要となる。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、付近に自動車専用道の入り口を有する交差点に適用するものであり、そのうち本線と並行して自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路があるものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

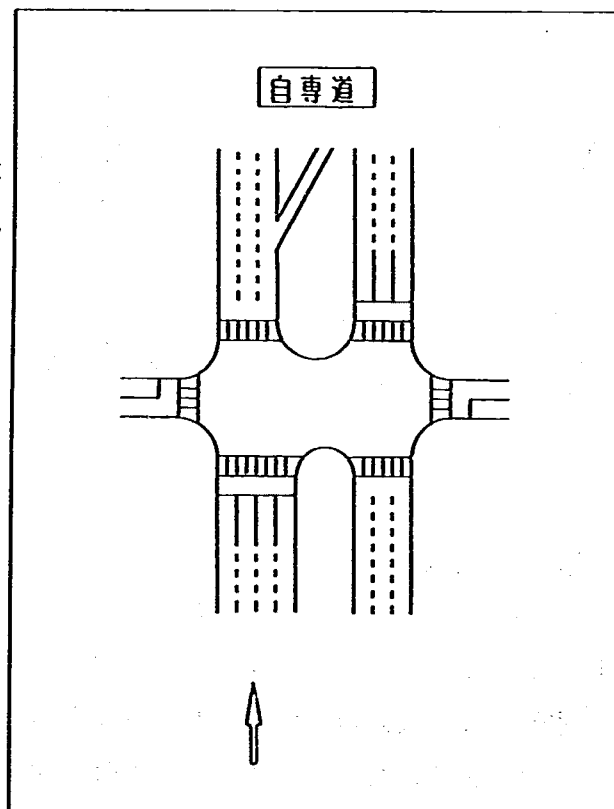
(定義類型)

自動車専用道の入り口がある交差点

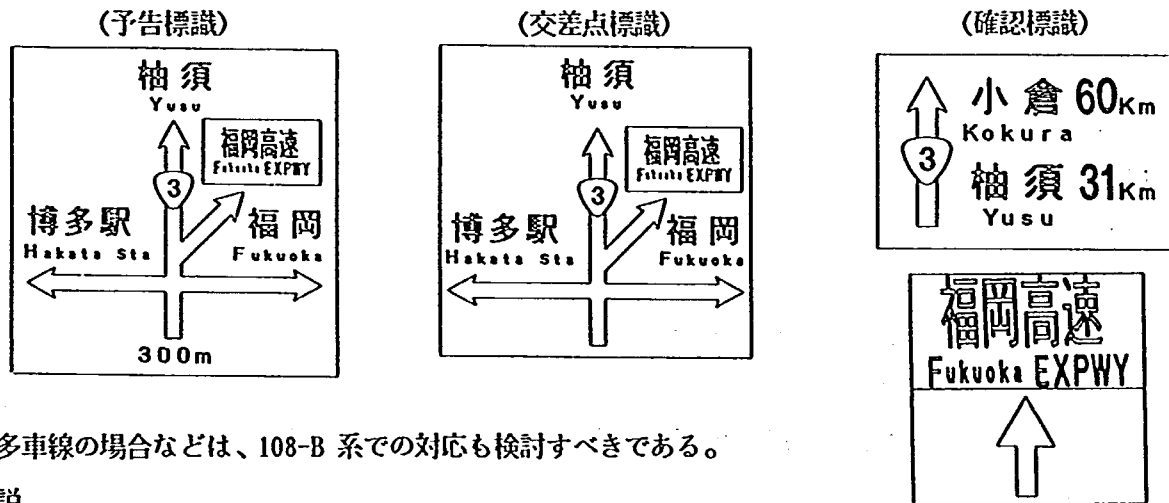
(適用範囲)

自動車専用道の入り口がある交差点のうち、本線と並行して自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路があるもの

②交差点概要図または交差点状況図



③複雑交差点での案内誘導方法

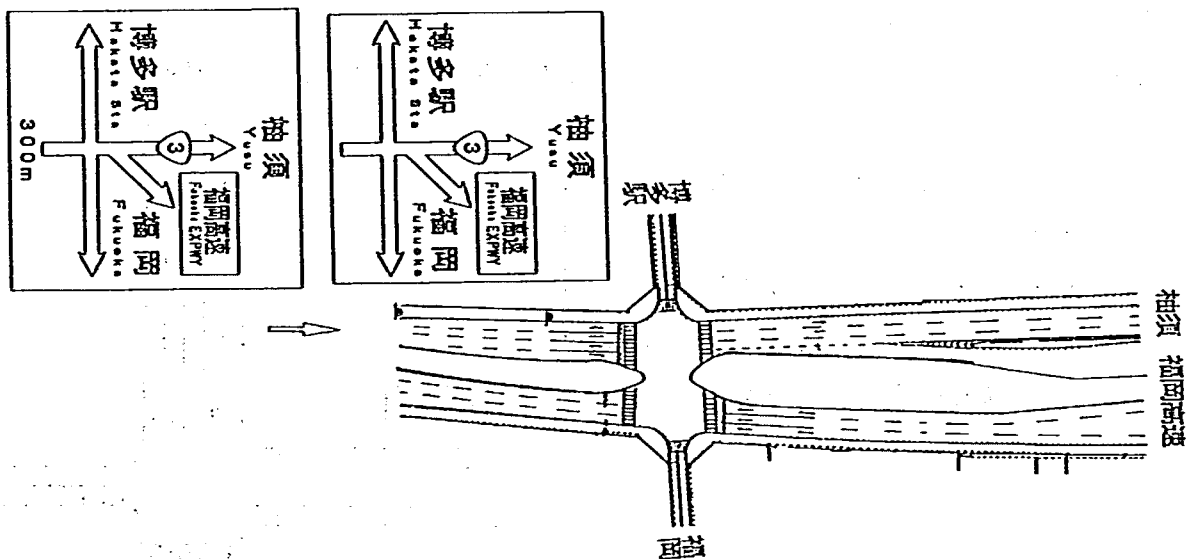


※多車線の場合などは、108-B 系での対応も検討すべきである。

④解説

○確認標識も含めて交差点通過後自専道への分岐の存在を明確にしており、确实な一般道、自専道への誘導を可能とする。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、交差点通過後に一般道・自専道が分岐することを明示しており、一般道自専道への誘導がスムーズになると考えられる。

設置する標識については、管理者が異なる場合もあるため、標示内容について管理者間で調整する。

交差点13

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 1 ⑤]

自動車専用道の入り口がある交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点に近接して自動車専用道の流入路が存在するために、その状況等の案内が必要となる。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、付近に自動車専用道の入り口を有する交差点に適用するものであり、そのうち自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路と一般道で交差点を形成しているものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

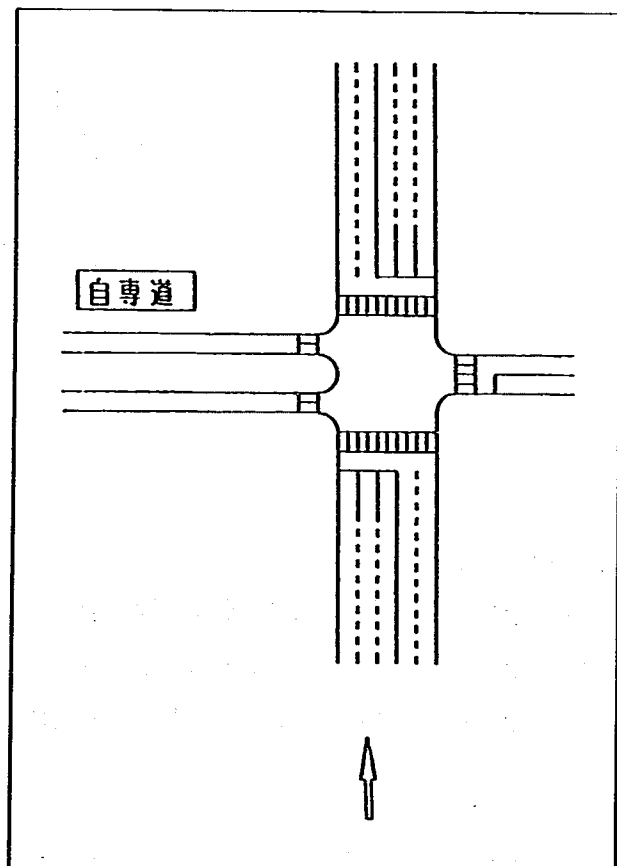
(定義類型)

自動車専用道の入り口がある交差点

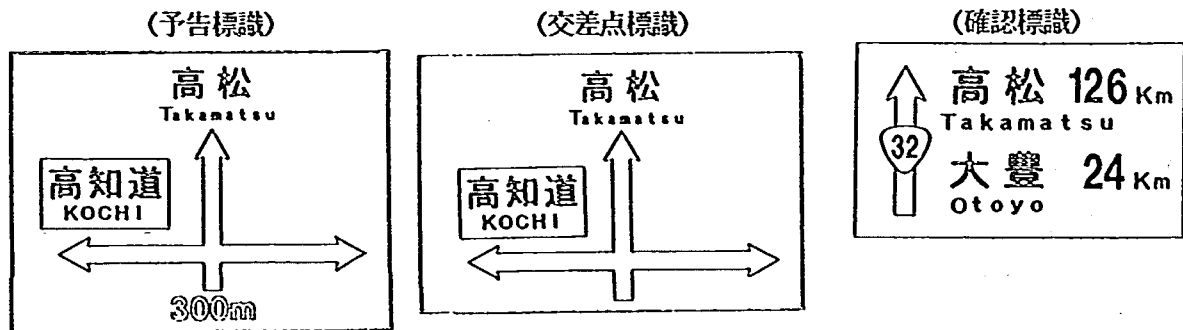
(適用範囲)

自動車専用道の入り口がある交差点のうち、自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路と一般道で交差点を形成しているもの

②交差点概要図または交差点状況図



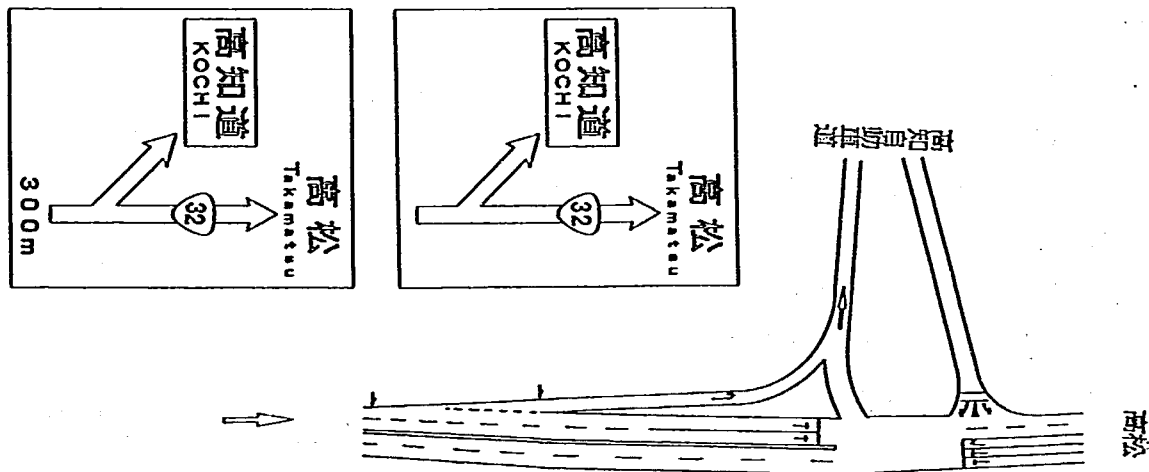
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

- 自専道側流出路には、確認標識として、103-A「入口の方向」を設置することを原則とする。
- 一般道に対し自専道が交差し、T字型の交差点となる場合も同様の考え方とし、その場合はT字型交差点の図案とする。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、従来の標識で自動車専用道を含めた案内を行うものである。この方法により一般道の案内誘導と大きく変わらない誘導が実現できるものと考えられる。また、この方法によって自専道・一般道で個別の標識を提示する必要がなくなり、標識乱立による案内誘導の混乱は減少する。

本案内誘導方法は、一般道と自専道により十字型の交差点となる場合だけでなくT字型となる場合にも適用できる。ただし、案内誘導の最終確認のため自専道側の流出路には確認標識を設置する。

設置する標識については、管理者が異なる場合もあるため、標示内容について管理者間で調整する。

交差点14

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A] - 1 ⑤]

自動車専用道の入り口がある交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点に近接して自動車専用道の流入路が存在するために、その状況等の案内が必要となる。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、付近に自動車専用道の入り口を有する交差点に適用するものであり、そのうち交差点を屈折した直近に自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路があるものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

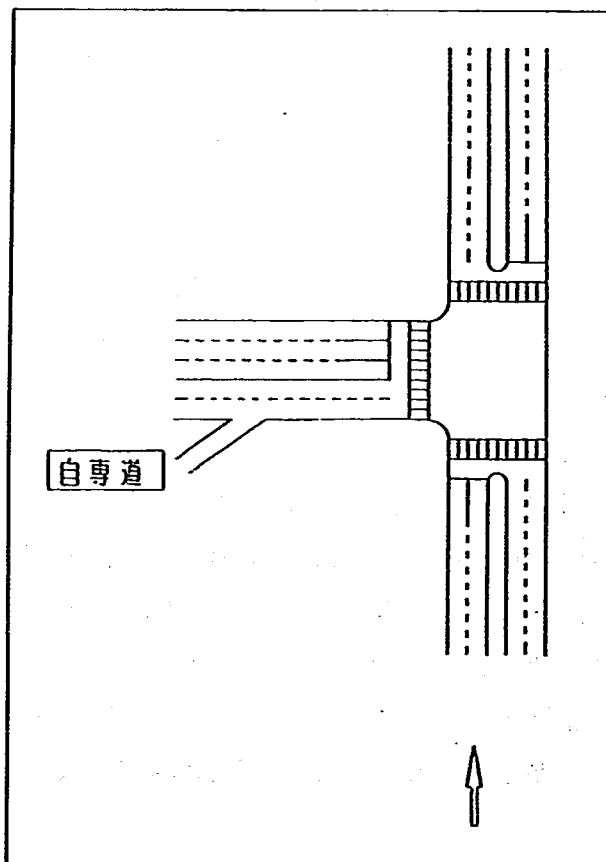
(定義類型)

自動車専用道の入り口がある交差点

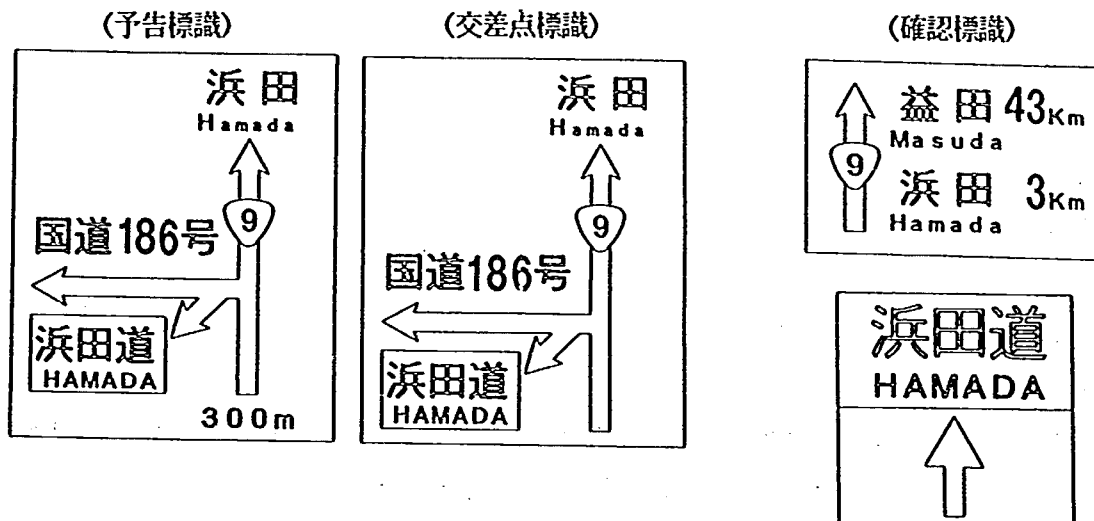
(適用範囲)

自動車専用道の入り口がある交差点のうち、交差点を屈折した直近に自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路があるもの

②交差点概要図または交差点状況図



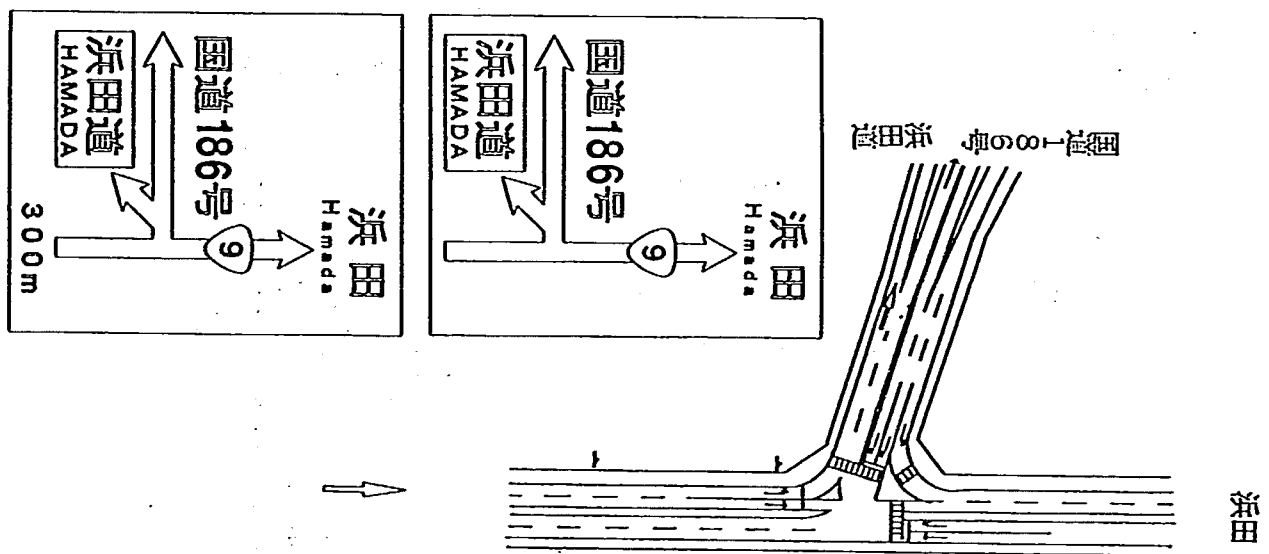
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

○交差点屈折後の自専道への分岐の存在を明確にしており、確実な一般道・自専道への誘導を可能とする。

3. 事例



4. 適用上の注意

上にした案内誘導方法は、交差点屈折後に一般道・自専道が分岐することを明示しており、一般道・自専道への誘導がスムーズになると考えられる。

設置する標識については、管理者が異なる場合もあるため、標示内容について管理者間で調整する。

交差点15

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 2①]

立体構造物の途中で分合流がある交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

立体構造物（トンネル、橋梁）付近で分流があり案内誘導を必要とするが、規定の案内標識設置位置はトンネル内あるいは橋梁上であり、案内標識の設置は困難である。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、立体構造物の途中で分流がある構造に適用するものであり、そのうちトンネル出口から 200m以内に分流があるものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

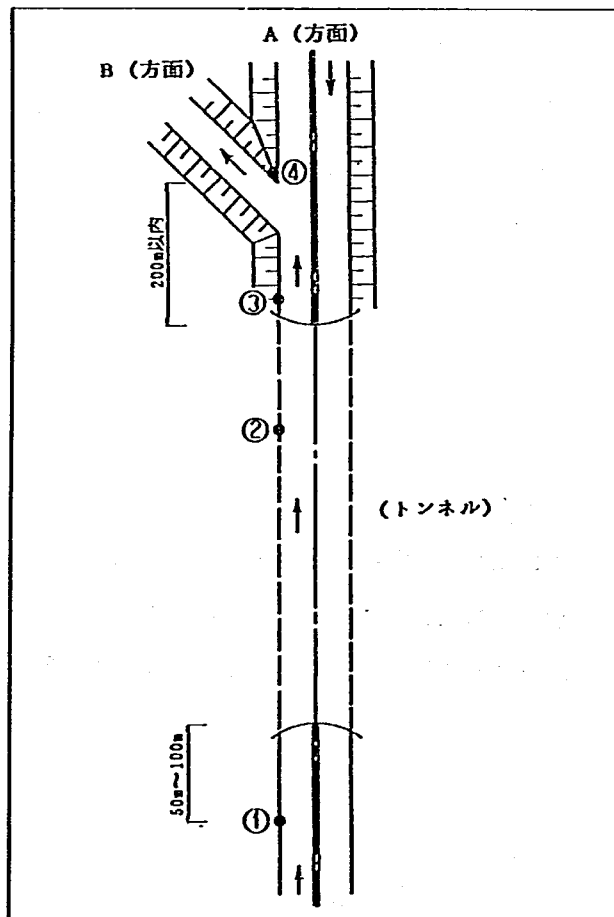
(定義類型)

立体構造物の途中で分合流がある交差点

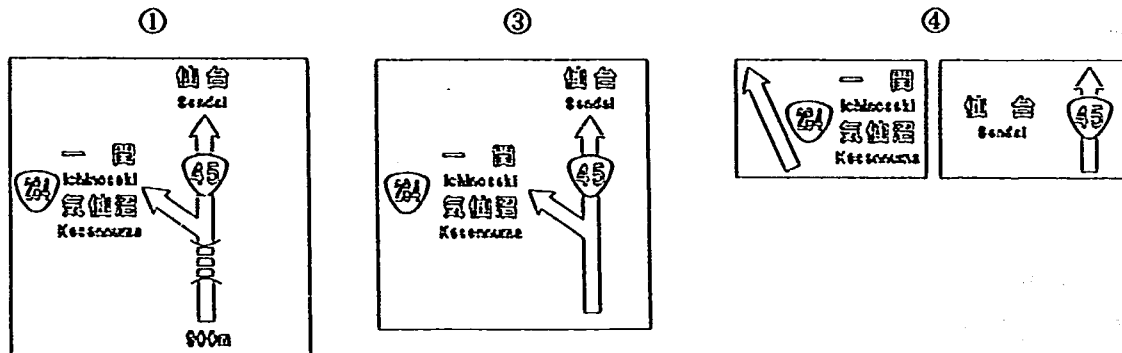
(適用範囲)

立体構造物の途中で分流がある交差点のうち、トンネル出口から 200m以内に分流があるもの

②交差点概要図または交差点状況図



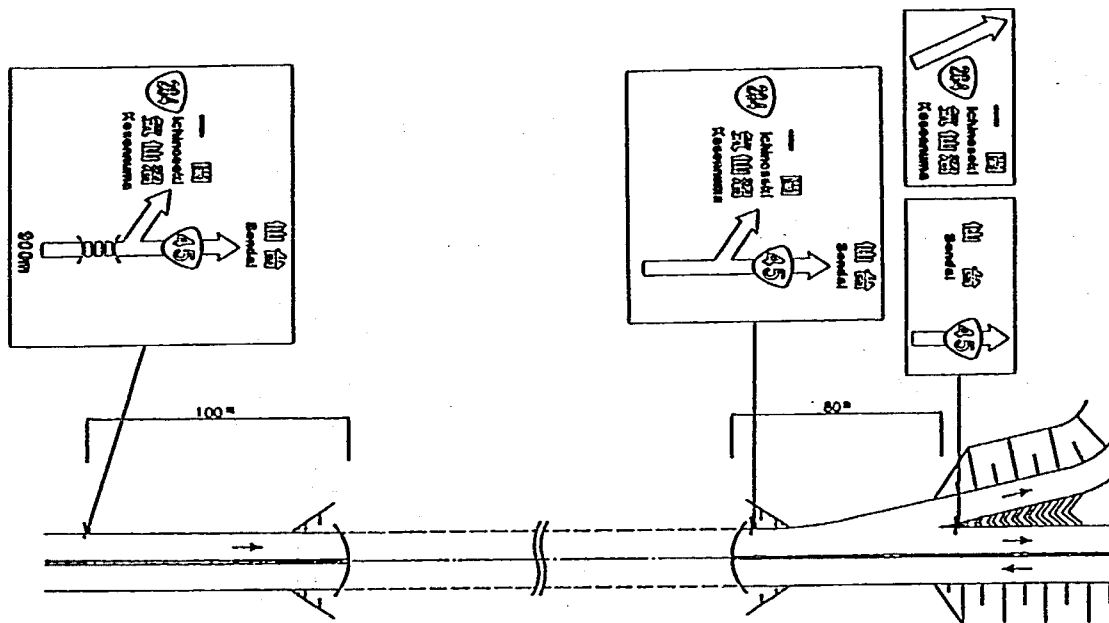
③案内誘導方法



④解説

- 分流地点を案内するため、トンネル手前でトンネルのイメージ図を付加して、標識を設置する。
- トンネル出口から分流部までの距離が 200m 以下と短いため、③の案内に加え、分流部に④の案内標識を設置する。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、トンネル手前でトンネルから分流部までの道路状況を示すことにより、円滑な分流が可能になると考えられる。

対象とする分流部は、トンネル出口から 200m 以内にあり、この区間での 108 系標識の案内効果は少ない場合が考えられるため、分流部の位置を確実に運転者に伝達できるよう、トンネル手前にトンネルのイメージ図を付加した標識を設置する。

トンネル手前の標識設置地点は、トンネルから少なくとも 50~100m 程度は離し、他の道路施設の機能を阻害しない地点とする。

交差点16

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 2①]

立体構造物の途中で分合流がある交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

立体構造物（トンネル、橋梁）付近で分流があり案内誘導を必要とするが、規定の案内標識設置位置はトンネル内あるいは橋梁上であり、案内標識の設置は困難である。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、立体構造物の途中で分流がある構造に適用するものであり、そのうち橋梁端から 200m以内に分流があるものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

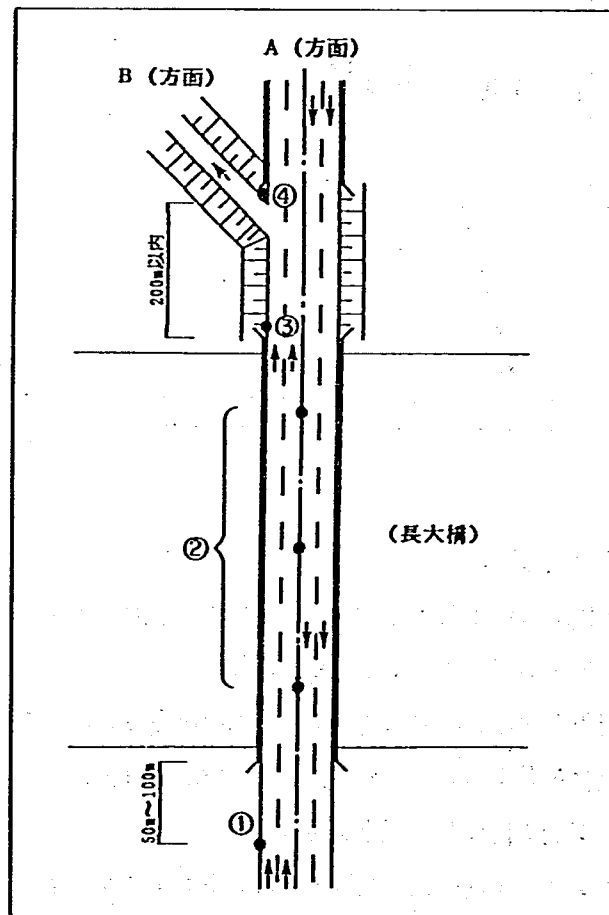
(定義類型)

立体構造物の途中で分合流がある交差点

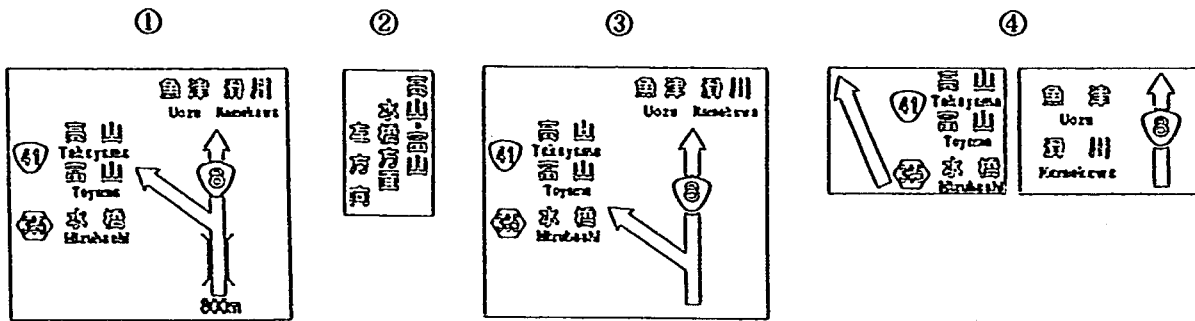
(適用範囲)

立体構造物の途中で分流がある交差点のうち、橋梁端から 200m以内に分流があるもの

②交差点概要図または交差点状況図



③案内誘導方法

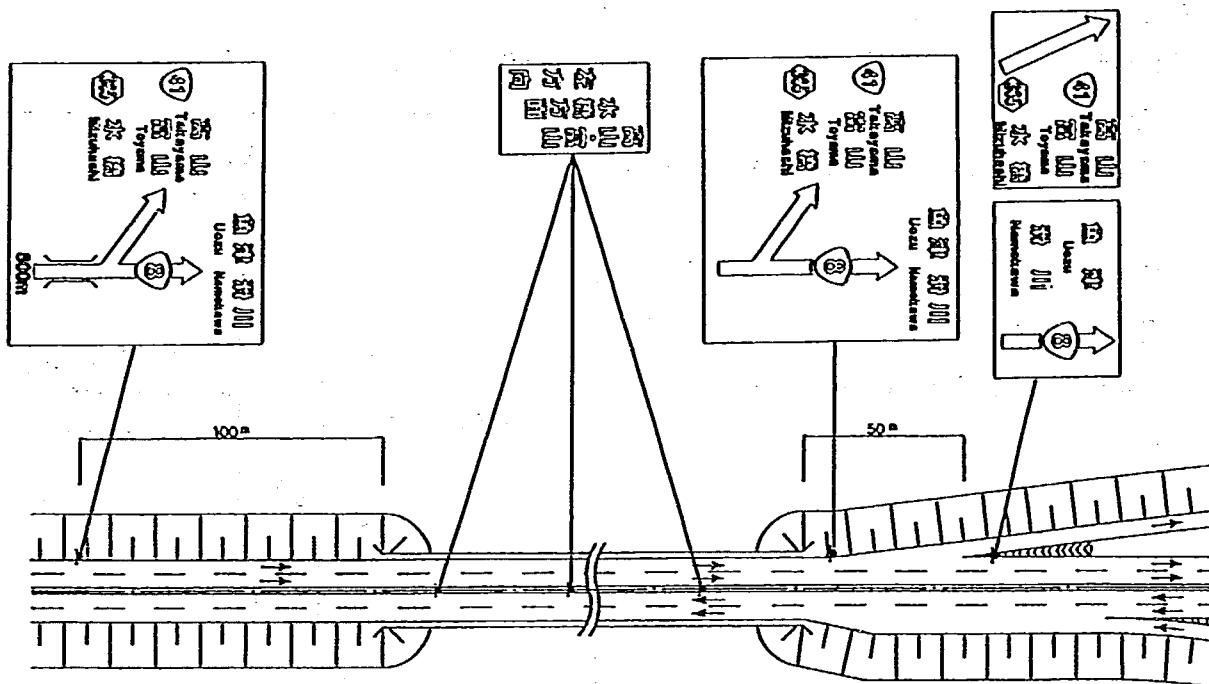


④解説

○分流地点を案内するため、橋梁手前で橋梁のイメージ図を付加して、標識を設置する。

○橋梁端から分流部までの距離が 200m以下と短いため、③の案内に加え、分流部に④の案内標識を設置する。また、多車線道路などの必要に応じて②の案内も追加する。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、橋梁の手前で橋梁から分流部までの道路状況を示すことにより、円滑な分流が可能になると考えられる。

対象とする分流部は、橋梁から 200m以内にあるため、分流部の位置を確実に運転者に伝達できるよう、橋梁の手前に橋梁のイメージ図を付加した標識を設置する。

なお、橋梁上に 108系案内標識が設置できるならば、従来通りの案内誘導方法とすべきである。

交差点17

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A] - 2②]

目的とする方面に対して一旦逆方向に進行する交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点が立体構造であるため、地理上道路の右側にある地名が、逆方向の左側に案内される。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、一旦逆方向に流出する立体構造交差点に適用するものであり、そのうち分流する道路が1箇所のもを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

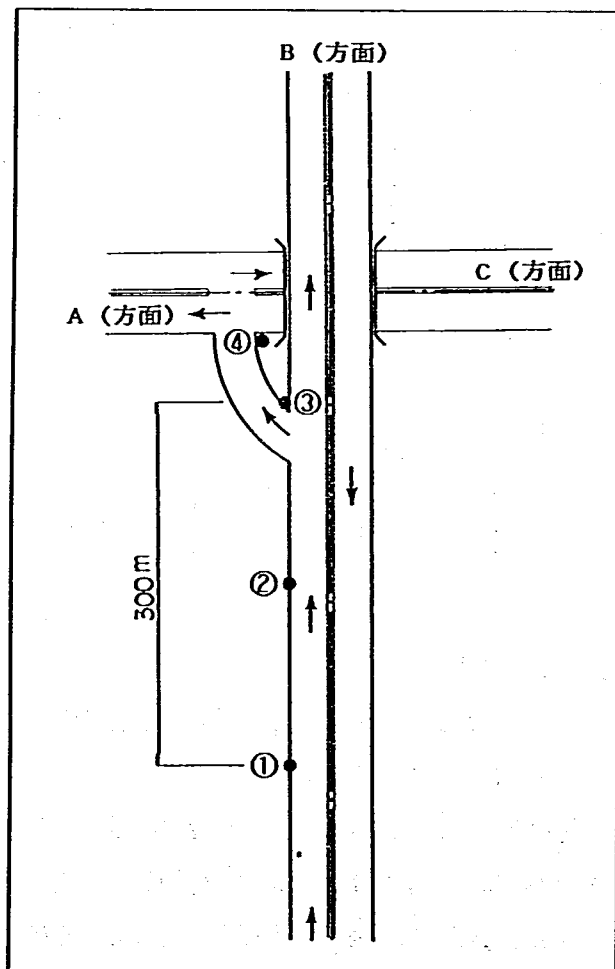
(定義類型)

目的とする方面に対して一旦逆方向に進行する
交差点

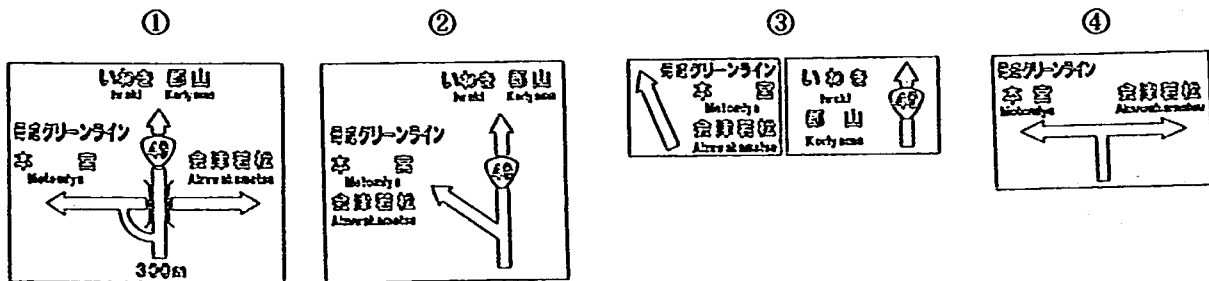
(適用範囲)

目的とする方面に対して一旦逆方向に進行する
立体構造交差点のうち、分流する道路が1箇所
のもの

②交差点概要図または交差点状況図



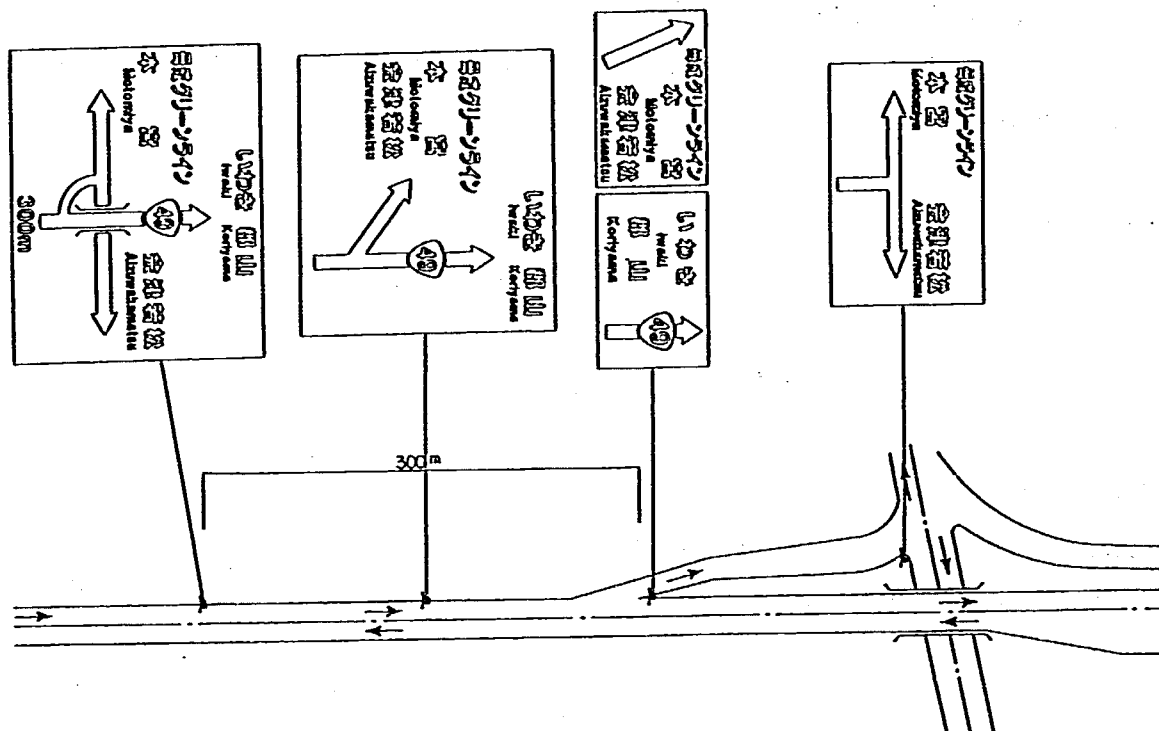
③案内誘導方法



④解説

○交差点手前の①で予告案内を標示し、交差点の形状等、その状況を伝達する。また②以降は運転者の進行方向に合わせ簡潔な判断を行う誘導方法とし、これらによりスムーズな案内誘導を可能とした。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の標示を形状伝達と進行方向判断の材料という2つの意味で用いることにより得られたものである。これにより目的とする方向に対して一旦逆方向に進行するという立体交差点でも車両の誘導が円滑になると考えられる。

現場での適用の際には、108系標識の図案（高架部のイメージ図）について検討が必要である。

なお、交差点通過後の進行方向確認のために確認標識を設置する。

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[A) - 2②]

目的とする方面に対して一旦逆方向に進行する交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点が立体構造であるため、地理上道路の右側にある地名が、逆方向の左側に案内される。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、一旦逆方向に流出する立体構造交差点に適用するものであり、そのうち分流する道路が2箇所をものを対象とする。

なお、分流道路が2箇所となる状況とは、1番目の分流が立体交差手前、2番目の分流が立体交差通過後というものである。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

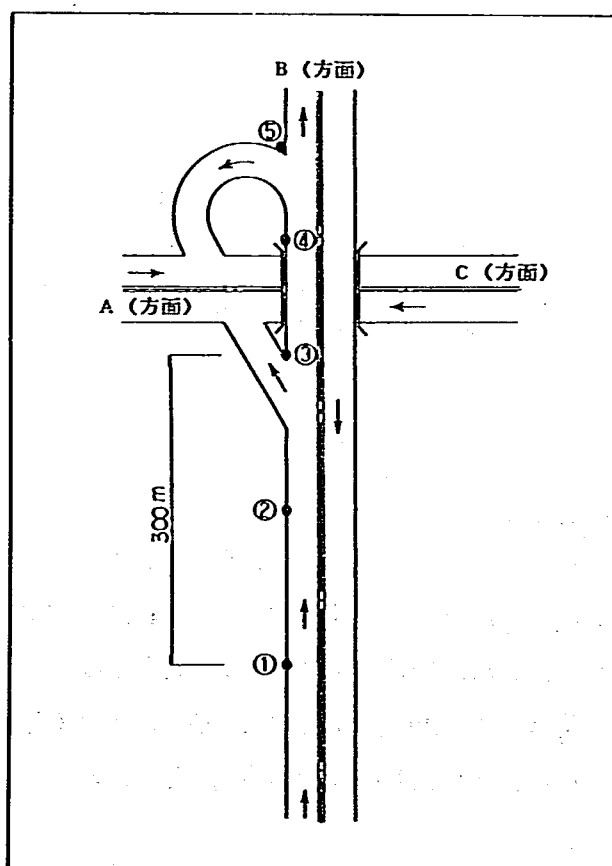
(定義類型)

目的とする方面に対して一旦逆方向に進行する交差点

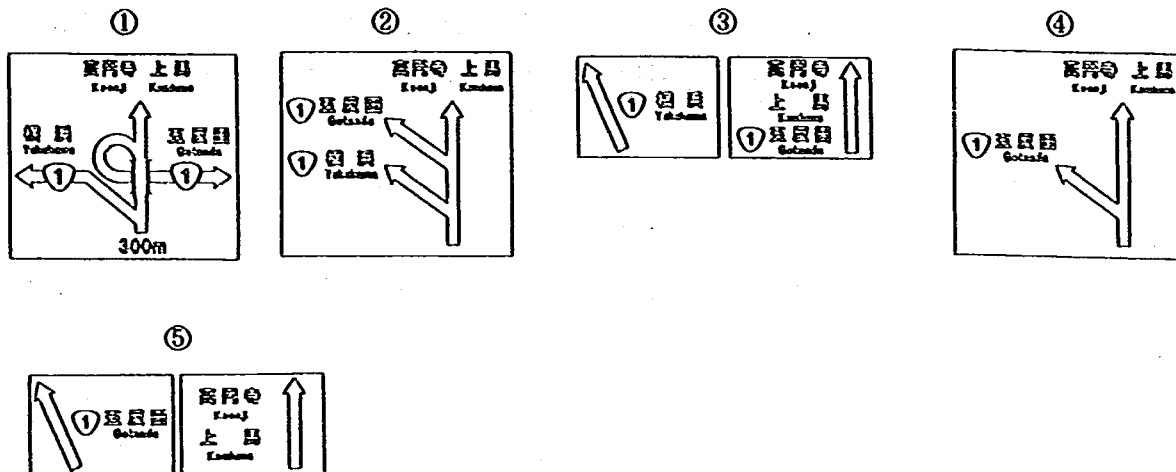
(適用範囲)

目的とする方面に対して一旦逆方向に進行する立体構造交差点のうち、分流する道路が2箇所のもの

②交差点概要図または交差点状況図



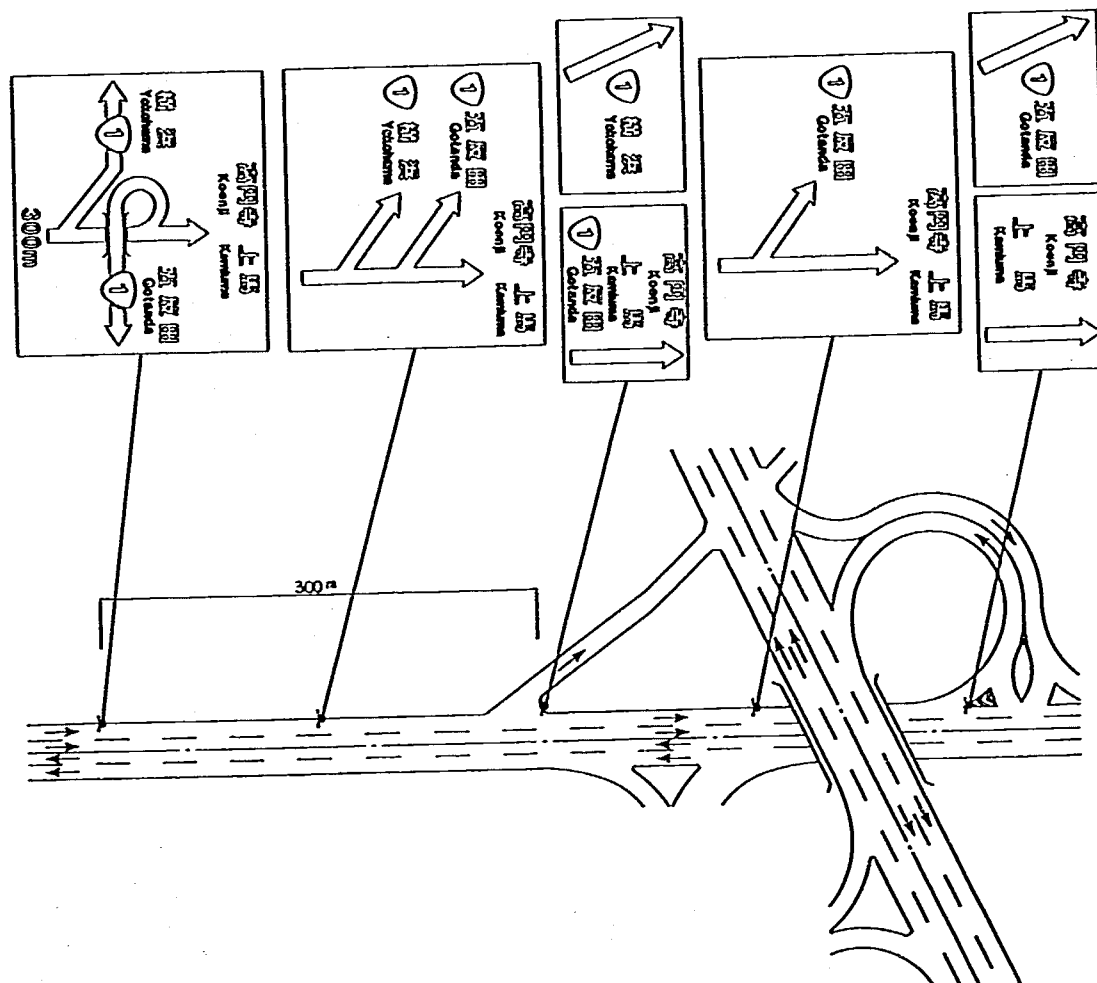
③案内誘導方法



④解説

○交差点手前の①で予告案内を標示し、交差点の形状等、その状況を伝達する。また、②以降は運転者の進行方向に合わせ簡潔な判断を行う誘導方法とし、これらによりスムーズな案内誘導を可能とした。

3. 事例



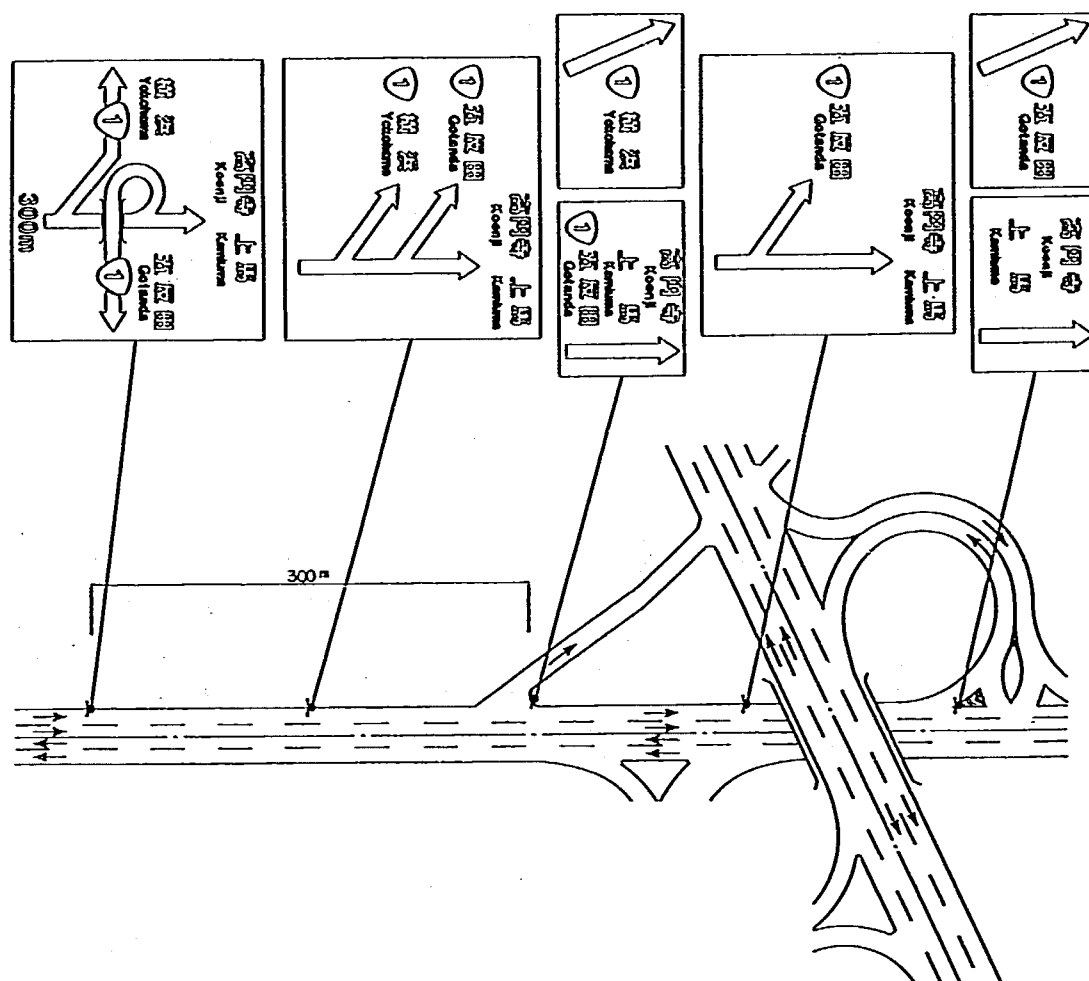
4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の標示を形状伝達と進行方向判断の材料という2つの意味で用いることにより得られたものである。これにより目的とする方向に対して一旦逆方向に進行するという立体交差点でも車両の誘導が円滑になると考えられる。

現場での適用の際には、108系標識の図案（高架部のイメージ図）について検討が必要である。

なお、交差点通過後の進行方向確認のために確認標識を設置する。

ここで示した定義類型については、案内誘導方法の検討、評価において以下に示す案も有効であるという結果が得られている。



交差点19

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[B) -①]

主交通が直進でない交差点

b)案内誘導方法に問題を生じる要因

国道、主要地方道等の路線の屈折、バイパスの新たな接続等により、主交通が右折または左折しているため、その状況の案内がない場合、直進する可能性がある。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、主交通が右折または左折している標準的な交差点（十字またはT字型交差点）に適用するものであり、そのうち路線が屈折しているものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

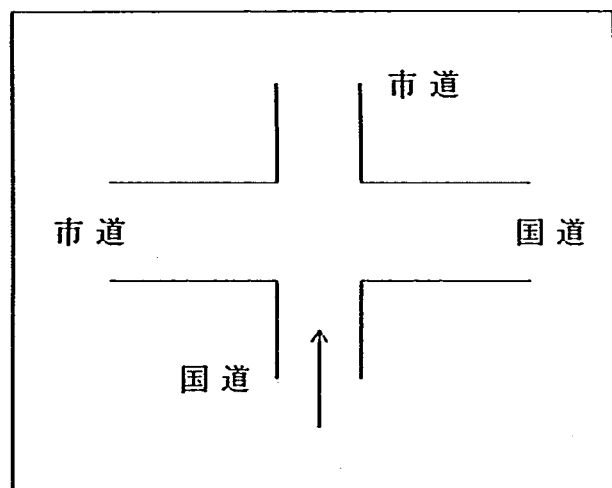
(定義類型)

主交通が直進でない交差点

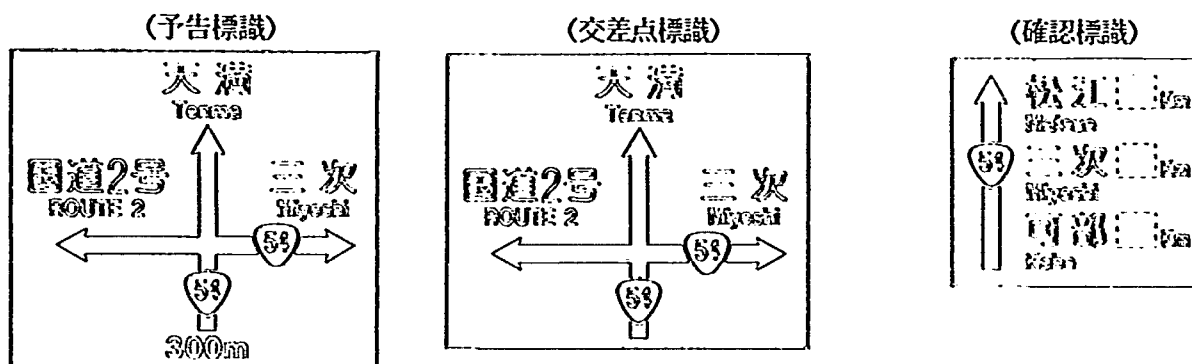
(適用範囲)

主交通が直進でない交差点のうち、路線が屈折しているもの

②交差点概要図または交差点状況図



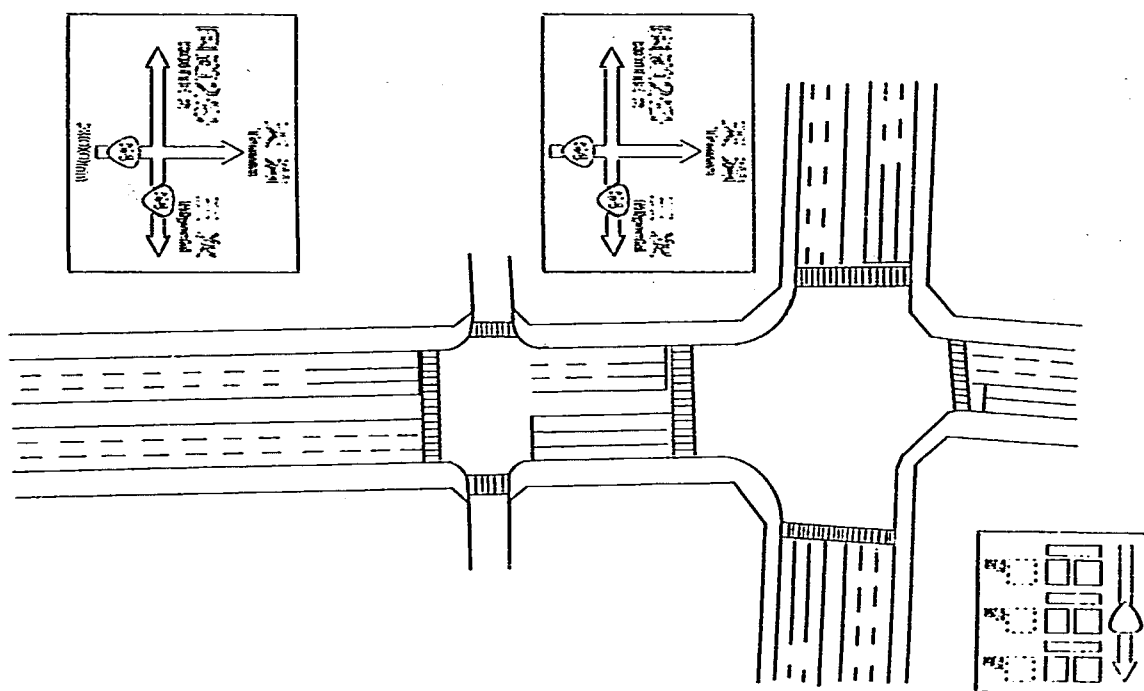
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

- 現在走行している路線が右折または左折している場合、通常の案内標識では路線が屈折していることが分からないため、直進する可能性がある。
- 案内標識の交差点流入側の位置にも路線番号を入れることにより、現在走行している路線が右折または左折していることを標示し、適切な案内誘導を可能とした。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の交差点流入側の位置にも路線番号を標示したものである。これにより、ドライバーは現在走行している路線の確認ができると同時に、その路線が右折または左折していることが確認でき、交差点内での車両の進行がスムーズになるものと考えられる。

対象とする交差点は、路線が右折または左折している交差点であるため、進行している方向が交差点通過後すぐに確認できるよう、確認標識を設置する。

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[B)－①]

主交通が直進でない交差点

b)案内誘導方法に問題を生じる要因

国道、主要地方道等の路線の屈折、バイパスの新たな接続等により、主交通が右折または左折しているため、その状況の案内がない場合、直進する可能性がある。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、主交通が右折または左折している標準的な交差点（十字またはT字型交差点）に適用するものであり、そのうち当該交差点が路線の起終点となっているものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

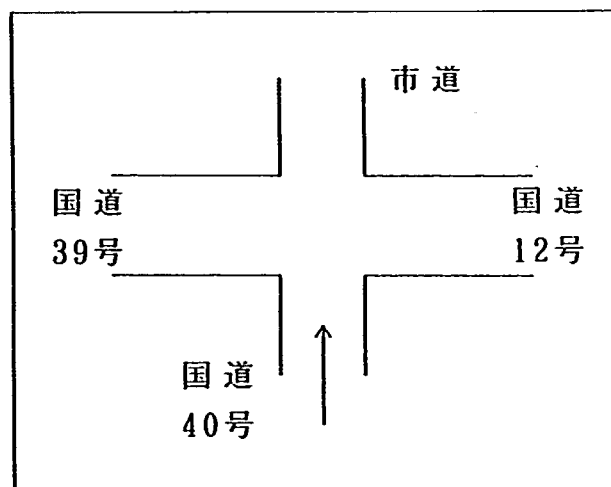
(定義類型)

主交通が直進でない交差点

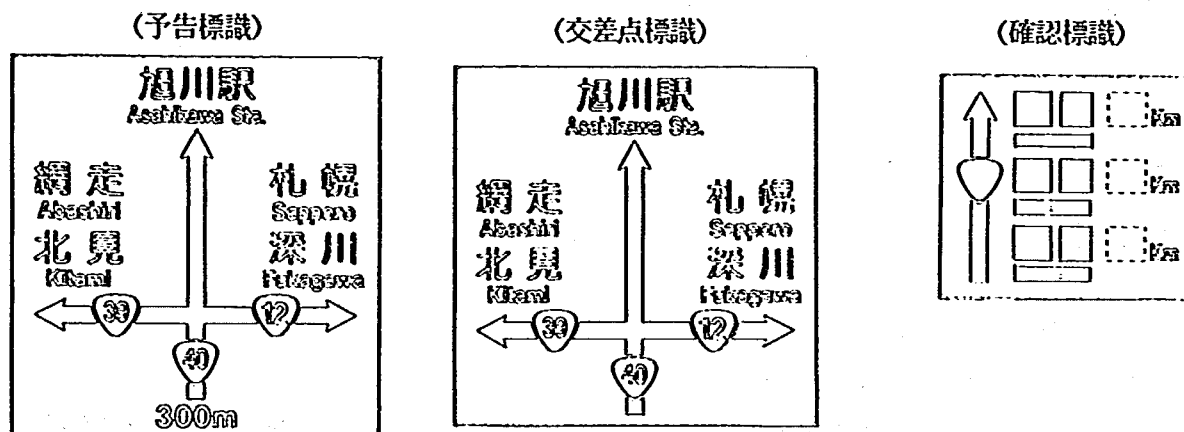
(適用範囲)

主交通が直進でない交差点のうち、当該交差点が路線の起終点となっているもの

②交差点概要図または交差点状況図



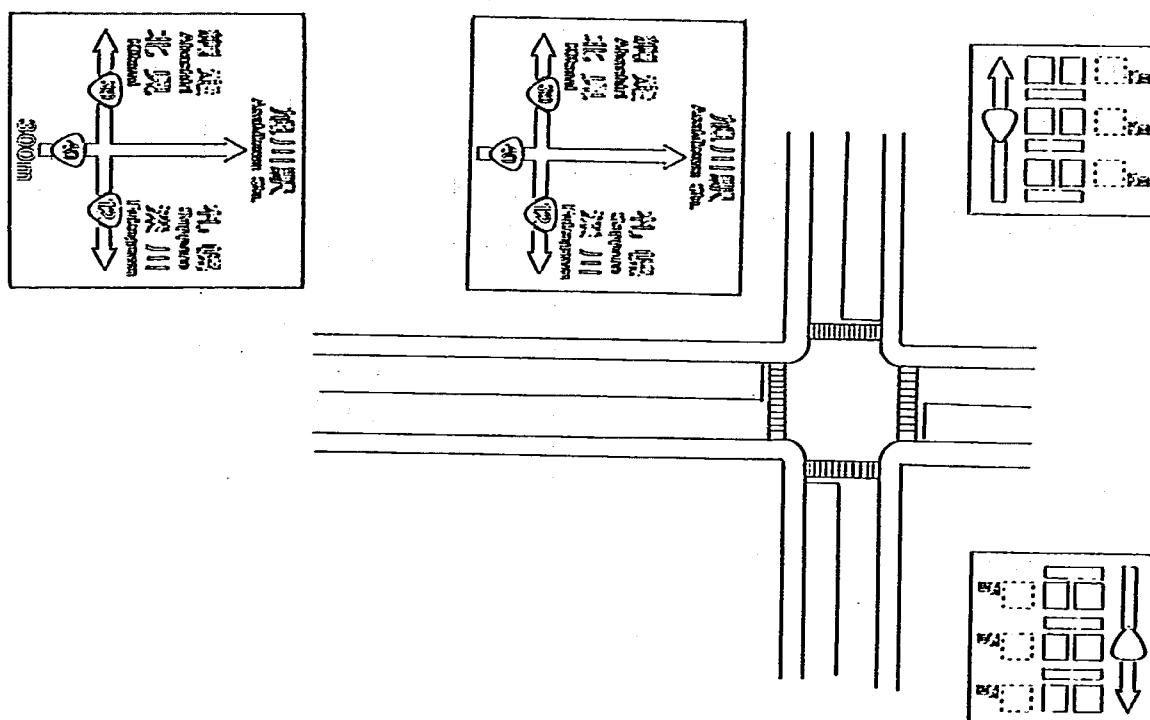
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

- 当該交差点が路線の起終点となる場合、今まで通行してきた路線と異なる路線番号を案内することになるため運転者が迷う恐れが生じる。
- 案内標識の交差点流入側の位置に路線番号を入れることにより、当該交差点が路線の起終点となっていることを標示し、適切な案内誘導を可能とした。

3. 事例

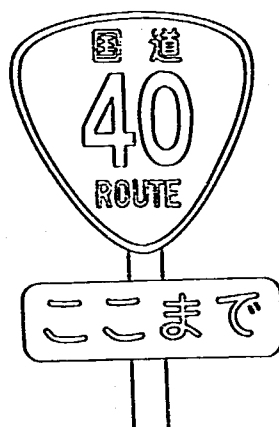


4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の交差点流入側の位置にも路線番号を標示したものである。これにより、ドライバーは現在走行している路線の確認ができると同時に、その路線が当該交差点で終わる（もしくは始まる）ことが確認できるため、交差点内での車両の進行がスムーズになるものと考えられる。

対象とする交差点は、路線の起終点となっている交差点であるため、進行している方向が交差点通過後すぐに確認できるよう、確認標識を設置する。

なお、上記の事例のように直進方向の道路が路線番号標示されない市道等の場合、標識流入部に路線番号を標示するとその路線が直進しているものと錯覚される恐れがある。したがって、路線の起終点の場合には国道番号(118)、都道府県道番号(118の2)を利用して「ここまで」「終点」等(下図)の標示をし、路線が当該交差点で終わっていることを明示する必要がある。



交差点21

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[B) -①]

主交通が直進でない交差点

b)案内誘導方法に問題を生じる要因

国道、主要地方道等の路線の屈折、バイパスの新たな接続等により、主交通が右折または左折しているため、その状況の案内がない場合、直進する可能性がある。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、主交通が右折または左折している標準的な交差点（十字またはT字型交差点）に適用するものであり、当該交差点から路線の重用が始まるものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

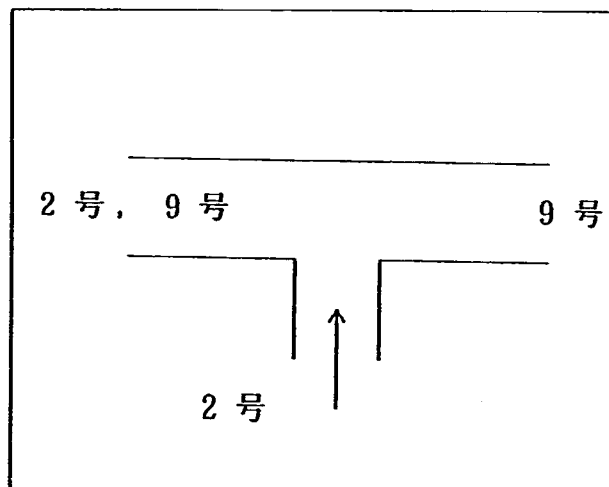
(定義類型)

主交通が直進でない交差点

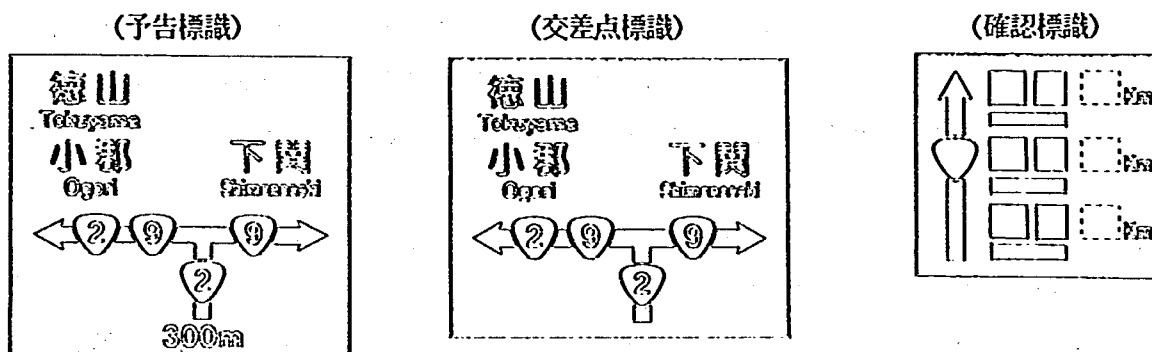
(適用範囲)

主交通が直進でない交差点のうち、当該交差点から路線の重用が始まるもの

②交差点概要図または交差点状況図



③複雑交差点での案内誘導方法



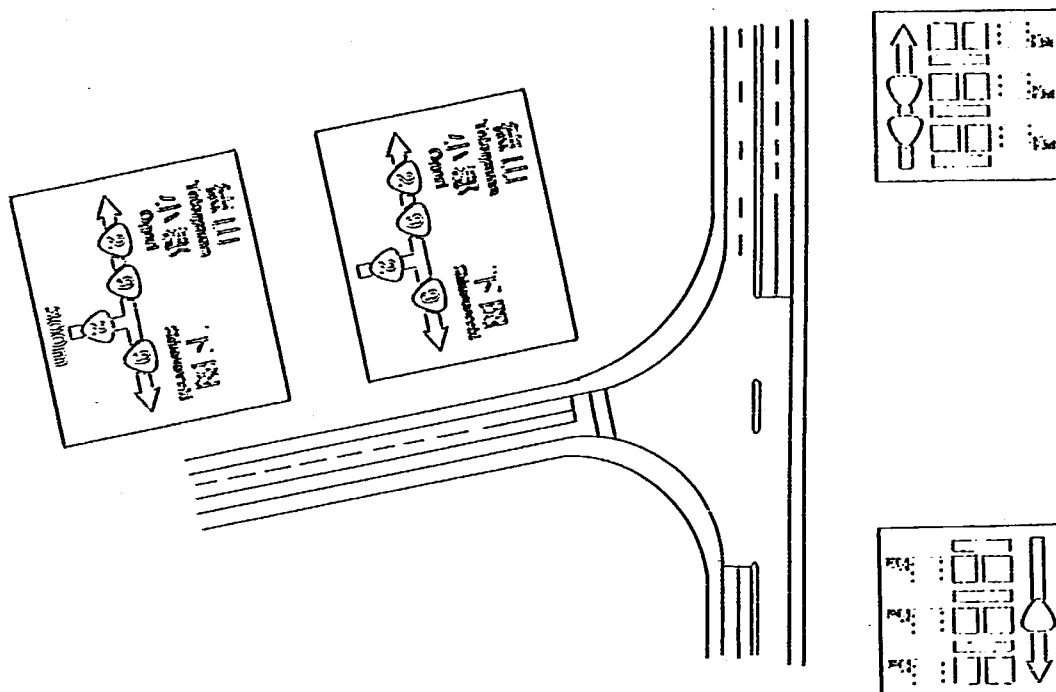
④解説

○路線が重用している場合、若い路線番号しか標示していないため、運転者は路線を間違えたものと錯覚しやすい。

○案内標識の交差点流入側の位置に路線番号を入れ、さらに重用区間は重用している路線番号を全て標示することにより、当該交差点から路線の重用が始まることを標示し、適切な案内誘導を可能とした。

○なお、混乱を避けるため、路線番号の標示については2つ程度までに制限することがよいと考えられる。

3. 事例

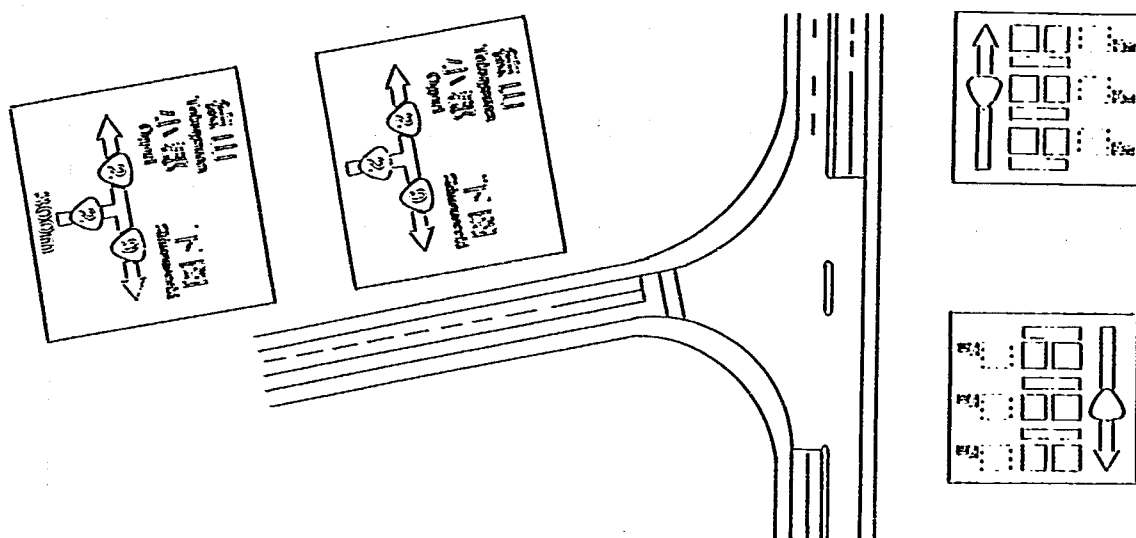


4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の交差点流入側の位置に路線番号を標示し、重用している区間にも路線番号を標示したものである。これにより、ドライバーは現在走行している路線の確認ができると同時に、当該交差点から先は路線の重用区間であることが確認できるため、交差点内での車両の進行がスムーズになるものと考えられる。

対象とする交差点は、路線が右折または左折している交差点であるため、進行している方向が交差点通過後すぐに確認できるよう、確認標識を設置する。

ここで示した定義類型については、案内誘導方法の検討、評価において、次に示す案も有効であるという結果が得られている。その案を下に示す。



1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[B)－①]

主交通が直進でない交差点

b)案内誘導方法に問題を生じる要因

国道、主要地方道等の路線の屈折、バイパスの新たな接続等により、主交通が右折または左折しているため、その状況の案内がない場合、直進する可能性がある。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、主交通が右折または左折している標準的な交差点（十字またはT字型交差点）に適用するものであり、現道にバイパスが接続しているものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

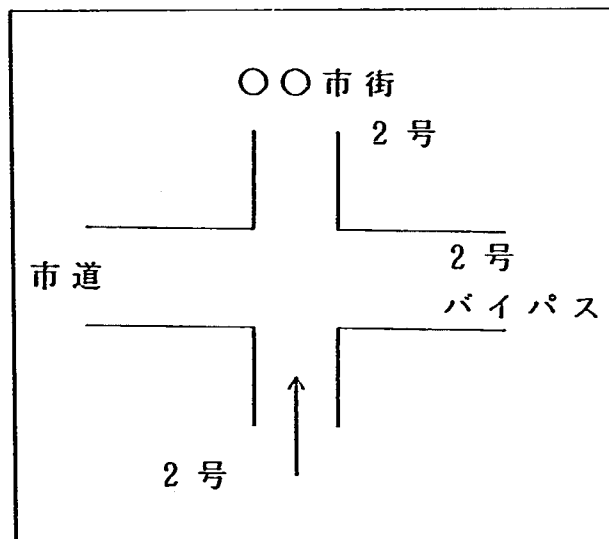
(定義類型)

主交通が直進でない交差点

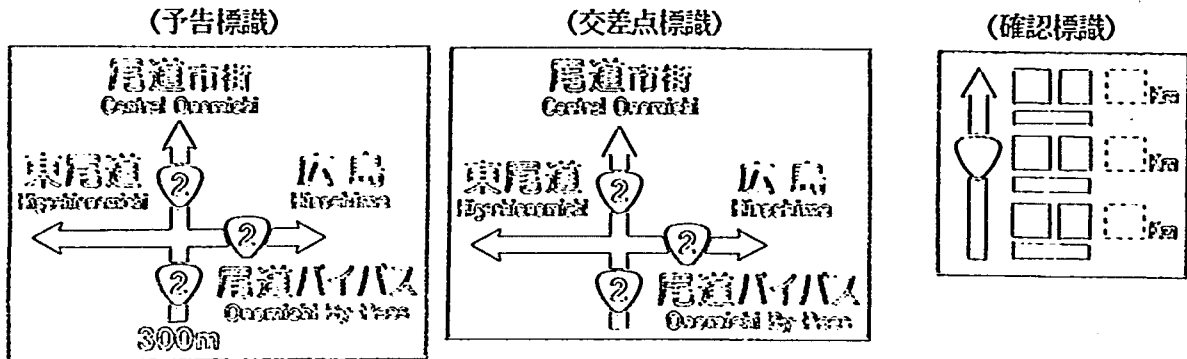
(適用範囲)

主交通が直進でない交差点のうち、現道に交差してバイパスが接続しているもの

②交差点概要図または交差点状況図



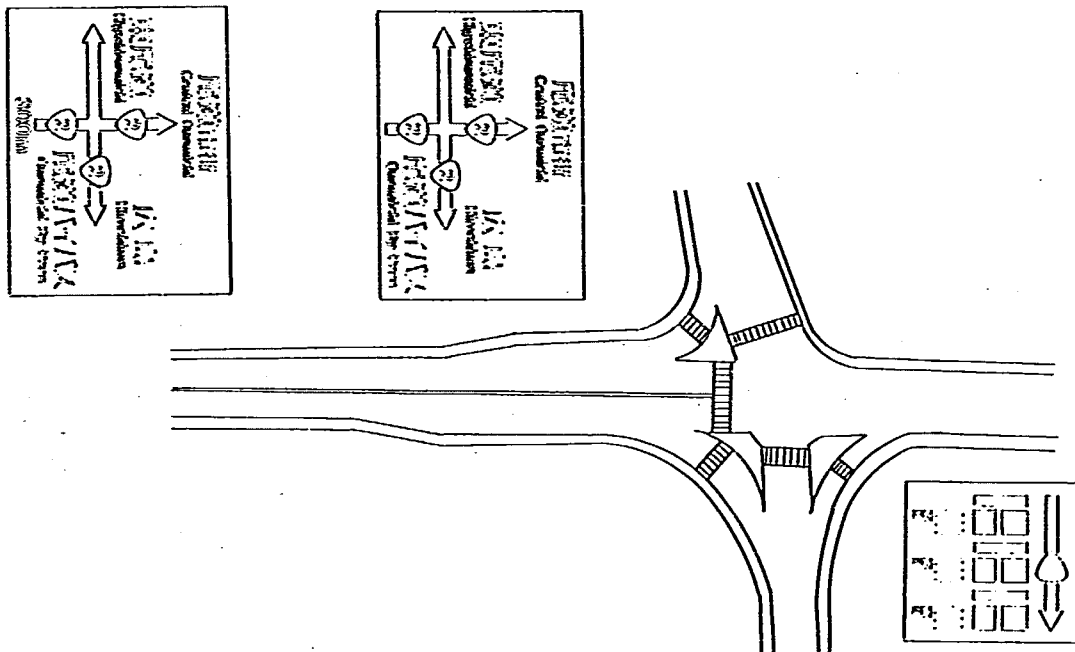
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

- 現道にバイパスが接続しており、路線番号が同じになるため、運転者が迷う可能性がある。
- 案内標識の交差点流入側の位置に路線番号を入れ、バイパスには○○バイパスの標示をすることによりバイパスと旧道の方角を明確にし適切な案内誘導を可能とした。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識の交差点流入側の位置にも路線番号を標示し、バイパス方向に○
○バイパスの標示をしたものである。これにより、ドライバーは現在走行している路線の確認ができると同時に、当該交差点から先はバイパスが接続しているため、同じ路線番号の路線があることが確認でき、交差点の進行がスムーズになるものと考えられる。

対象とする交差点は、路線が右折または左折している交差点であるため、進行している方向が交差点通過後すぐに確認できるよう、確認標識を設置する。

また、旧道方向の案内地名には○○市街の標示を行うことが望ましい。

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[B) -②]

枝により交通量に極端な差がある交差点

案内に不適当な道路がある交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

流出側が地先道路であり、案内のための目標地を持たないなどの状況や道路の不通区間などの物理的な状況が存在し、十分な案内誘導ができない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、案内に不適当な道路を持つ交差点に適用するものであり、そのうち案内の目標地を持たないものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

(定義類型)

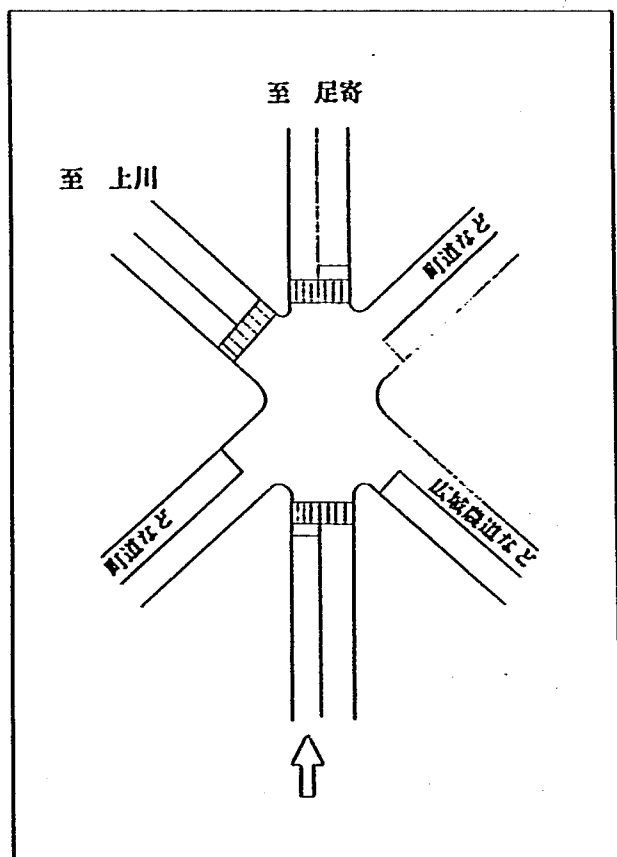
枝により交通量に極端な差がある交差点

案内に不適当な道路がある交差点

(適用範囲)

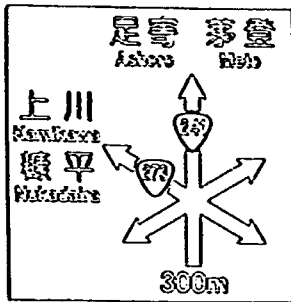
枝により交通量に極端な差があり、案内に不適当な道路を持つ交差点のうち、案内の目標地を持たないもの

②交差点概要図または交差点状況図

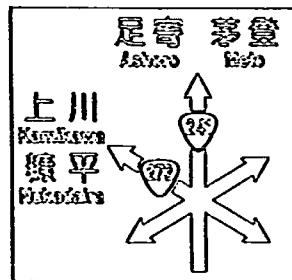


③複雑交差点での案内誘導方法

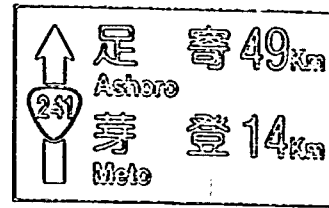
(予告標識)



(交差点標識)



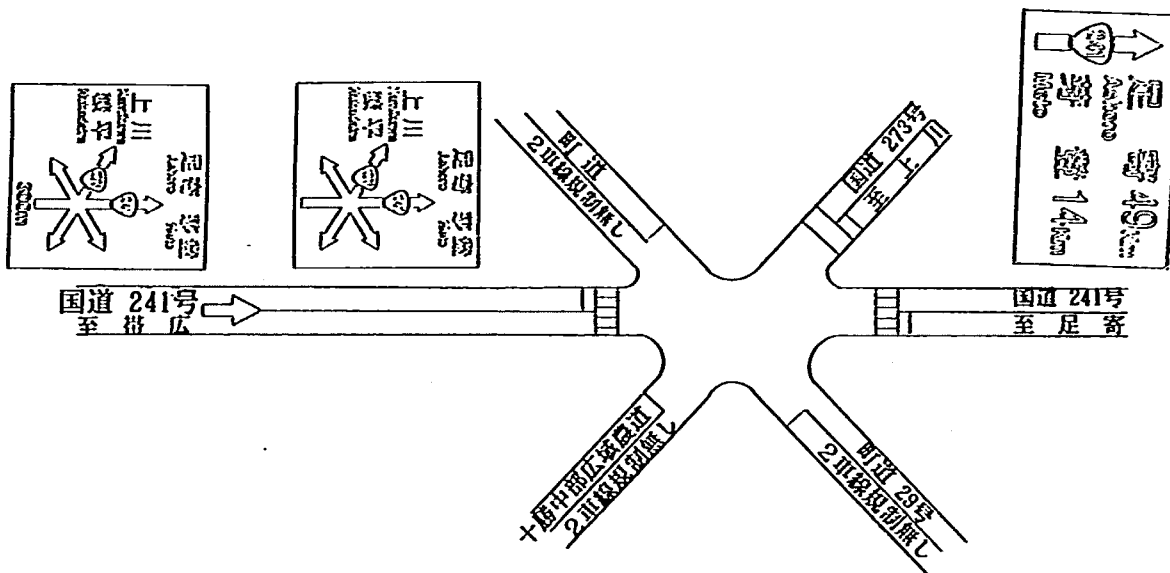
(確認標識)



④解説

○案内目標地を持たないため、その方向への案内誘導としては矢印の形状のみを用いる。これにより不通区間などとの区別を行い適切な案内誘導を可能とした。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内目標地を持たない交差点での案内誘導に対して、矢印のみを用いることにより得たものであり、これにより車両の進行がスムーズになると考えられる。また、標識板上の線の太さは道路幅員に応じて変化させる。

対象とする交差点は、案内誘導を行わない流出路を持つものであり、交差点通過後に進行している方向がすぐ確認できるよう、案内目標地を持つ流出路には確認標識を設置する。

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[B) -②]

枝により交通量に極端な差がある交差点

案内に不適当な道路がある交差点（不通区間あり）

b)案内誘導に問題を生じる要因

流出側が地先道路であり、案内のための目標地を持たないなどの状況や道路の不通区間などの物理的な状況が存在し、十分な案内誘導ができない。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、案内に不適当な道路を持つ交差点に適用するものであり、そのうち道路の不通区間など物理的な状況を持つものを対象とする。

なお、道路の不通区間が発生する原因としては、バイパス等の一部供用などが考えられる。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

（定義類型）

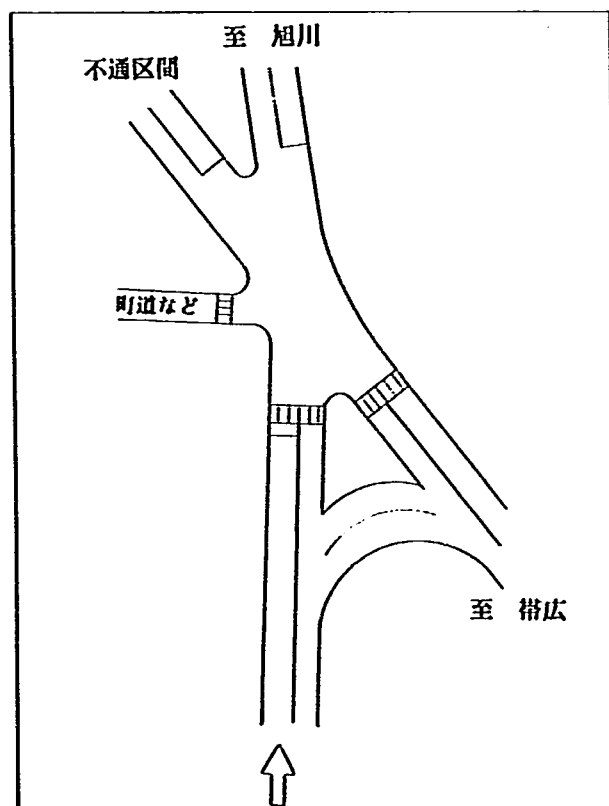
枝により交通量に極端な差がある交差点

案内に不適当な道路がある交差点

（適用範囲）

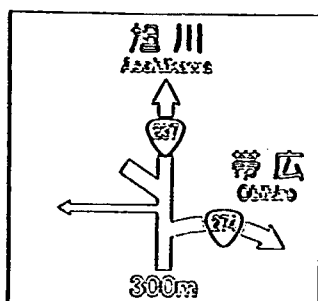
枝により交通量に極端な差があり、案内に不適当な道路を持つ交差点のうち、道路の不通区間など物理的な状況を持つもの

②交差点概要図または交差点状況図

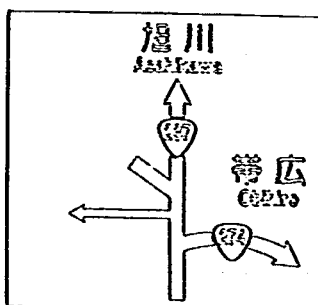


③複雑交差点での案内誘導方法

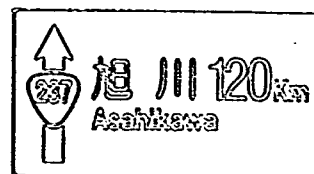
(予告標識)



(交差点標識)



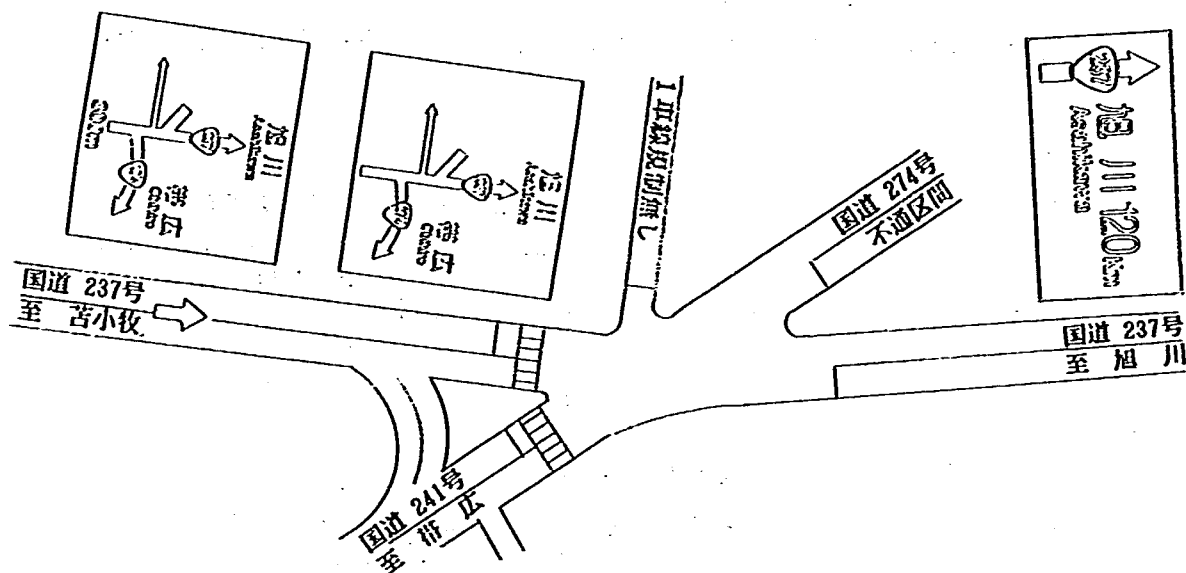
(確認標識)



④解説

○不通区間等の物理的な状況が存在するため、その方向への交通流入を防止する目的で、案内標識への矢印の表示を行わない。これにより、適切な案内誘導を可能とした。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、不通区間等の物理的な状況を、案内標識板上の矢印部分を消すことにより得たものであり、これにより、車両の進行がスムーズになると考えられる。また、標識板上の線の太さは道路幅員に応じて変化させる。

対象とする交差点は、案内誘導を行わない流出路を持つものであり、交差点通過後に進行している方向がすぐ確認できるよう、確認標識を設置する。

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

〔C〕-①

指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

指定方向外進行禁止の規制により、特定の流入路から進行できない方向がある。あるいは、車両進入禁止の規制も加わり全流入路から進行できない方向がある。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方向は、指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点に適用するものであり、そのうち指定方向外進行禁止のみの規制のものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

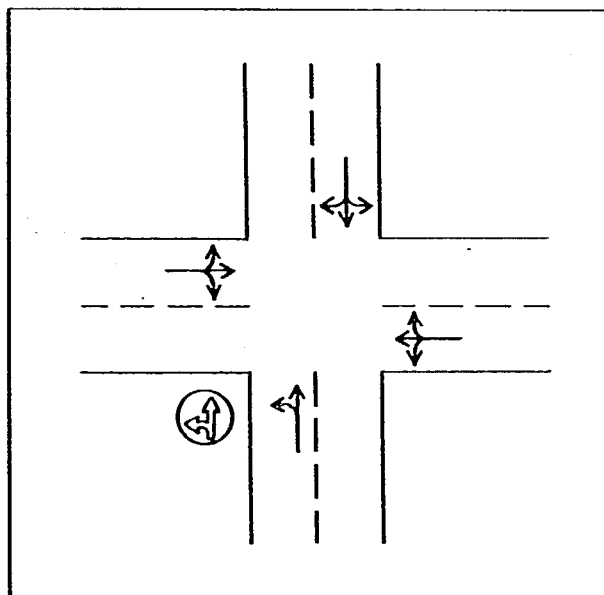
(定義類型)

指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点

(適用範囲)

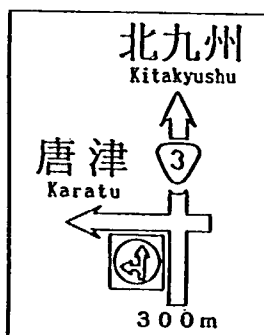
指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点のうち、指定方向外進行禁止のみの規制のもの

②交差点概要図または交差点状況図

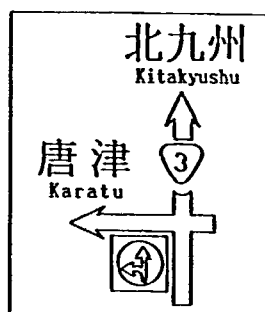


③複雑交差点での案内誘導方法

(予告標識)



(交差点標識)



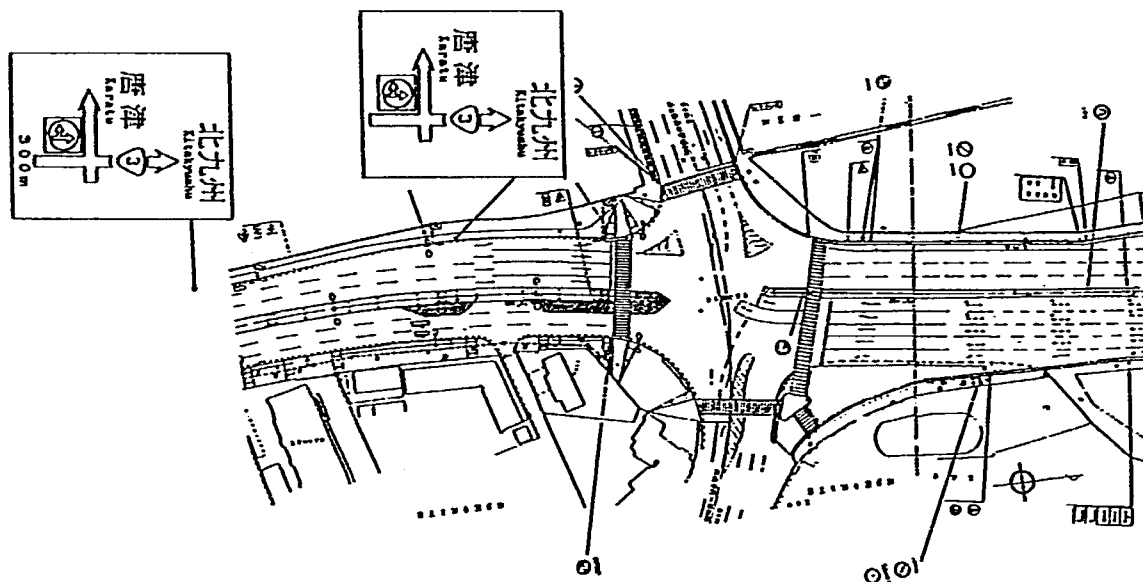
④解説

○案内標識標示板上に交差点内の規制を標示することにより、適切な案内誘導を可能とした。

○指定方向外進行禁止の規制が加わる流出側には、矢印を標示しないものとした。

○なお、案内標識に組み込んだこれらの規制マークは、規制の予告を行うものであり、規制の効力は何ら発生しない。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、交差点での指定方向外進行禁止規制を事前に知らせるものである。これにより、交差点内で車両の進行がスムーズになると考えられる。

対象となる交差点は、「指定方向外進行禁止の規制により、進行できない方向がある。」交差点であるので、予告標識、交差点標識は、そのことを十分に運転者に伝達できるよう規制内容を標示する。

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[C) - ①]

指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点

b)案内誘導も問題を生じる要因

指定方向外進行禁止の規制により、特定の流入路から進行できない方向がある。また、車両進入禁止の規制も加わり全流入路から進行できない方向がある。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方向は、指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点に適用するものであり、そのうち車両進入禁止規制も加わっているものを対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

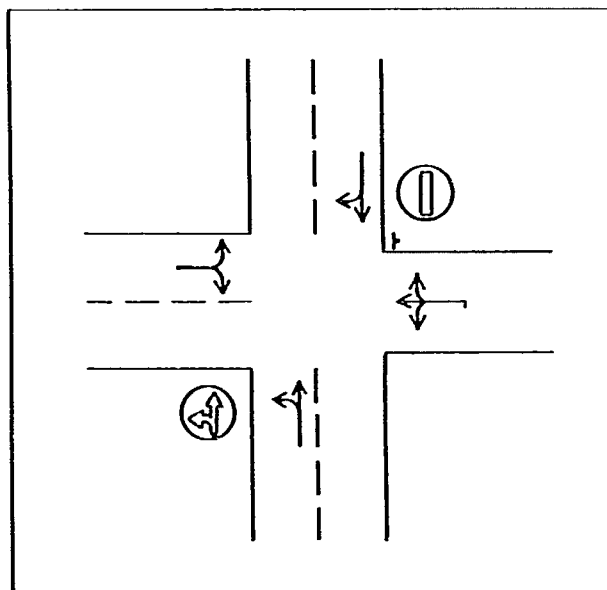
(定義類型)

指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点

(適用範囲)

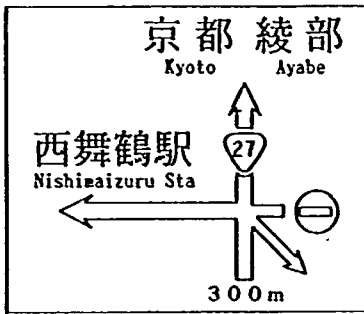
指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点のうち、車両進入禁止規制も加わっているもの

②交差点概要図または交差点状況図

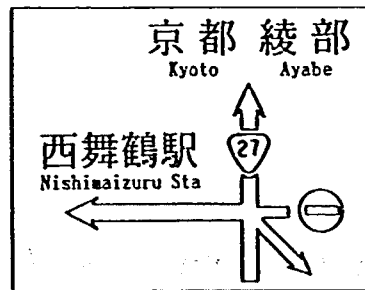


③複雑交差点での案内誘導方法

(予告標識)



(交差点標識)



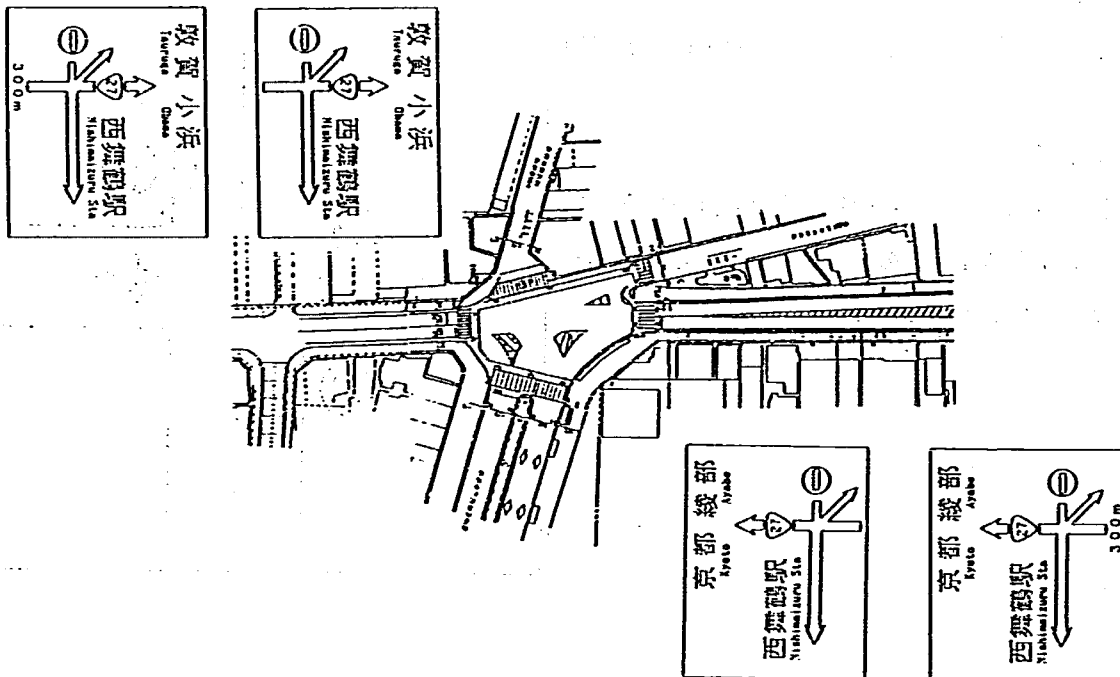
④解説

○案内標識標示板上に交差点内の規制を標示することにより、適切な案内誘導を可能とした。

○指定方向外進行禁止並びに車両進入禁止の規制が加わる流出側には、標示板の線上に車両進入禁止規制のマークを標示する。

○なお、案内標識に組み込んだ規制マークは、規制の予告を行うものであり、規制の効力は何ら発生しない。

3. 事例

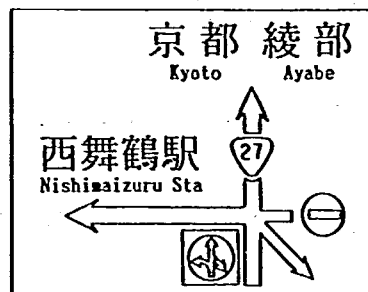


4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、交差点での指定方向外進行禁止規制、車両進入禁止規制を事前に運転者に知らせるものである。これにより、交差点内で車両の進行がスムーズになると考えられる。

対象となる交差点は、「指定方向外進行禁止の規制により、進行できない方向がある。」交差点であるので、予告標識、交差点標識は、そのことを十分に運転者に伝達できるよう規制内容を標示する。

ここで示した定義類型については、案内誘導方法検討、評価において以下に示す案もわかりやすいという結果が得られている。



交差点27

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[C) -②]

時間帯により進行できない方向がある交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点のある進行方向（直進、左方、右方等）に対し、時間帯により進行できない方向がある。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、時間帯により進行できない方向がある交差点に適用する。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

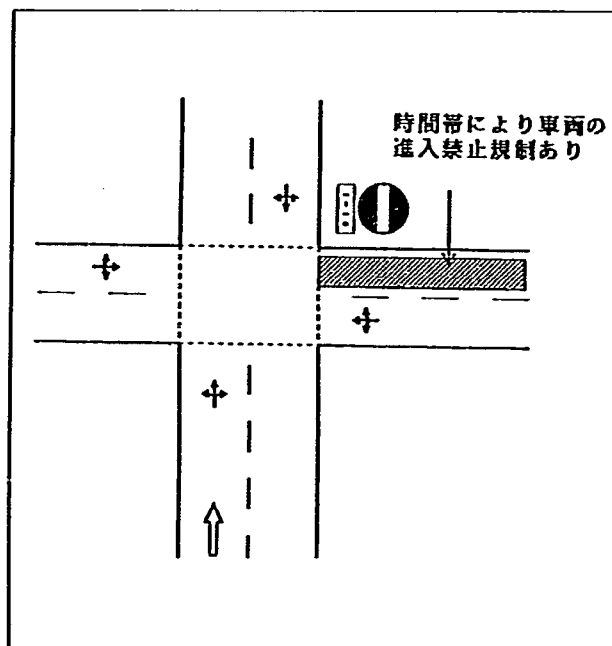
(定義類型)

時間帯により進行できない方向がある交差点

(適用範囲)

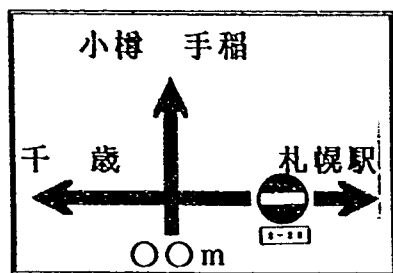
時間帯により進行できない方向があるもの

②交差点概要図または交差点状況図

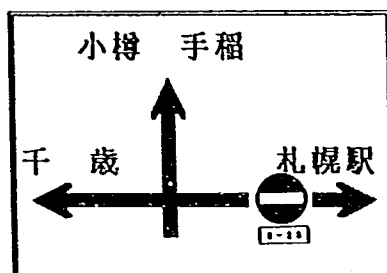


③複雑交差点での案内誘導方法

(予告標識)



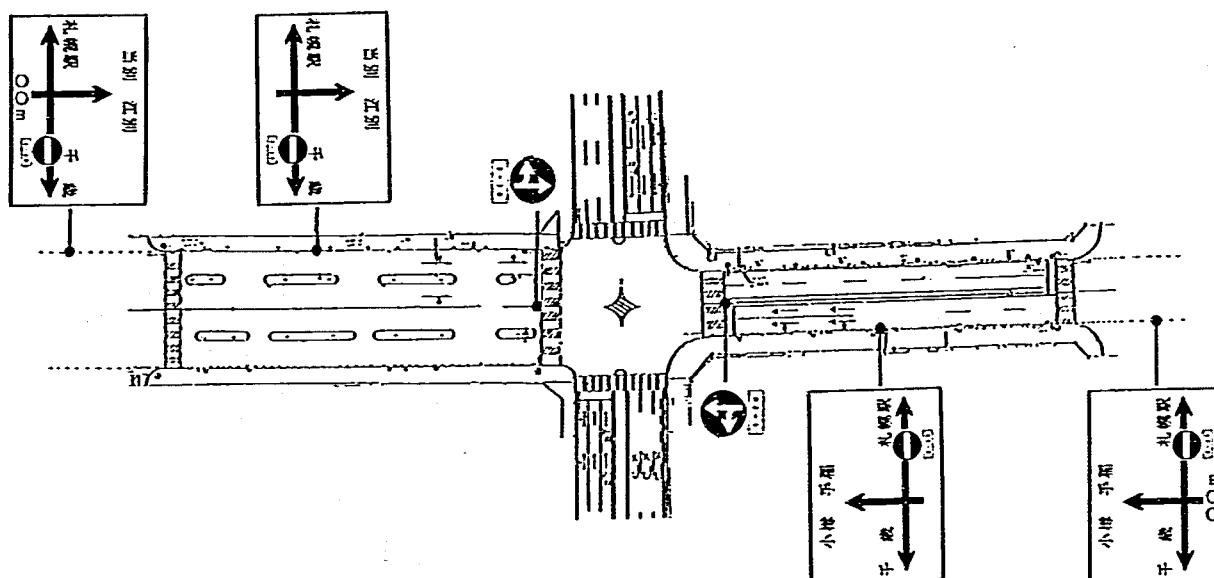
(交差点標識)



④解説

- 案内標識標示板上に規制を標示することによって、案内誘導と同時に規制内容を伝達できるようにした。
- なお、案内標識に組み込んだこれらの規制マークは、規制の予告を行うものであり、規制の効力は何ら発生しない。

3. 事例



4. 適用上の注意

上にした案内誘導方法は、案内標識標示板上に規制を標示することによって、案内・規制の意味の一体化を図ったものであり、これにより交差点内での車両の進行がスムーズになると考えられる。

ここで示した一体型の案内標識は、規制予告を持つ案内標識であり、規制の予告を一体型により案内していることにすぎない。したがって、規制標識は、別途適正な位置に設置する必要がある。

1. 分類

①定義類型

a)定義類型

[C) - ③]

車種により進行できない方向がある交差点

b)案内誘導に問題を生じる要因

交差点のある進行方向（直進、左方、右方等）に対し、車種により進行できないまたは進行できる方向がある。

②適用範囲

ここで示す案内誘導方法は、車種により進行できないまたは進行できる方向がある交差点に適用する。
また、この交差点は、交差道路の方面、方向を案内する必要がある箇所を対象とする。

2. 複雑交差点での案内誘導

①定義類型

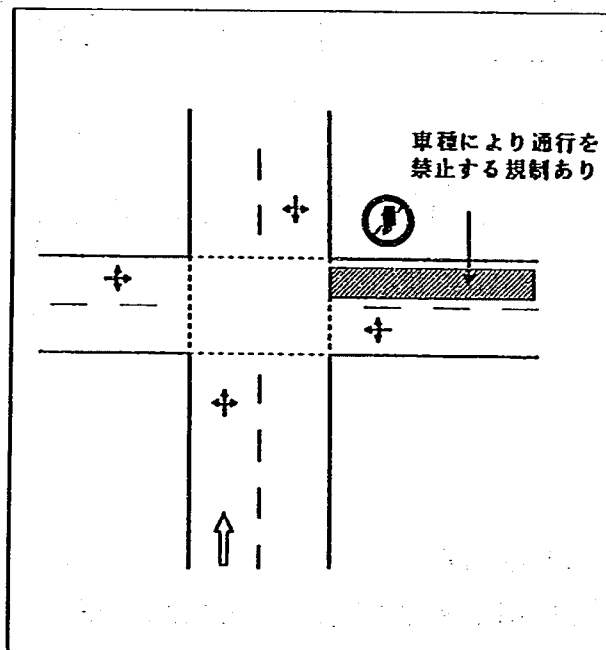
(定義類型)

車種により進行できない方向がある交差点

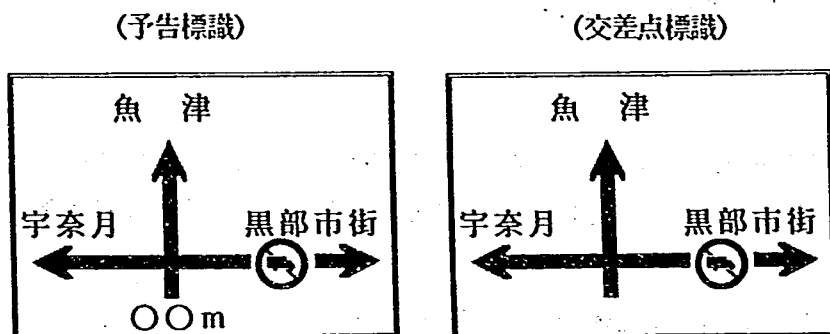
(適用範囲)

車種により進行できないまたは進行できる方向があるもの

②交差点概要図または交差点状況図



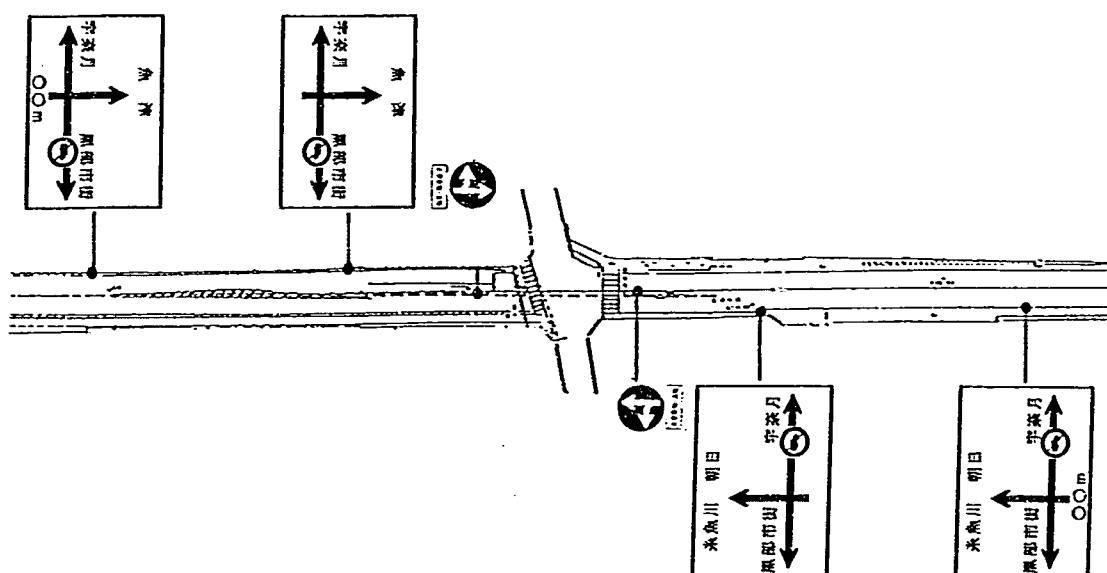
③複雑交差点での案内誘導方法



④解説

- 案内標識標示板上に規制を標示することによって、案内誘導と同時に規制内容を伝達できるようにした。
- なお、案内標識に組み込んだこれらの規制マークは、規制の予告を行うものであり、規制の効力は何ら発生しない。

3. 事例



4. 適用上の注意

上に示した案内誘導方法は、案内標識標示板上に規制を標示することによって、案内・規制の意味の一体化を図ったものであり、これにより交差点内での車両の進行がスムーズになると考えられる。

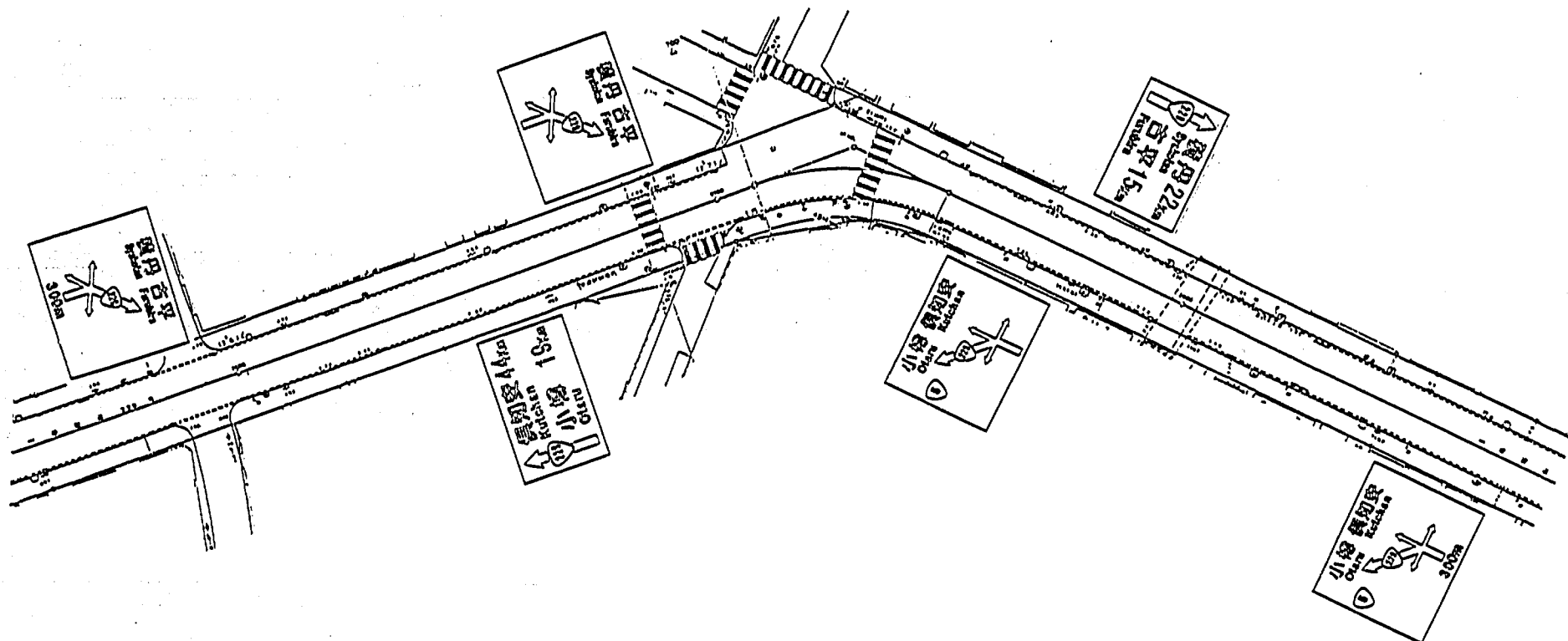
ここで示した一体型の案内標識は、規制予告を持つ案内標識であり、規制の予告を一体型により案内していることにすぎない。したがって、規制標識は、別途適正な位置に設置する必要がある。

第5章 適用事例

本章では、「第4章 複雑交差点での案内誘導方法」に従い、複雑な交差点に対する案内誘導方法の適用事例を提示する。適用事例は、表-3・1に示す複雑交差点の定義種類の順に、その定義種類及び事例を示す。

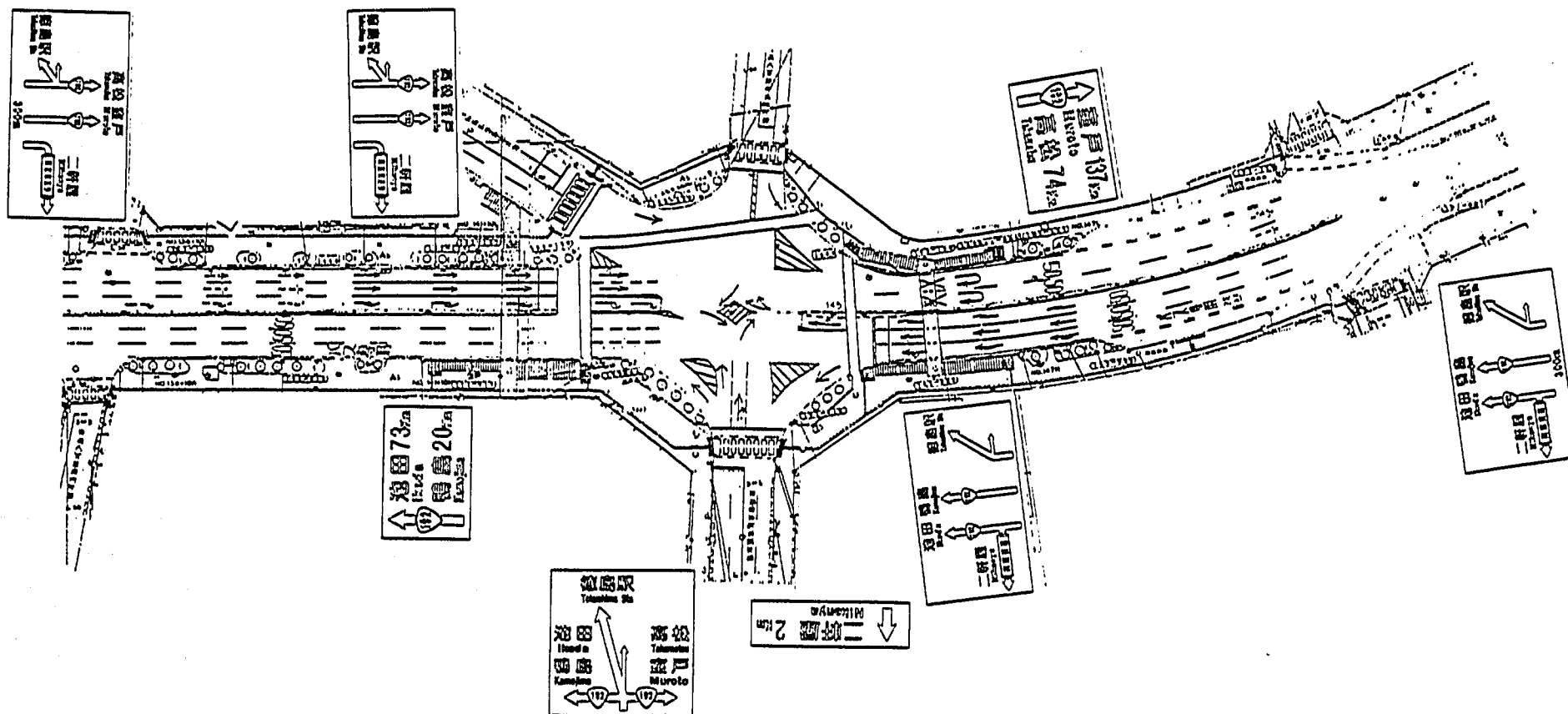
次ページ以降には定義種類毎の事例を示すが、定義種類が数種組み合わせられている場合には、ここで示す案内誘導方法を適宜組み合わせて対応することが望ましい。

定義類型	[A]-1① 5枝以上の多枝型交差点 (1) 付加車線も含めた流入車線が2車線以下のもの	交差点1
交差点名	—	
路線・キロポスト	一般国道 229号・2.7km	
地名	北海道余市郡余市町富沢町	
交差道路	町道富沢町5丁目線、町道富沢学校線	



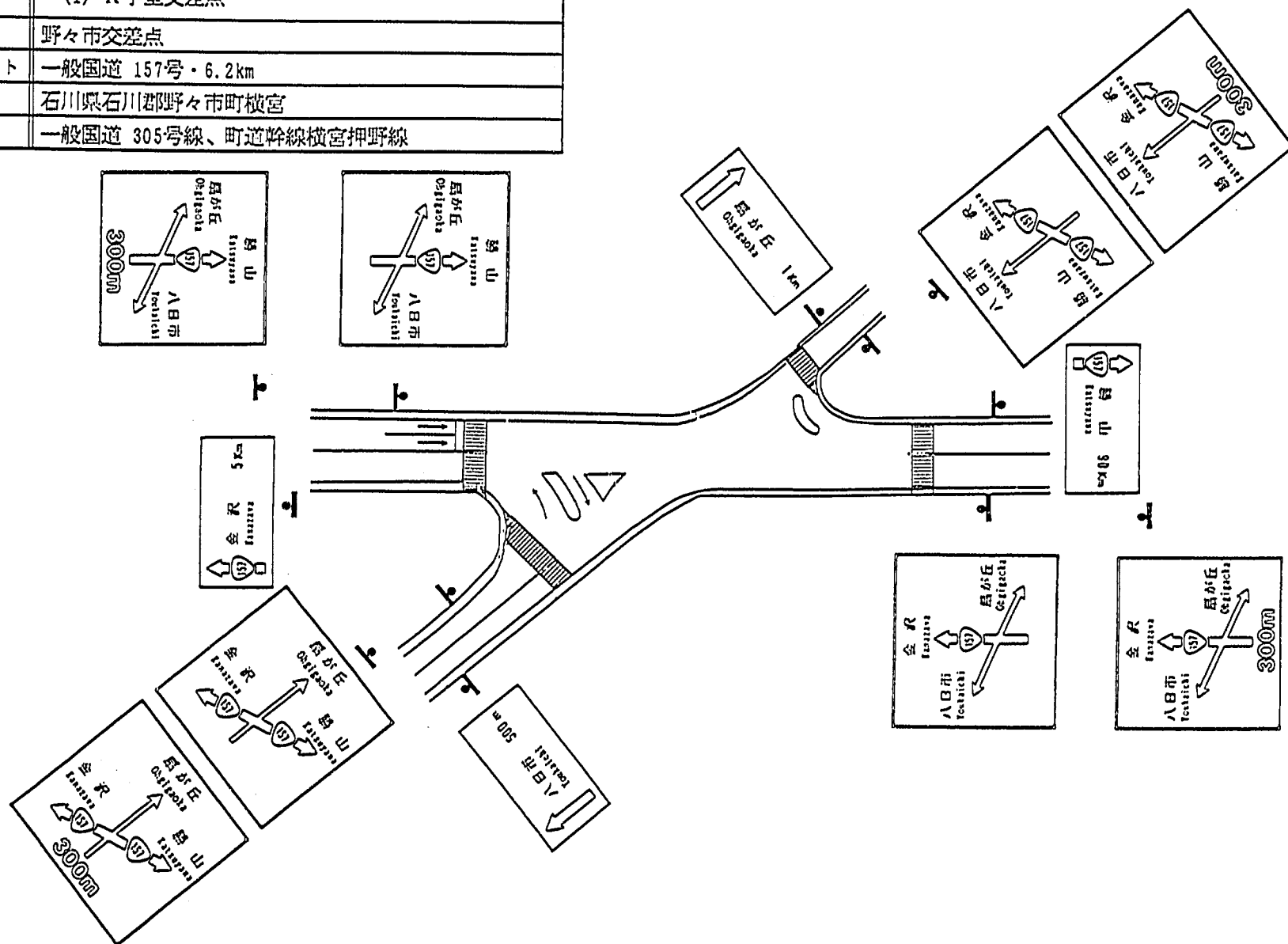
定義類型	[A) - 1 ①] 5 枝以上の多枝型交差点 (2) 付加車線も含めた流入車線が3車線のもの
交差点名	——
路線・キロポスト	一般国道 192号・136.9km
地名	徳島県徳島市一番町2丁目
交差道路	市道八百屋寺島本町線、市道徳島駅西須賀線

交差点2



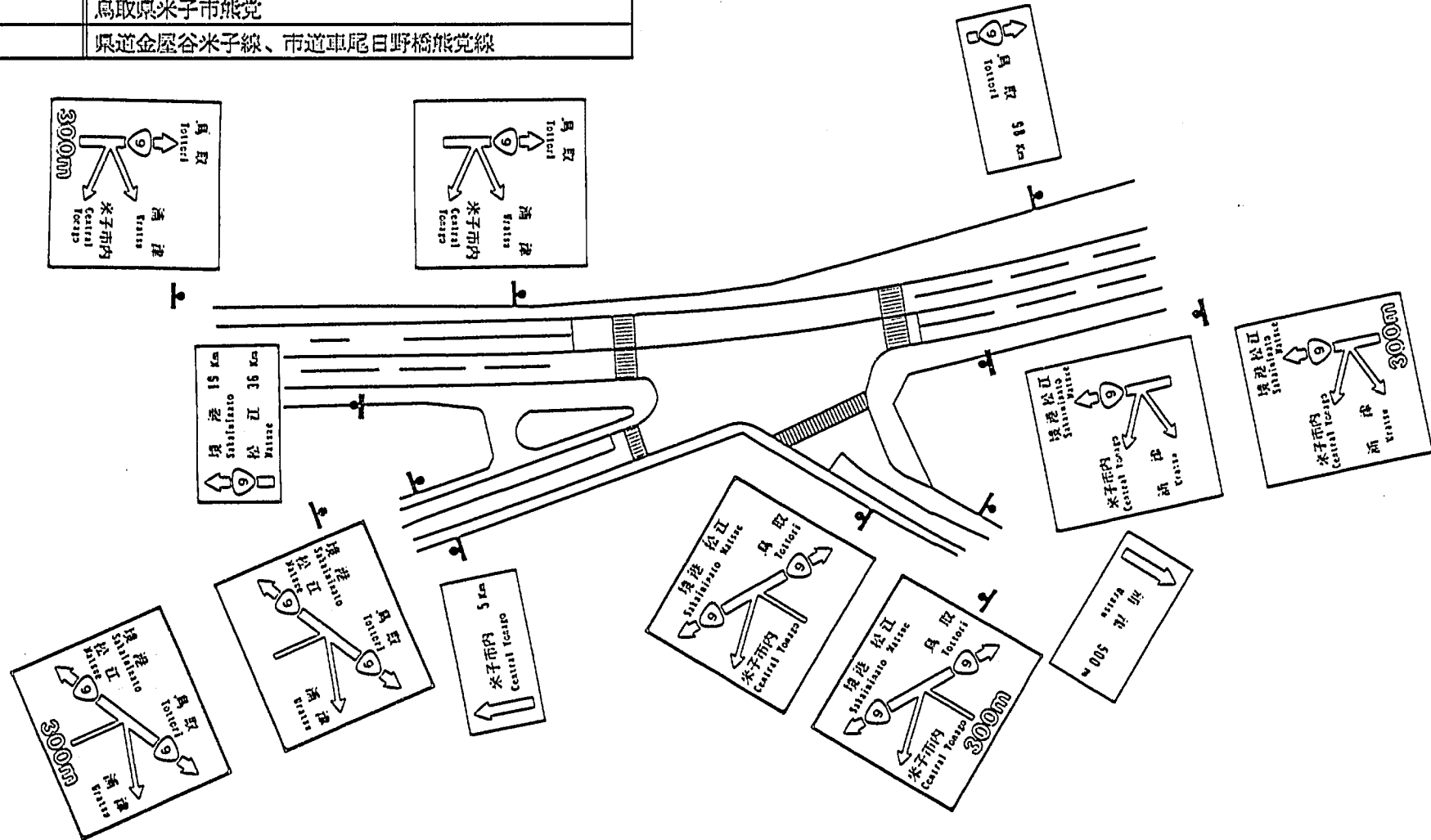
定義類型	[A)-1②] X字、K字などの特殊な交差形状の交差点 (1) X字型交差点
交差点名	野々市交差点
路線・キロポスト	一般国道 157号・6.2km
地名	石川県石川郡野々市町横宮
交差道路	一般国道 305号線、町道幹線横宮押野線

交差点 4



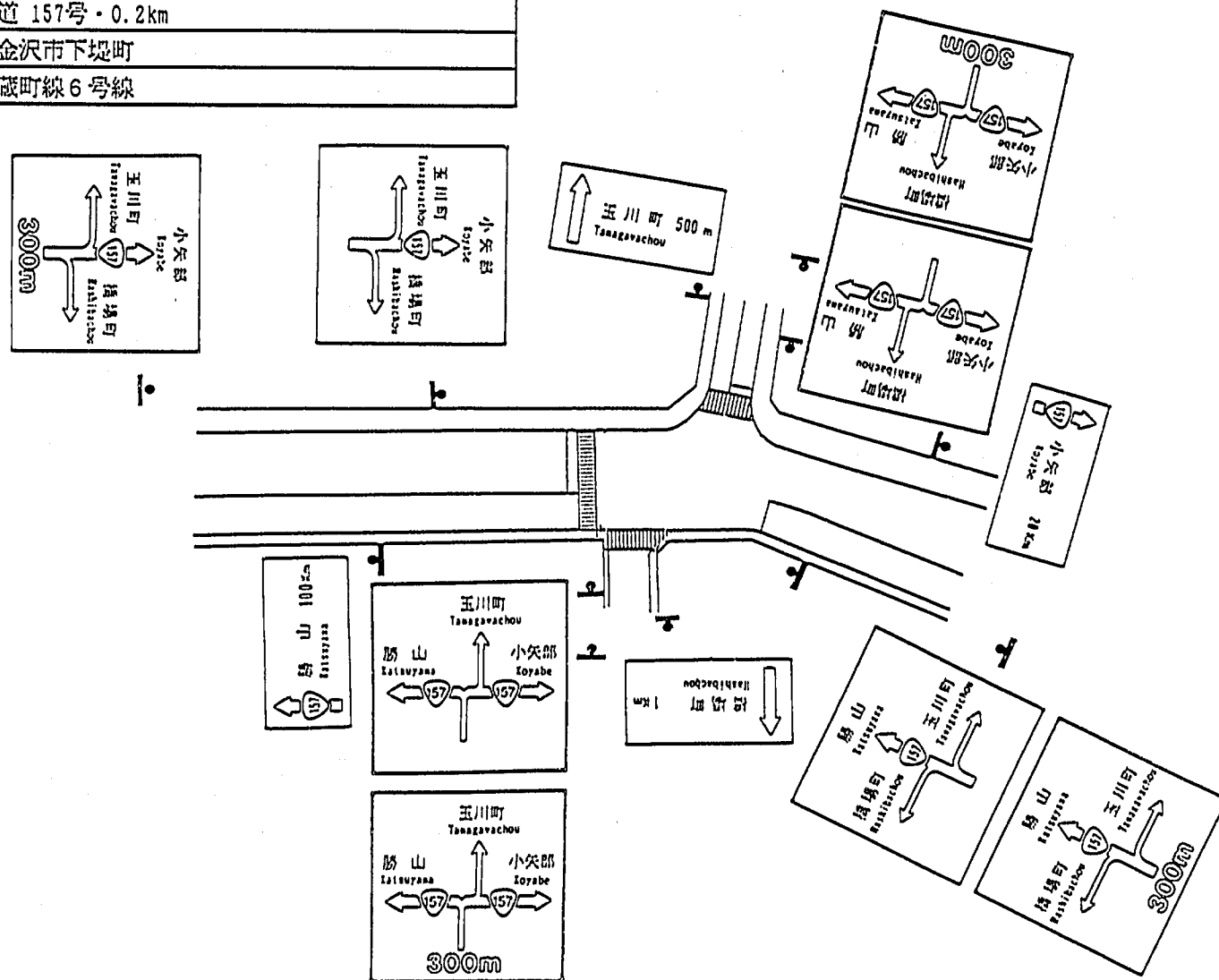
定義類型	[A]-1② X字、K字などの特殊な交差形状の交差点 (2) K字型交差点
交差点名	熊党交差点
路線・キロポスト	一般国道9号・298.3km
地名	鳥取県米子市熊党
交差道路	県道金屋谷米子線、市道車尾日野橋熊党線

交差点5



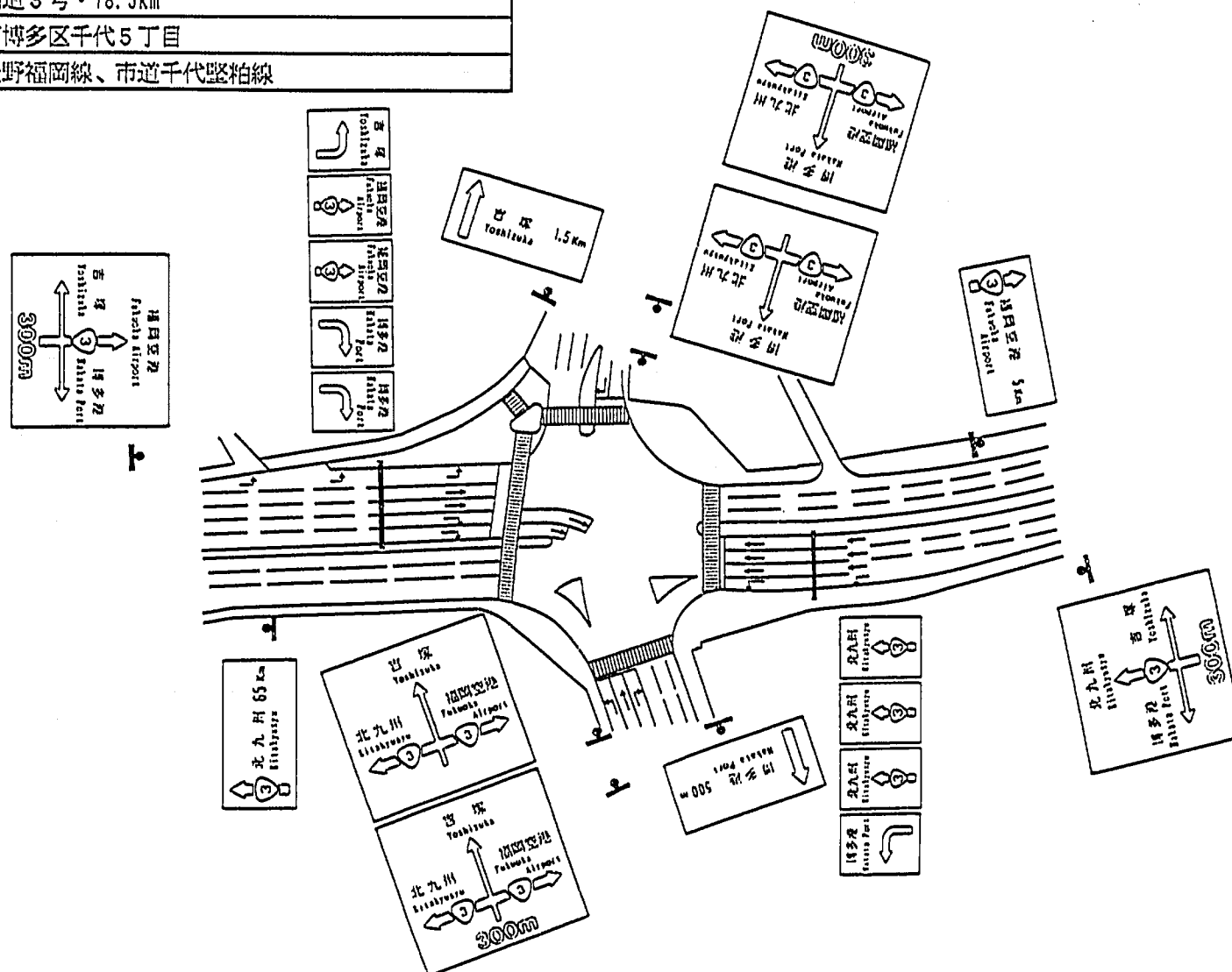
定義類型	[A)-1②] X字、K字などの特殊な交差形状の交差点 (3) くい違い型交差点
交差点名	下堤町交差点
路線・キロポスト	一般国道 157号・0.2km
地名	石川県金沢市下堤町
交差道路	市道武蔵町線 6 号線

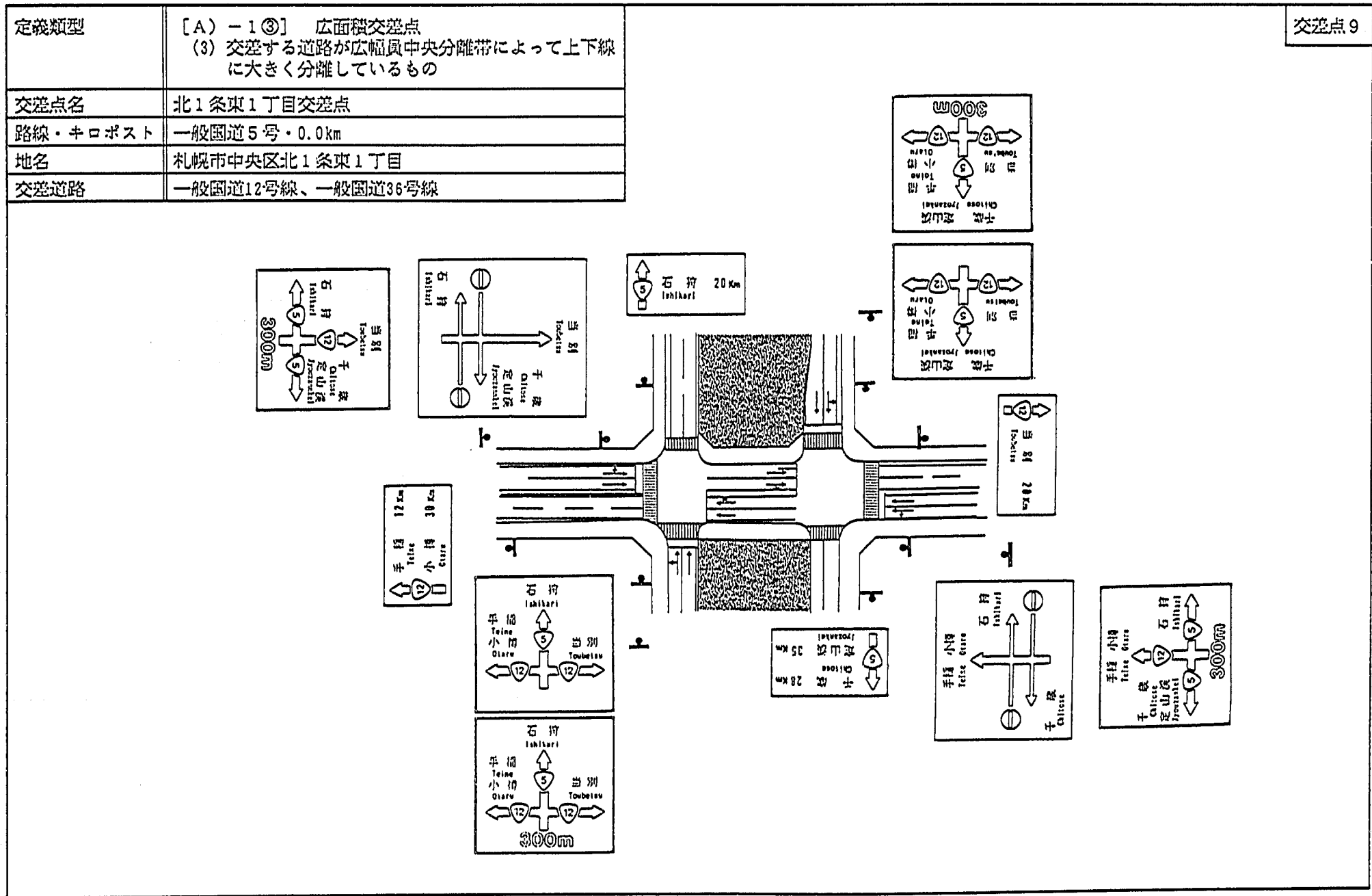
交差点 6



定義類型	[A]-1③ 広面積交差点 (1) 十字型の形状のもの
交差点名	千鳥橋交差点
路線・キロポスト	一般国道3号・78.5km
地名	福岡市博多区千代5丁目
交差道路	県道後野福岡線、市道千代堅粕線

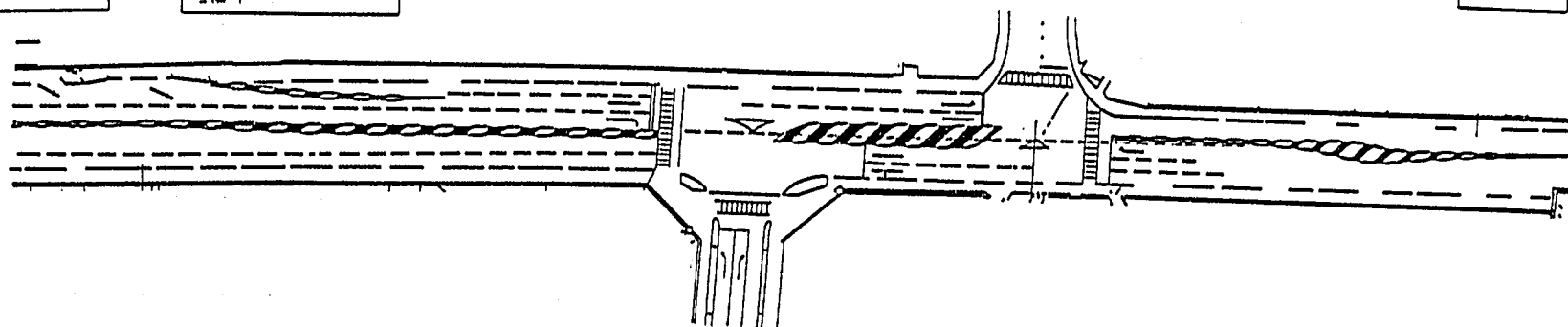
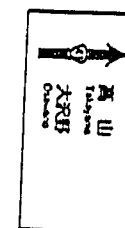
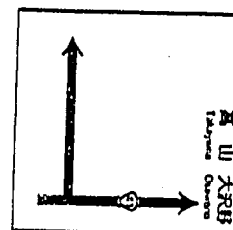
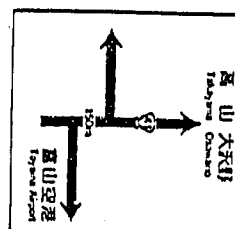
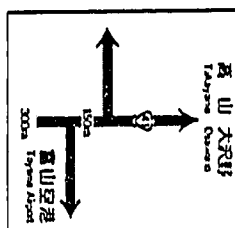
交差点7



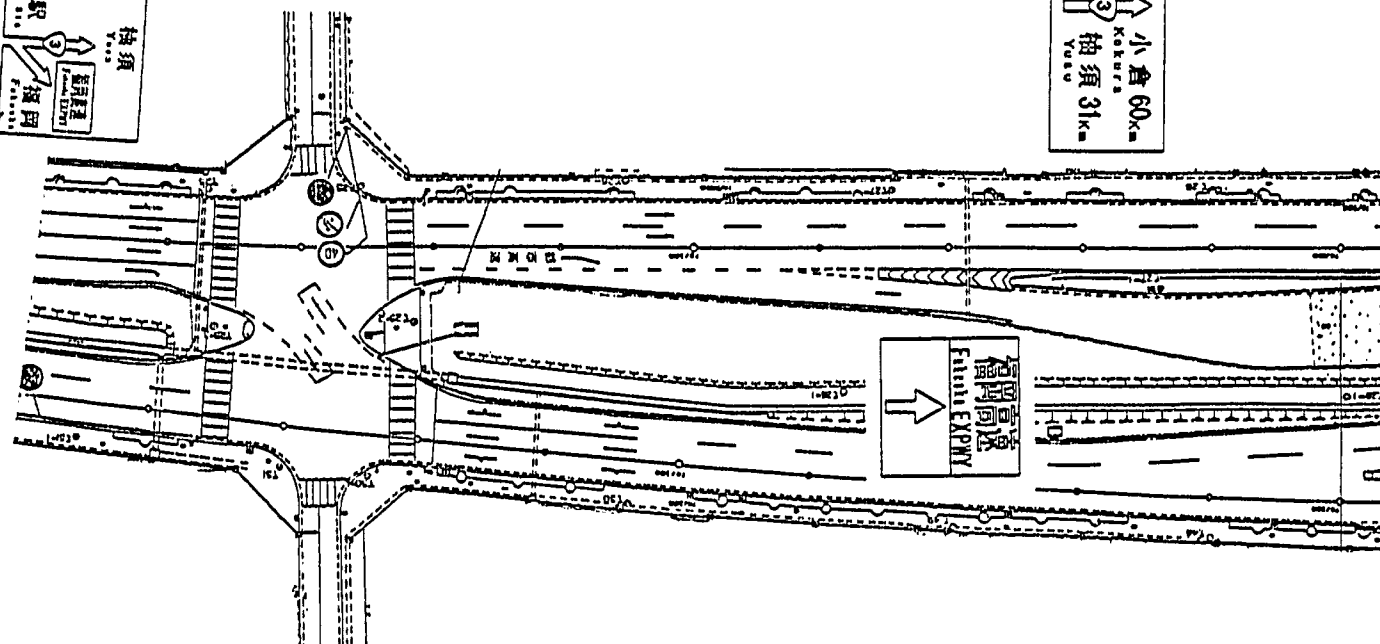
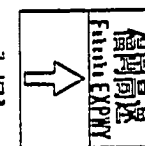
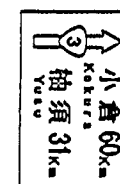
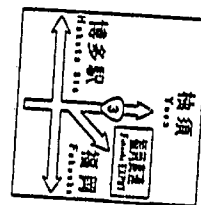
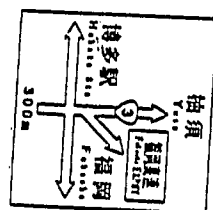


定義類型	[A) - 1 ④] 近接した交差点 (1) T字型近接交差点
交差点名	空港口交差点
路線・キロポスト	一般国道41号・242.2km
地名	富山県富山市蜷川
交差道路	市道

交差点10

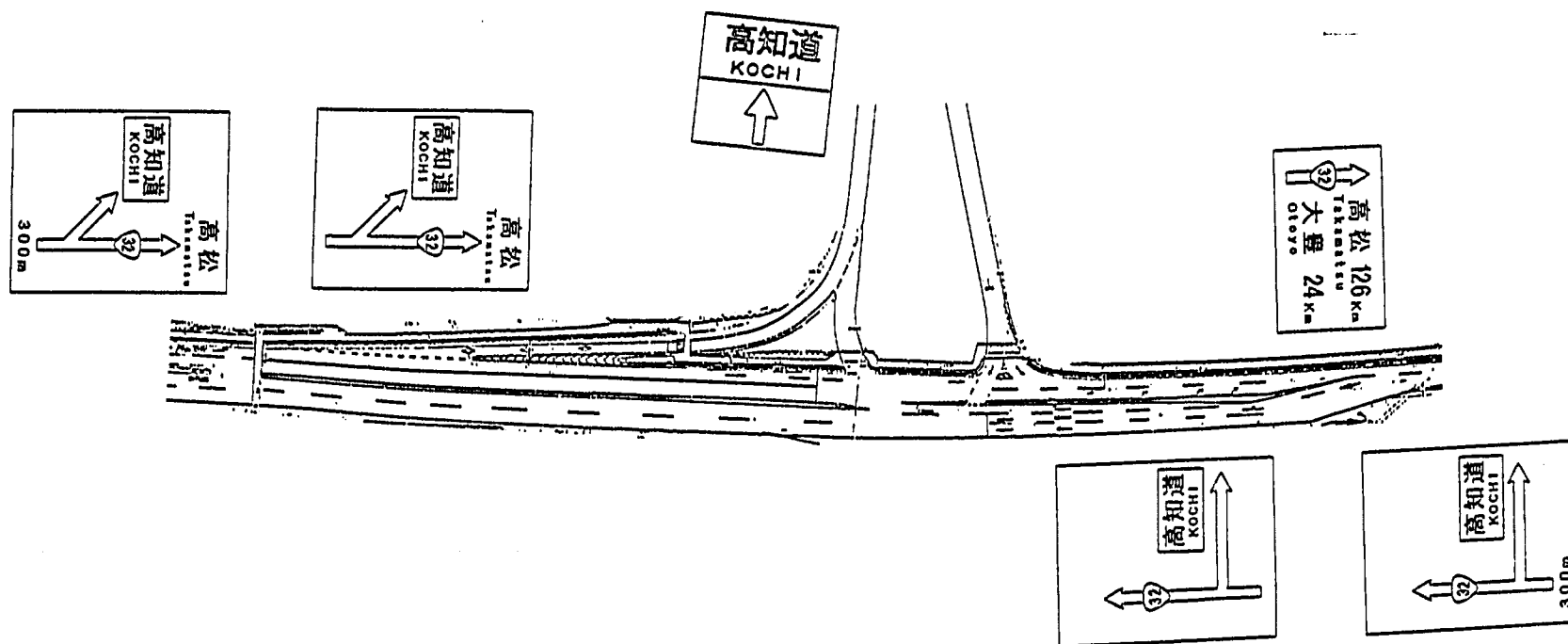


定義類型	[A] - 1 ㊟ 自動車専用道の入り口がある交差点 (1) 本線と並行して自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路があるもの	交差点12
交差点名	榎田二丁目交差点	
路線・キロポスト	一般国道3号南バイパス・78.4km	
地名	福岡市博多区榎田二丁目	
交差道路	県道 551号線 (別府・比恵線)	



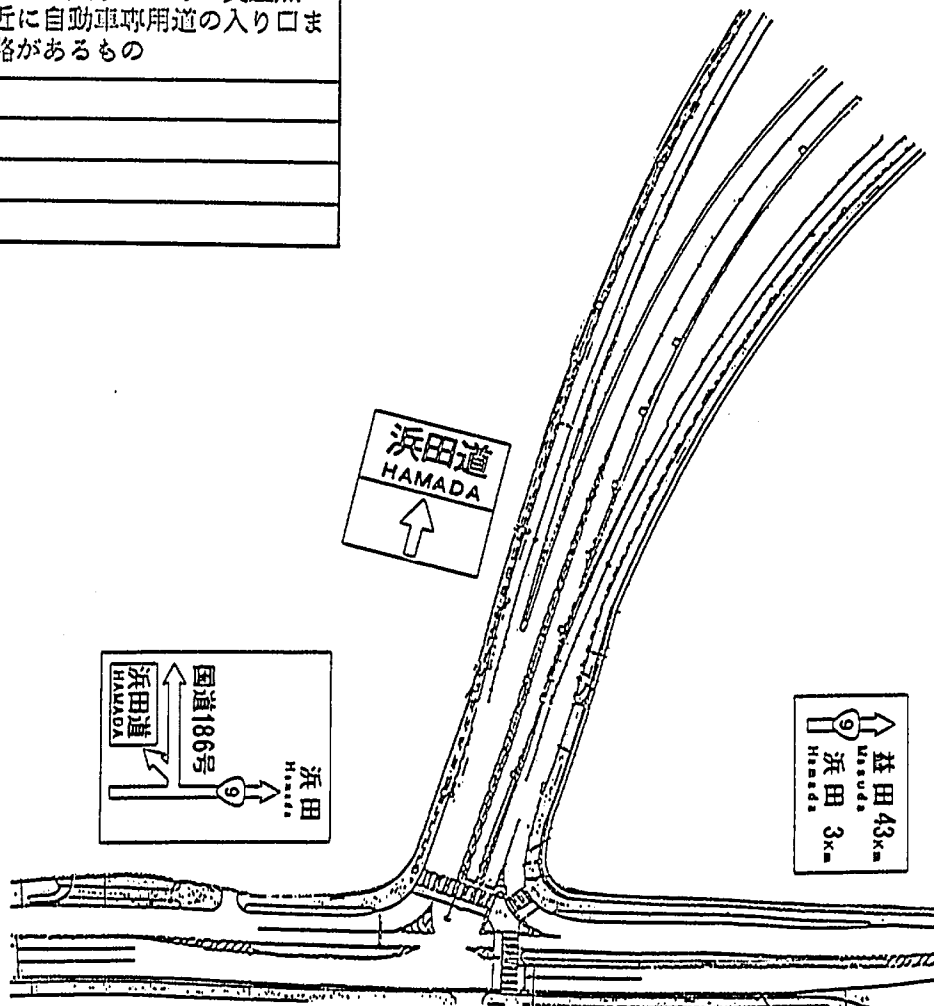
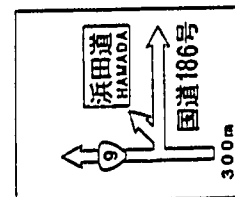
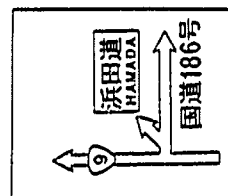
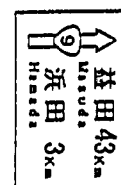
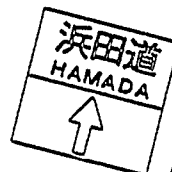
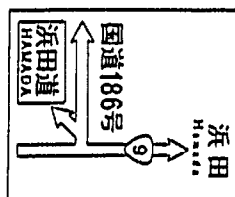
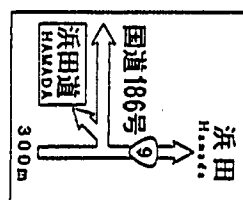
定義類型	[A] - 1 ⑤ 自動車専用道の入り口がある交差点 (2) 自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路と一般道で交差点を形成しているもの
交差点名	—
路線・キロポスト	一般国道32号・125.5km
地名	高知県南国市大字領石
交差道路	高知自動車道

交差点13



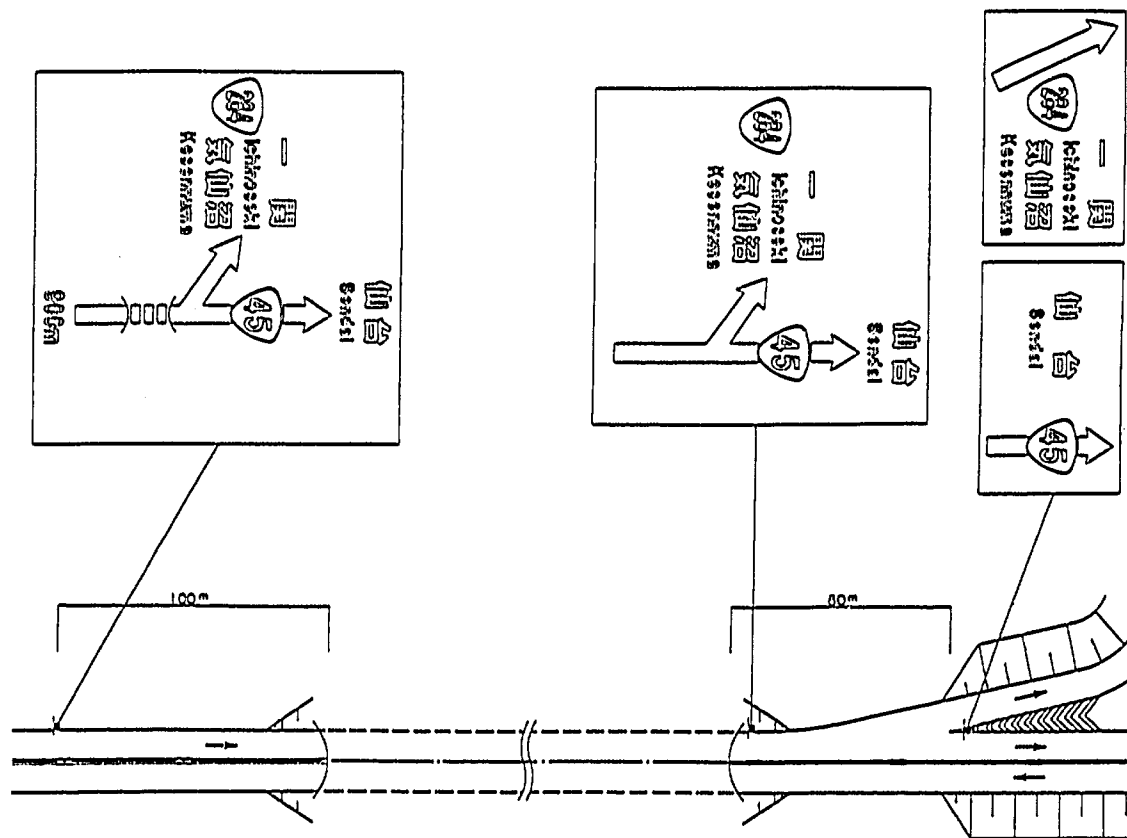
定義類型	[A] - 1 ㊦ 自動車専用道の入り口がある交差点 (3) 交差点を屈折した直近に自動車専用道の入り口またはそれに通じる道路があるもの
交差点名	バイパス長沢交差点
路線・キロポスト	一般国道9号・453.4km
地名	島根県浜田市長沢町
交差道路	一般国道9号浜田道路

交差点14

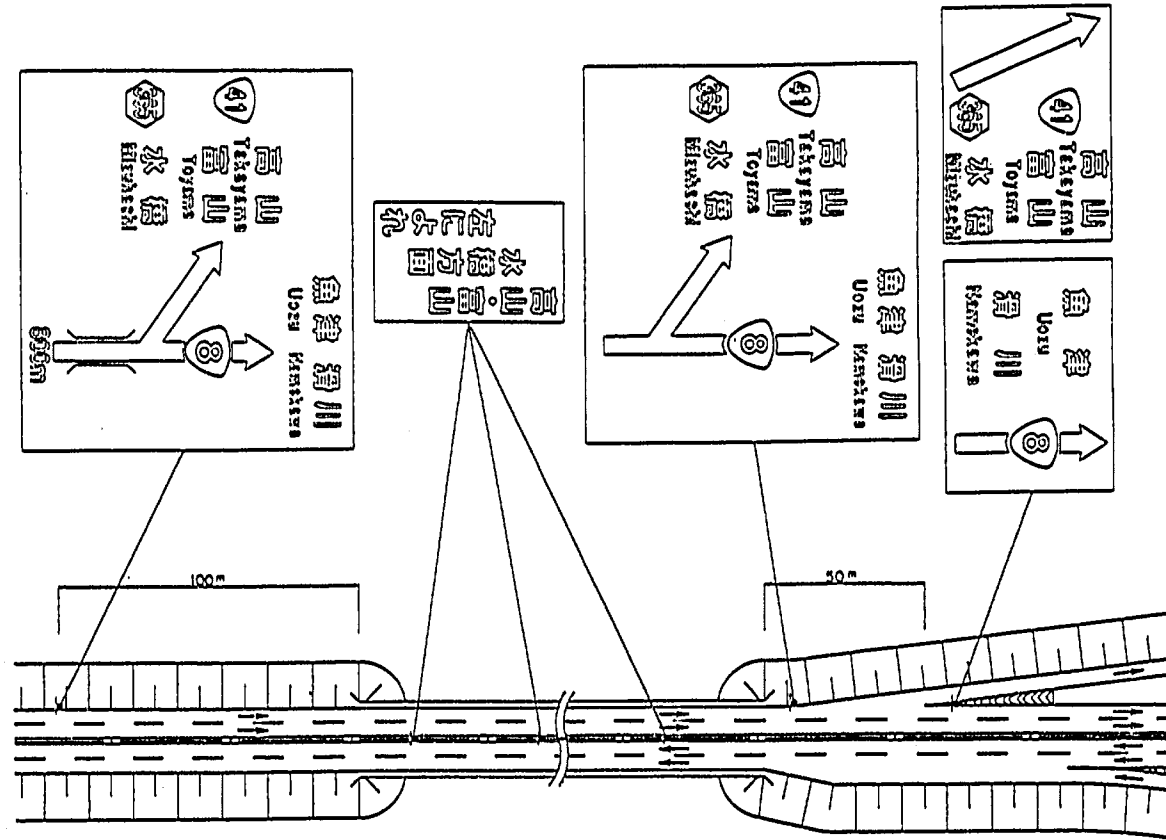


定義類型	[A) - 2 ①] 立体構造物の途中で分合流がある交差点 (1) トンネル出口から 200m 以内に分流があるもの
交差点名	—
路線・キロポスト	一般国道45号松川ランプ
地名	宮城県気仙沼市松川地先
交差道路	—

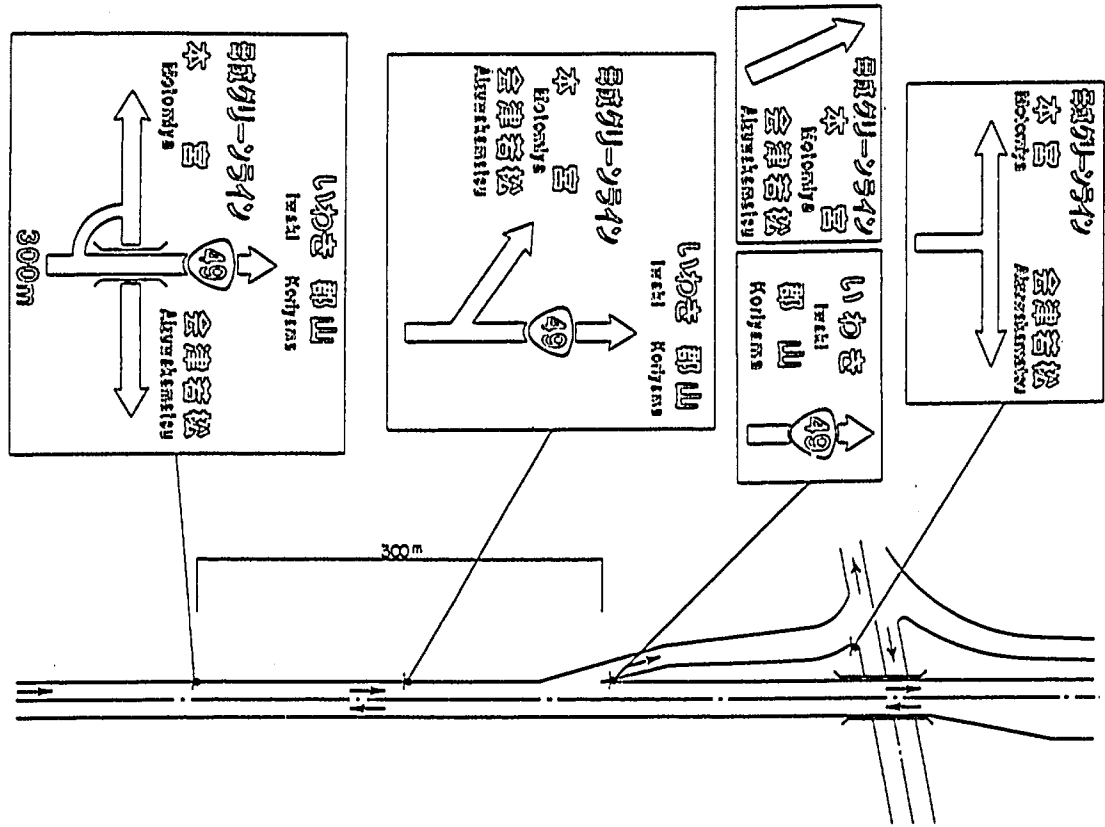
交差点15

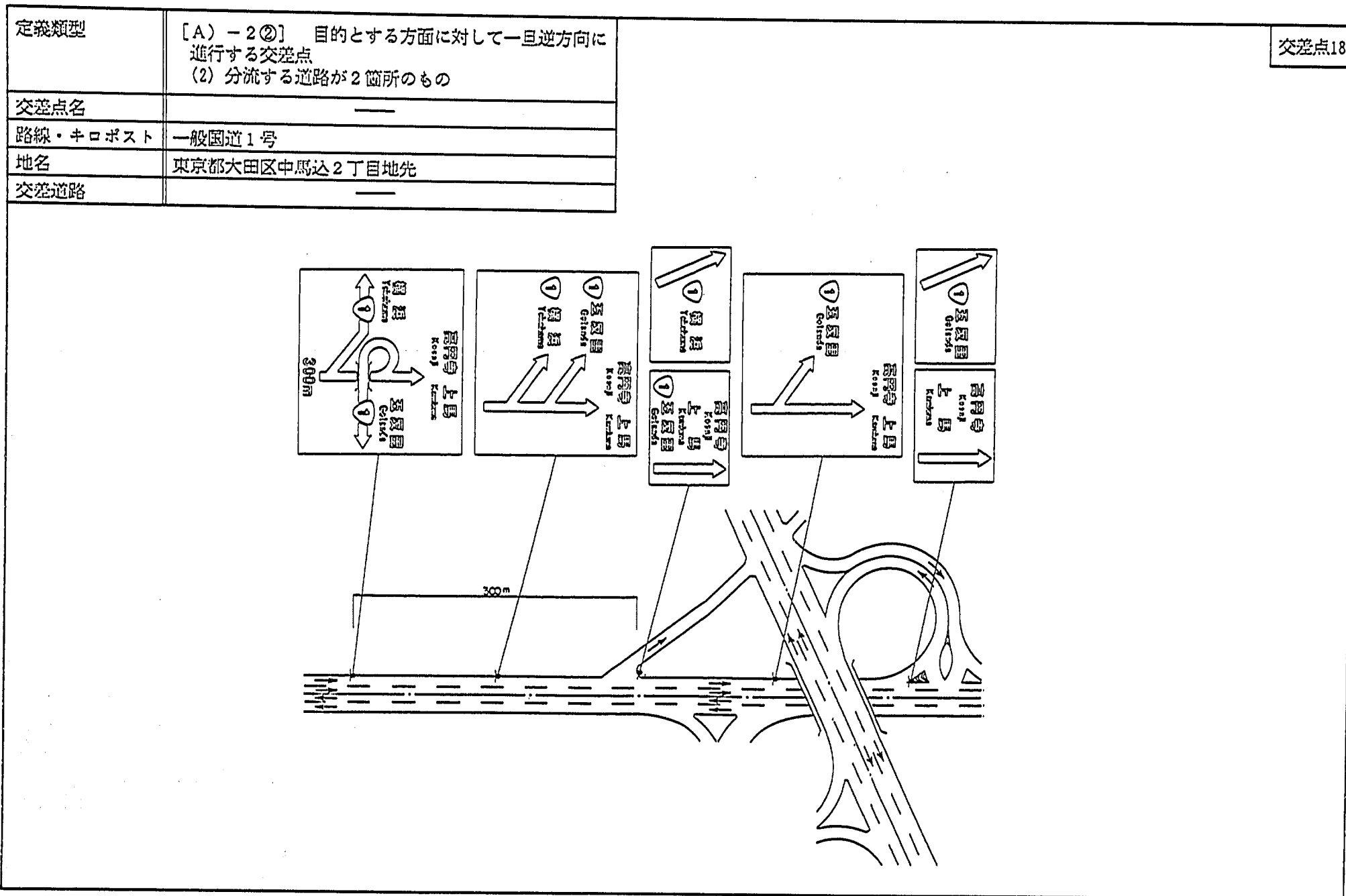


定義類型	[A) - 2 ①] 立体構造物の途中で分合流がある交差点 点 (2) 橋梁端から 200m 以内に分流があるもの	交差点16
交差点名	—	
路線・キロポスト	一般国道 8 号	
地名	富山県富山市金泉寺地先	
交差道路	—	



定義類型	[A) - 2②] 目的とする方面に対して一旦逆方向に 進行する交差点 (1) 分流する道路が1箇所のもの
交差点名	—
路線・キロポスト	一般国道49号
地名	福島県郡山市熱海3丁目地先
交差道路	—

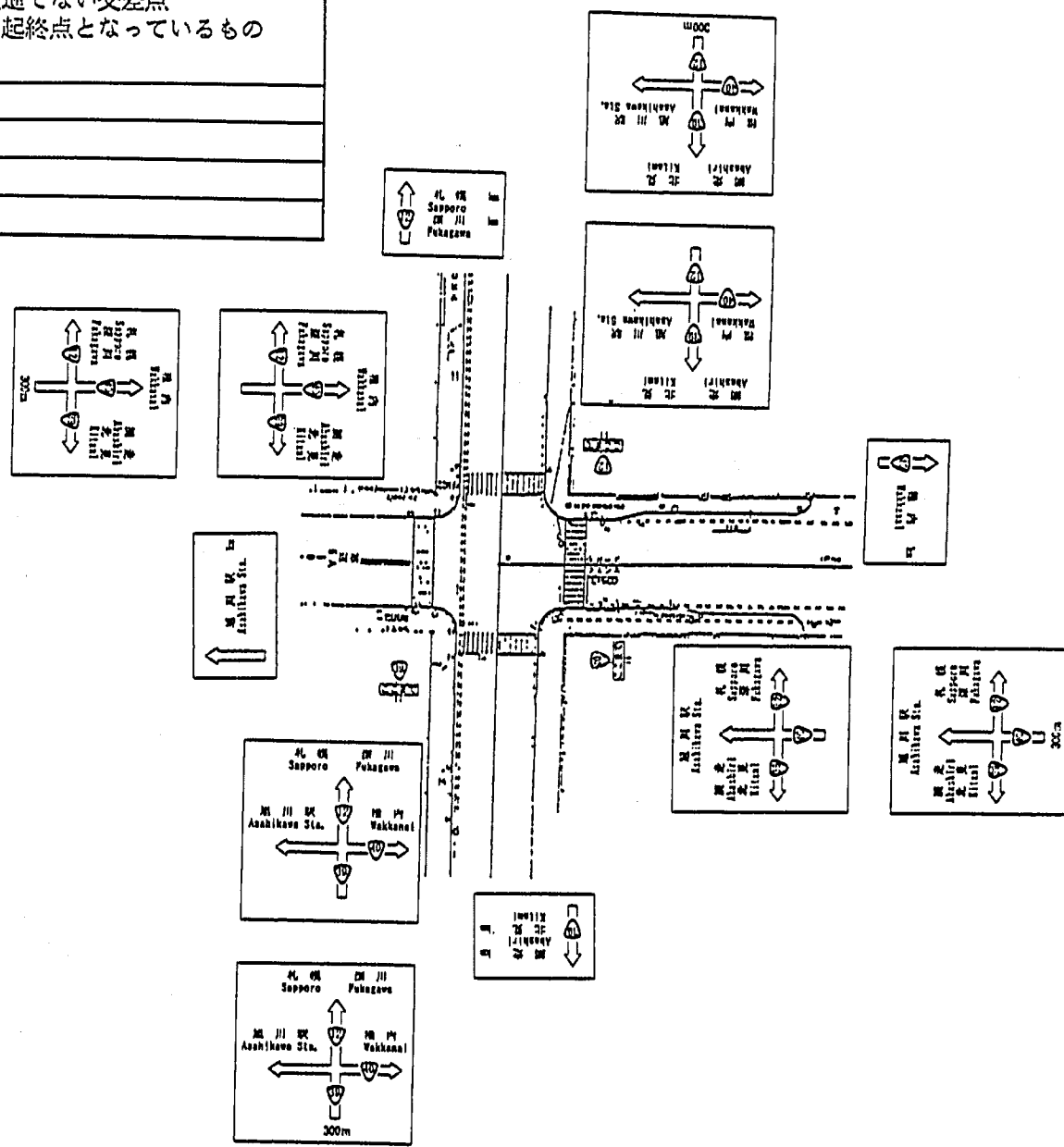




定義類型	〔B〕-① 主交通が直進でない交差点 (1) 路線が屈折しているもの	交差点19
交差点名	十日市町交差点	
路線・キロポスト	一般国道54号・1.0km	
地名	広島市中区十日市町一丁目	
交差道路	県道伴広島線、市道十日市天満線	

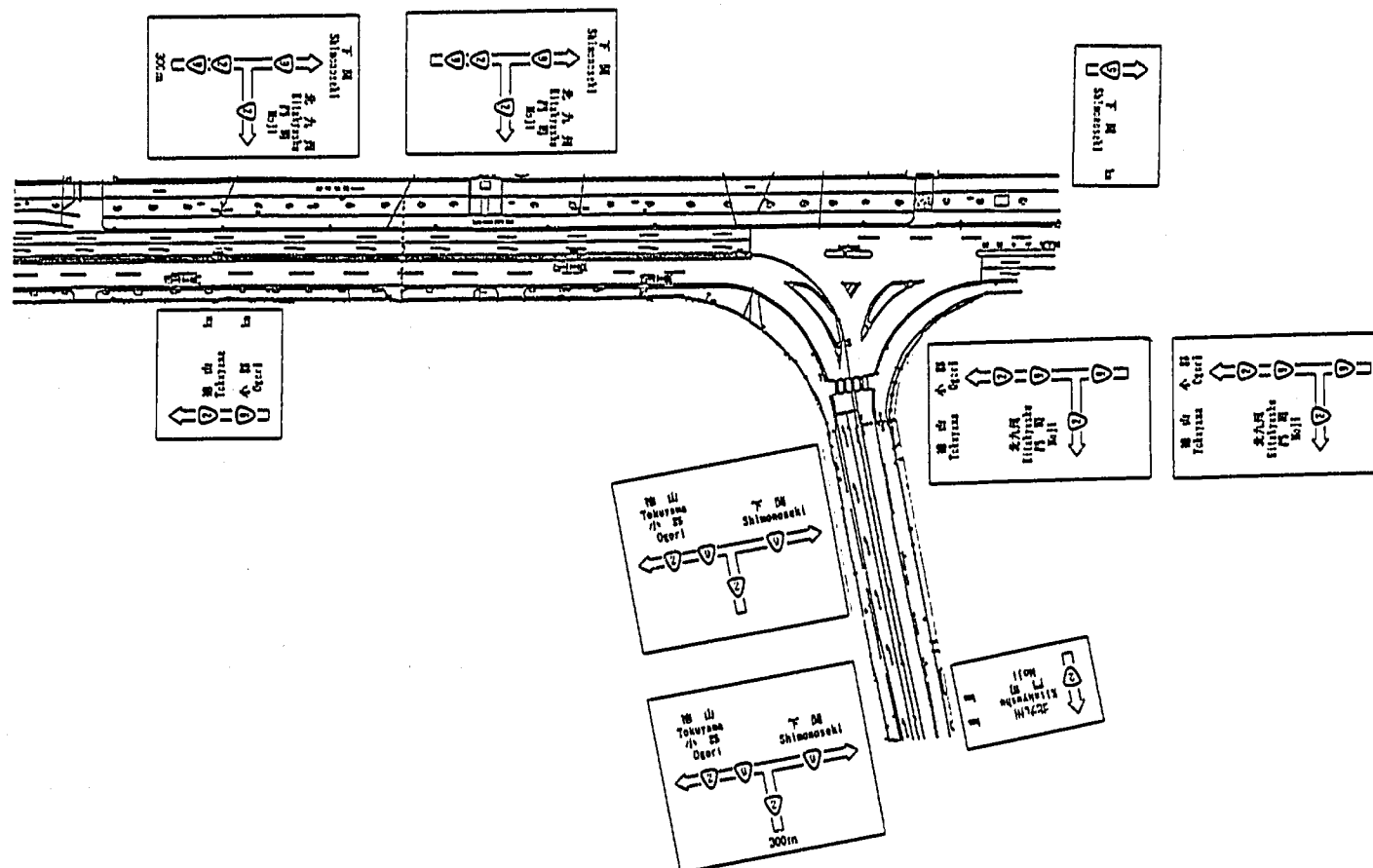
定義類型	[B]-① 主交通が直進でない交差点 (2) 当該交差点が路線の起終点となっているもの
交差点名	4条6丁目交差点
路線・キロポスト	一般国道40号・0.0km
地名	北海道旭川市4条6丁目
交差道路	一般国道12号、市道

交差点20



定義類型	[B]-① 主交通が直進でない交差点 (3) 当該交差点から路線の重用が始まるもの
交差点名	印内交差点
路線・キロポスト	一般国道2号・526.8km
地名	山口県下関市長府
交差道路	一般国道9号

交差点21



定義類型

[B]-① 主交通が直進でない交差点
(4) 現道に交差してバイパスが接続しているもの

交差点22

交差点名

尾道バイパス東口交差点

路線・キロポスト

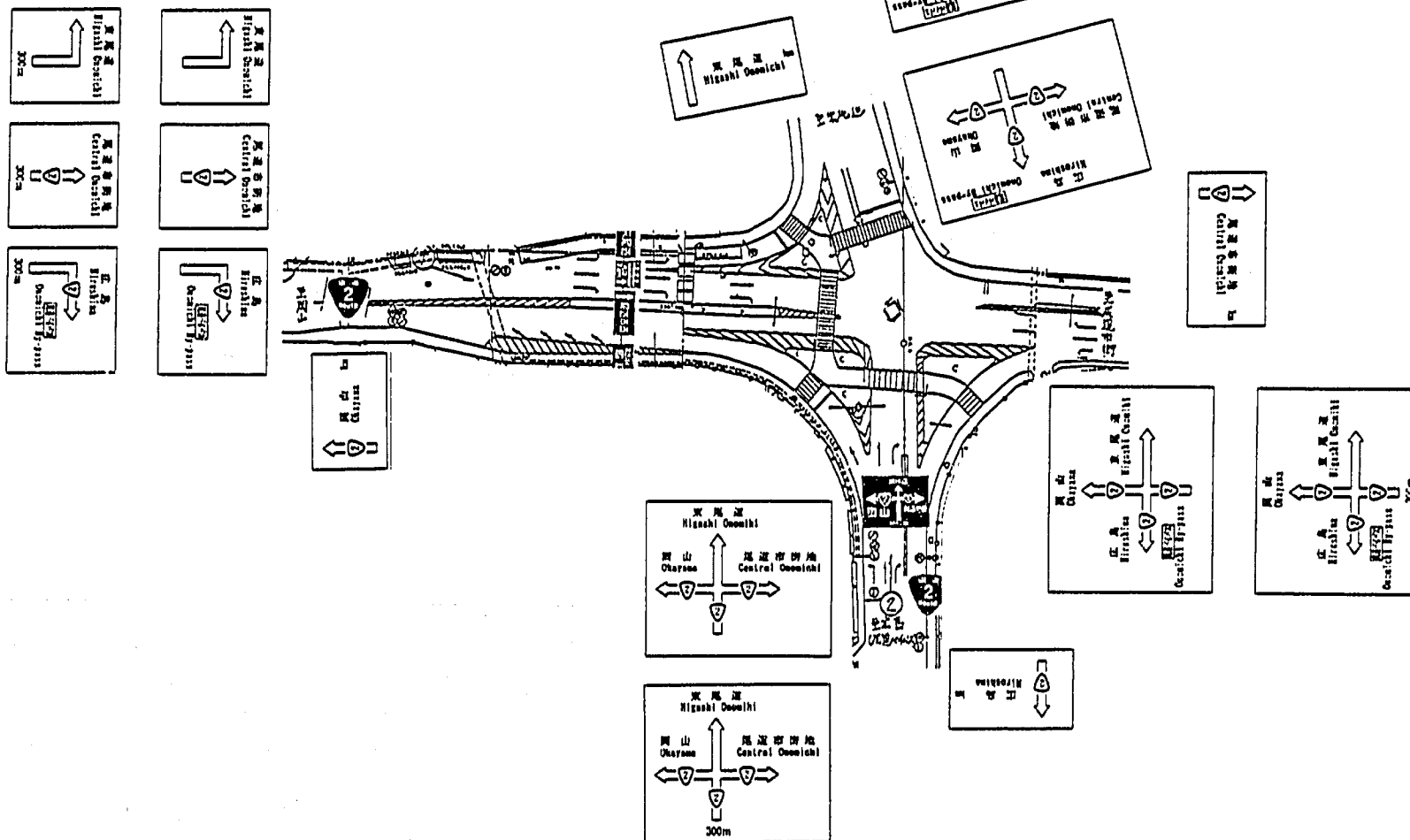
一般国道2号・245.5km

地名

広島県尾道市高須町

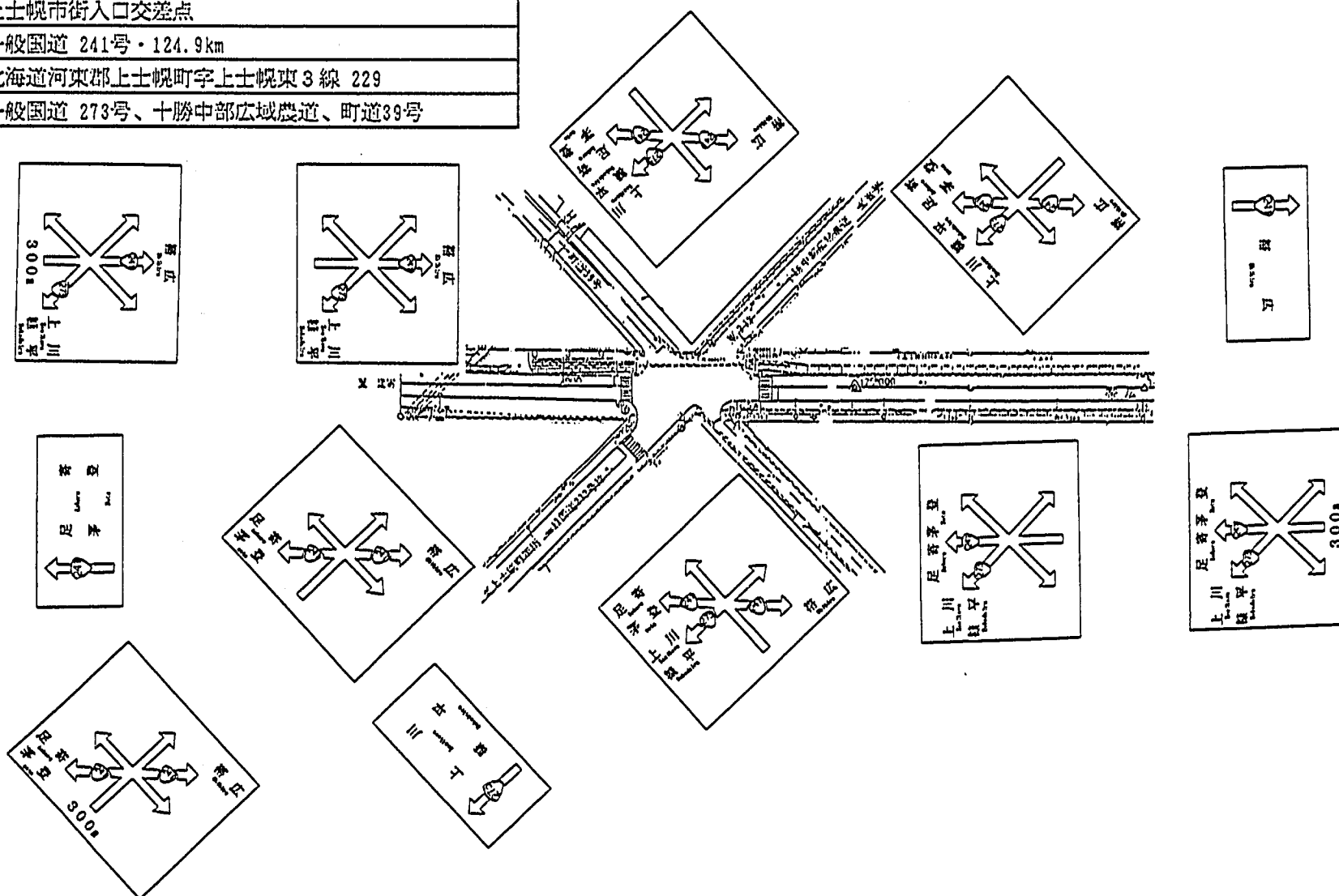
交差道路

市道



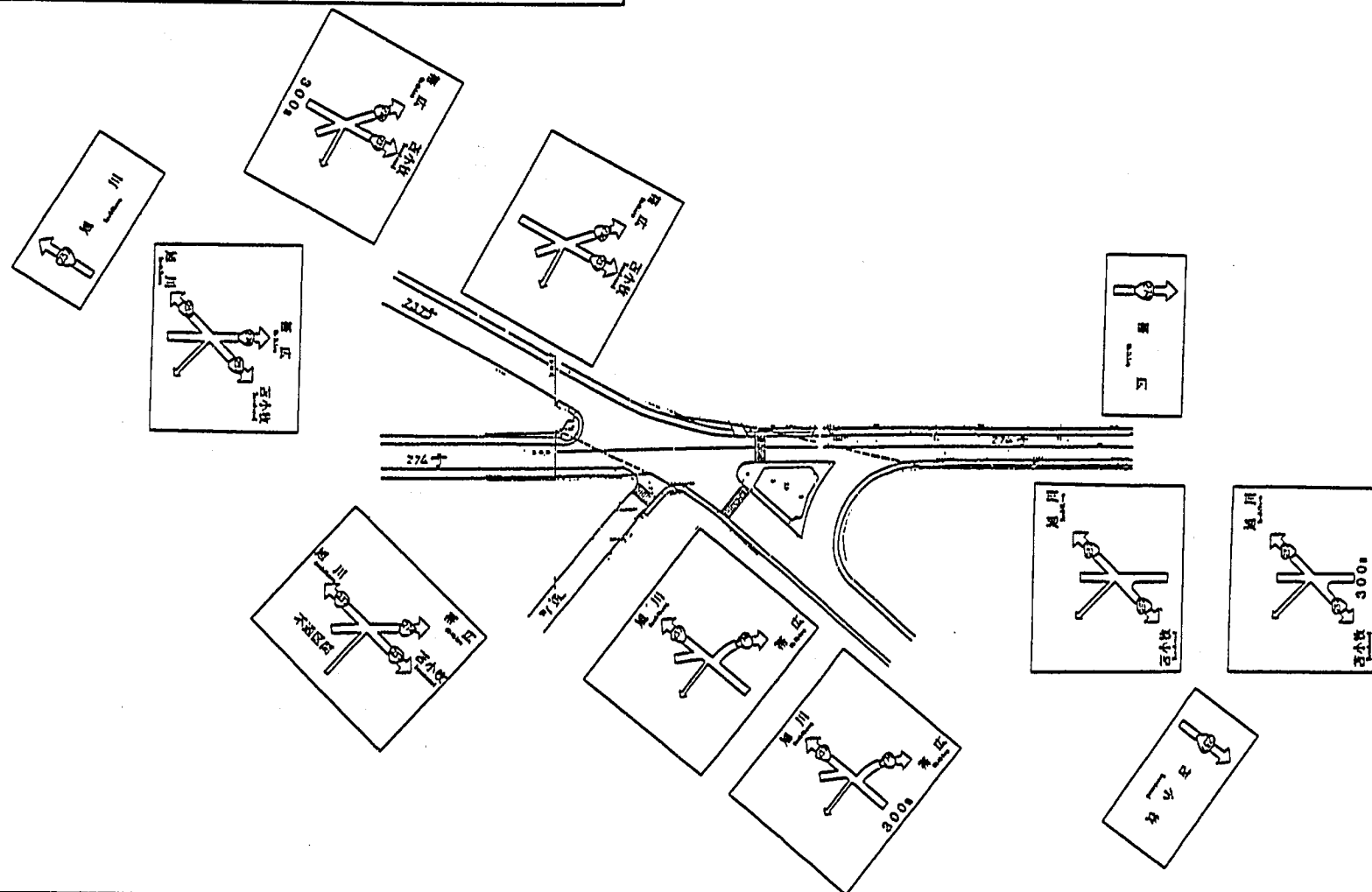
定義類型	[B]-② 枝により交通量に極端な差がある交差点 案内に不適当な道路がある交差点 (1) 案内の目標地を持たないもの
交差点名	上士幌市街入口交差点
路線・キロポスト	一般国道 241号・124.9km
地名	北海道河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 229
交差道路	一般国道 273号、十勝中部広域農道、町道39号

交差点23



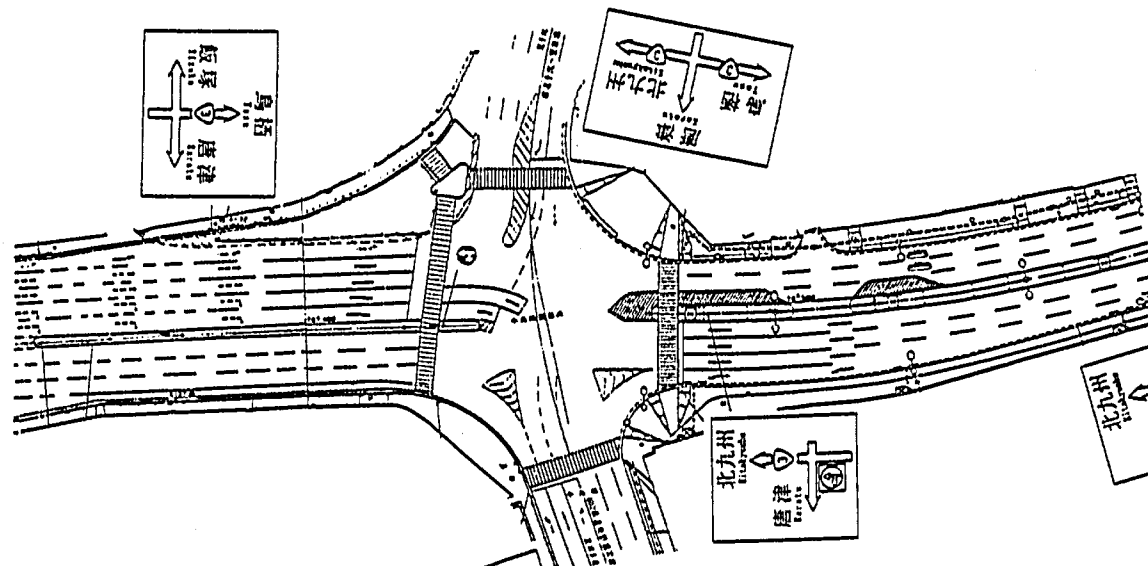
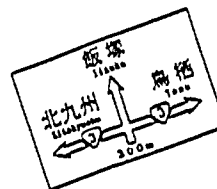
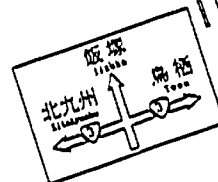
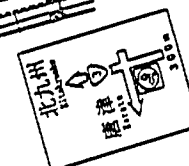
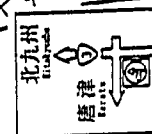
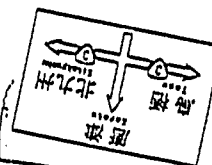
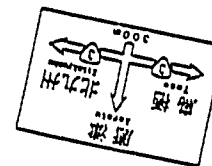
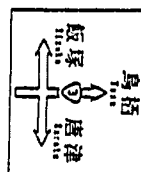
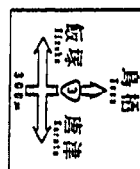
定義類型	[B)-②] 枝により交通量に極端な差がある交差点 案内に不適當な道路がある交差点 (2) 道路の不道区間など物理的な状況を持つもの
交差点名	—
路線・キロポスト	一般国道 237号・120.1km
地名	北海道沙流郡日高町字日高
交差道路	一般国道 274号、町道

交差点24



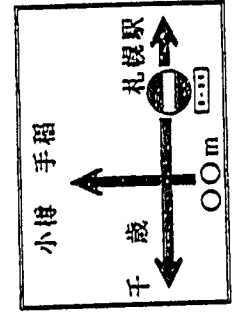
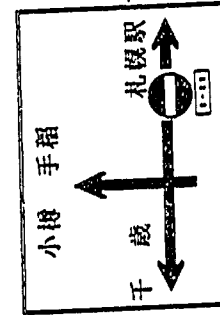
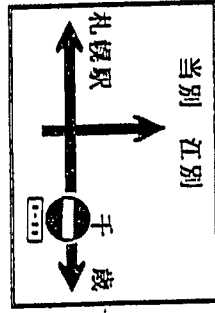
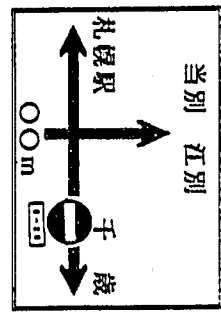
定義類型	〔C〕-① 指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点 (1) 進行方向外進行禁止のみの規制のもの
交差点名	千鳥橋交差点
路線・キロポスト	一般国道3号・78.5km
地名	福岡市博多区千代5丁目
交差道路	県道後野福岡線、市道千代堅粕線

交差点25



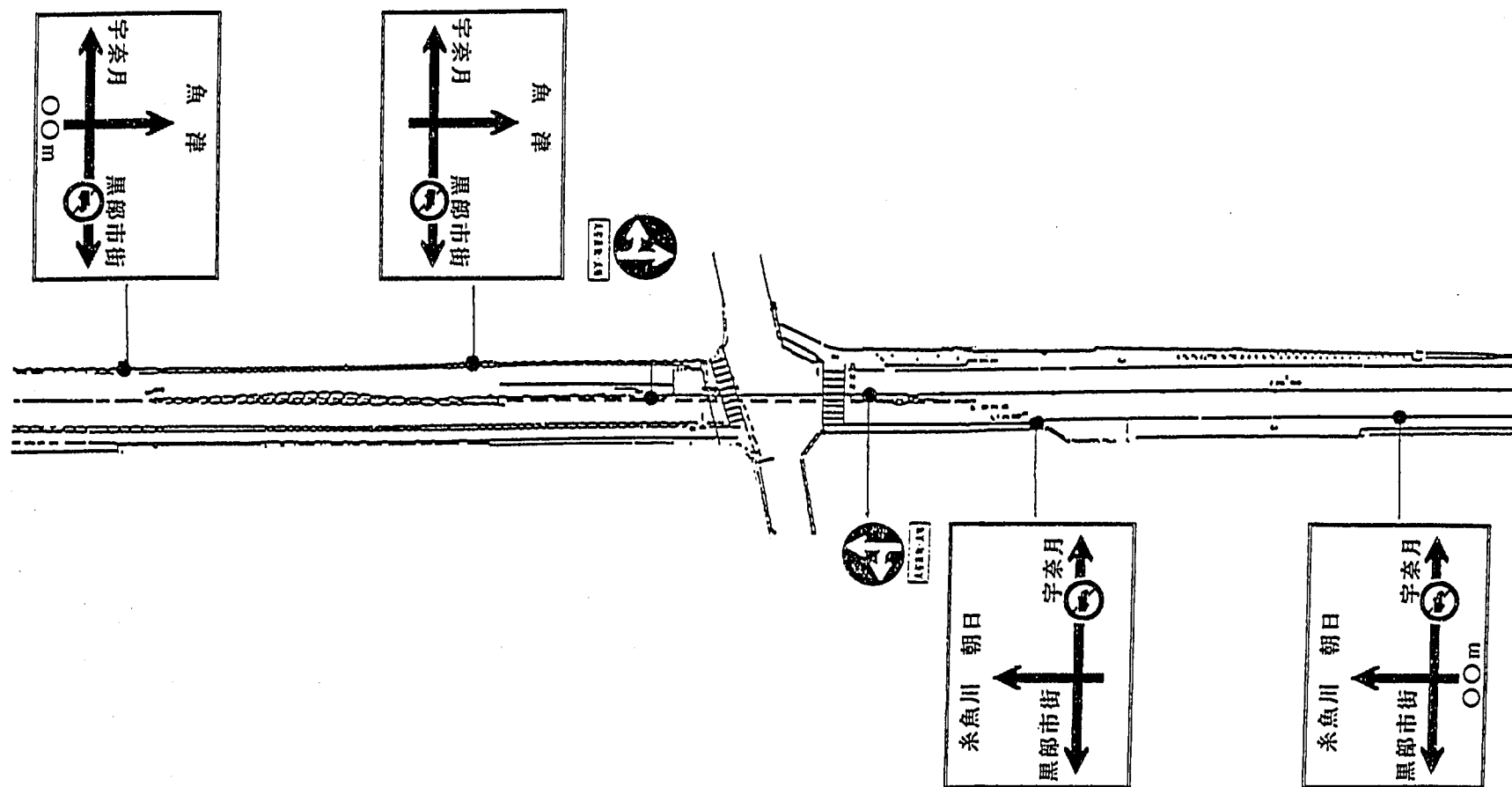
定義類型	[C)-①] 指定方向外進行禁止の規制により進行できない方向がある交差点 (2) 車両進入禁止規制も加わっているもの	交差点26
交差点名	西舞鶴駅前交差点	
路線・キロポスト	一般国道27号・89.7km	
地名	京都府舞鶴市引土	
交差道路	府道志高西賀線、西舞鶴停車乗線、市道真名井平野屋線	

定義類型	[C) - ②] 時間帯により進行できない方向がある交差点	交差点27
交差点名	北1条西3丁目交差点	
路線・キロポスト	一般国道12号・0.0km	
地名	札幌市中央区北1条西3丁目	
交差道路	一般国道36号、一般国道 230号、主要道道札幌停車場線	



定義類型	[C) - ③] 車種により進行できない方向がある交差点
交差点名	荻生交差点
路線・キロポスト	一般国道8号・219.9km
地名	富山県黒部市荻生
交差道路	主要地方道黒部宇奈月線

交差点28



参考文献

- 1) 例えば、(株)ぎょうせい：道路法令総覧（平成4年度版）、pp365-462、平成4年9月
- 2) (社)日本道路協会：道路標識設置基準・同解説、昭和62年1月
- 3) (社)交通工学研究会：改訂路面標示設置の手引、平成5年1月

資料編

資料編目次

1. 案内誘導方法の検討手順	117
2. 案内誘導方法の検討方法	120
2.1 複雑交差点の事例調査	120
2.2 道路管理者、一般道路利用者に対するアンケート調査	122
2.3 情報量に関する資料	126
2.4 線の太さ等に関する資料	130
2.5 独立した屈折専用車線がある交差点での案内誘導に関する資料	133

INDEX

- 1.1 1
- 1.2 1
- 1.3 1
- 1.4 1
- 1.5 1
- 1.6 1
- 1.7 1
- 1.8 1
- 1.9 1
- 1.10 1
- 1.11 1
- 1.12 1
- 1.13 1
- 1.14 1
- 1.15 1
- 1.16 1
- 1.17 1
- 1.18 1
- 1.19 1
- 1.20 1
- 1.21 1
- 1.22 1
- 1.23 1
- 1.24 1
- 1.25 1
- 1.26 1
- 1.27 1
- 1.28 1
- 1.29 1
- 1.30 1
- 1.31 1
- 1.32 1
- 1.33 1
- 1.34 1
- 1.35 1
- 1.36 1
- 1.37 1
- 1.38 1
- 1.39 1
- 1.40 1
- 1.41 1
- 1.42 1
- 1.43 1
- 1.44 1
- 1.45 1
- 1.46 1
- 1.47 1
- 1.48 1
- 1.49 1
- 1.50 1
- 1.51 1
- 1.52 1
- 1.53 1
- 1.54 1
- 1.55 1
- 1.56 1
- 1.57 1
- 1.58 1
- 1.59 1
- 1.60 1
- 1.61 1
- 1.62 1
- 1.63 1
- 1.64 1
- 1.65 1
- 1.66 1
- 1.67 1
- 1.68 1
- 1.69 1
- 1.70 1
- 1.71 1
- 1.72 1
- 1.73 1
- 1.74 1
- 1.75 1
- 1.76 1
- 1.77 1
- 1.78 1
- 1.79 1
- 1.80 1
- 1.81 1
- 1.82 1
- 1.83 1
- 1.84 1
- 1.85 1
- 1.86 1
- 1.87 1
- 1.88 1
- 1.89 1
- 1.90 1
- 1.91 1
- 1.92 1
- 1.93 1
- 1.94 1
- 1.95 1
- 1.96 1
- 1.97 1
- 1.98 1
- 1.99 1
- 1.100 1

1. 案内誘導方法の検討手順

複雑交差点での案内誘導の検討手順を図-1に示すとともに、各項目の内容を以下に示す。

①複雑交差点の定義

- ・交差点が複雑となる要因の分析、整理
- ・複雑交差点の定義づけ、定義類型分類（14種類に分類）

②複雑交差点の事例調査

- ・定義類型毎に20～30事例程度の事例収集

③案内誘導方法の検討

- ・複雑交差点で、案内誘導に問題が生じる要因の詳細分析
- ・以下の項目を踏まえ、案内誘導方法の替案作成
 - 1) 交差点が複雑となる要因に対応した案内誘導方法の検討
 - 2) 「道路標識設置基準・同解説」に基づく、案内誘導方法の抽出
 - 3) 現状の案内標識設置例に基づく、案内誘導方法の整理

④案内誘導方法の評価手法の検討

- ・案内誘導の替案を比較検討、評価するための、アンケート調査設計等、評価手法の検討

⑤案内誘導方法の評価

- ・評価手法に基づき案内誘導案の評価
- ・具体的には、以下のアンケート調査の実施
 - 1) 道路管理者に対するアンケート調査
 - 2) 一般道路利用者に対するアンケート調査

⑥マニュアル案の作成

- ・案内誘導方法の評価結果から、定義類型毎に案内誘導方法を確立
- ・実際の運用時に用いることができる形式として、マニュアル案の作成

⑦問題点の抽出、整理

- ・マニュアル案の作成結果に基づき、以下の問題点の抽出

1)異なる定義類型間での誘導方法の不整合

2)個別定義類型の誘導方法の問題点

⑧補足調査手法の検討

- ・マニュアル案の問題点解消のため、実験方法の検討、アンケート調査の設計

⑨補足調査による問題点の検討

- ・実験の実施
- ・事例収集、案内誘導方法の検討、評価等の補足調査

⑩マニュアル原稿の作成

- ・複雑交差点の定義等の記述
- ・案内誘導方法の記述
- ・適用事例の作成

⑪最終とりまとめ（複雑交差点における案内誘導マニュアル）

- ・マニュアル原稿の最終的とりまとめ

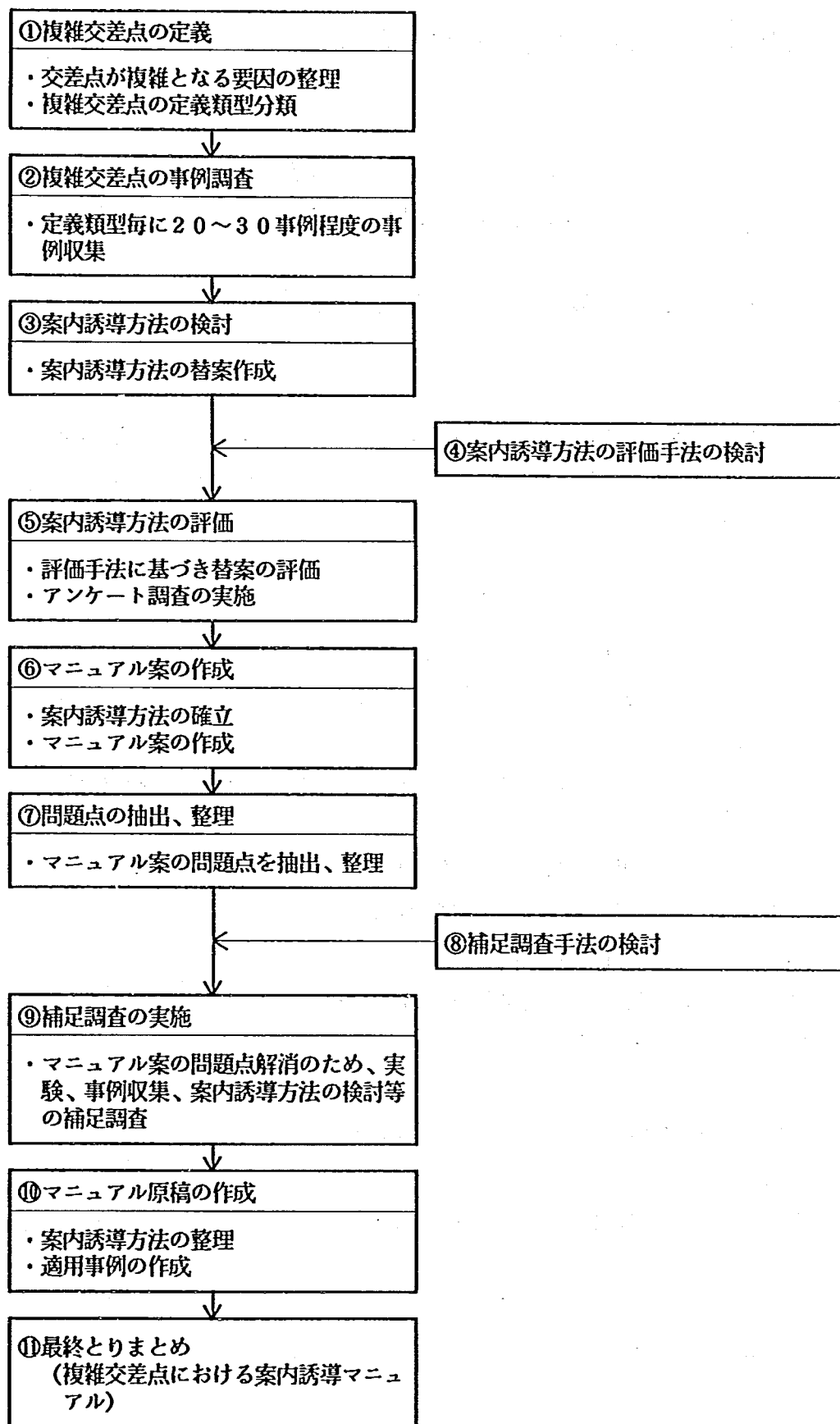


図-1 複雑交差点での案内誘導の検討手順

2. 案内誘導方法の検討方法

「1. 案内誘導方法の検討手順」に示す各項目のうち、事例調査、アンケート調査等、ここで調査、実験を行ったものについて、その調査方法、調査結果等を以下に示す。

2.1 複雑交差点の事例調査（「②複雑交差点の事例調査」で実施）

1) 概要

直轄国道の交差点を対象に、案内誘導が複雑となるものについて、交差点構造、案内標識内容、交通規制状況等の事例収集を行った。また最終的な収集事例数は、地方建設局等当たり定義類型毎に2～3事例（地方建設局等当たり40事例程度）とした。

2) 調査方法

以下に示す方法などにより、「3.2 複雑交差点の定義類型」の定義類型に該当する交差点の事例を収集した。なおここに示す方法は、ある地方建設局で実施した例である。

1) 交差点の抽出

地方建設局が保有する道路管理台帳から複雑な交差点構造となる交差点を抽出する。

1) 道路標識等の調査

標識管理台帳並びに現地調査から、1)で抽出した交差点における以下の事項について調査する。なお現地調査においては、標識・標示の状況を写真撮影する。

- ・当該交差点の案内に係わる道路案内標識
- ・一方通行、通行帯区分、右折禁止等道路案内に係る交通規制標識
- ・当該交差点付近の路面標示

2) 平面図の作成

交差点平面構造並びに道路標識等を平面図に表示する。

1) 写真の添付

参考資料として、現場で撮影した写真を添付する。

3) 調査結果

調査結果の例を図-2に示す。

交差点名	桜木町
路線・キロポスト	一般国道17号・30.0km
地名	埼玉県大宮市桜木町4丁目地先
交差道路	県道所沢福岡大宮線

A) - 1					A) - 2		B)		C)		
①	②	③	④	⑤	①	②	①	②	①	②	③
○											

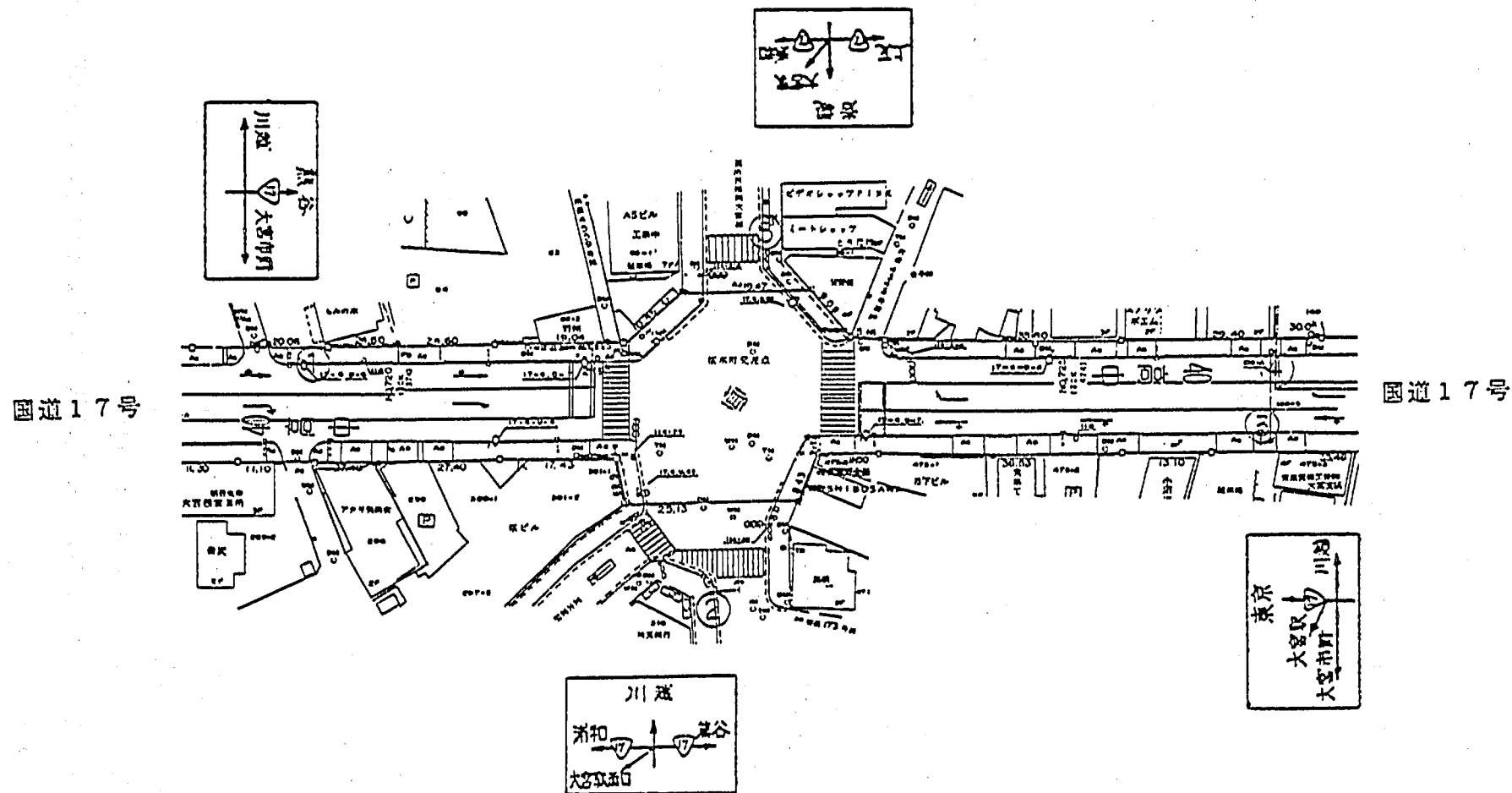


図-2 複雑交差点の事例調査結果

2.2 道路管理者、一般道路利用者に対するアンケート調査（「⑤案内誘導方法の評価」で実施）

○道路管理者に対するアンケート調査

1) 概要

今回、複雑交差点の事例を参考に検討・作成した案内誘導方法が、実際の道路（交差点）に適用可能かどうかの判定を受けると共に、必要な修正点を導くため、道路管理者（特に、道路標識関係者）に対してアンケート調査を実施した。また、この調査を受けて、一般道路利用者に対するアンケート調査の比較材料を作成した。

2) 調査方法

以下に示す方法などにより、道路管理者に対するアンケート調査を行った。なおここに示す方法は、ある地方建設局等で実施した例である。

7) 調査の様式

複雑交差点の交差点概要と今回作成した案内誘導方法を道路管理者に提示し、現場での適用可能性、修正点等を自由に記述してもらう様式とする。

4) 調査票の配布、回収

①調査のお願い、②複雑交差点の定義及び背景、③定義類型の意味・特徴・案内誘導方法の適用事例、④アンケート調査の記入要領、⑤回答用のアンケート調査票を作成し、関係する会議で配布する。また、郵送で回収する。

9) 調査票数

調査票数は総計で40部程度とする。

1) 結果の整理

案内誘導方法に対する道路管理者の意見を収集・整理する。また、この調査から案内誘導方法の修正等を行うと共に、事例にみられる現道設置例などと併せて、一般道路利用者のアンケート調査に用いる材料を作成する。

3) 調査結果

以下には、調査から得られた結果の例を示す。

7) 道路管理者の意見

道路管理者から、次のような意見を得た。

- ・ 標識表示図案をできるだけ交差点形状に近い様式とすれば、道路利用者に分かりやすいものとなる。
- ・ 標識表示図案が複雑となる場合は、判読性が悪くなる可能性がある。
- ・ 予告案内標識の設置位置が適切でない場合には、誤解を招く場合が考えられる。

4) 比較材料の作成

一般道路利用者に提示する案内誘導の比較材料として、図-3に示す各方法を得た。

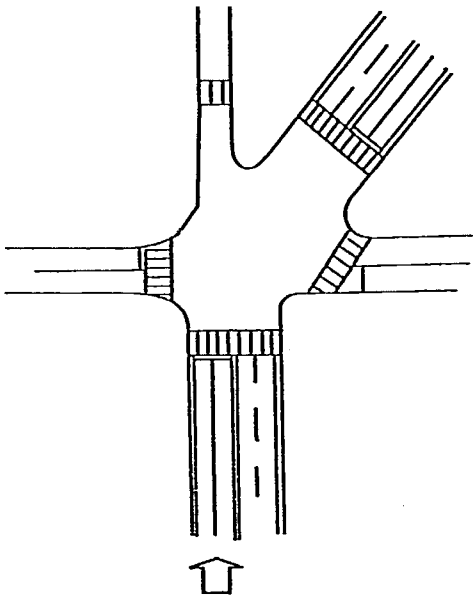
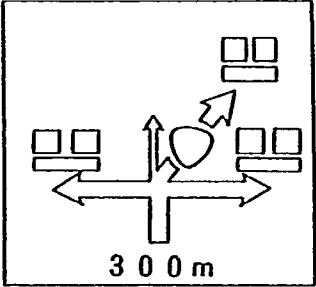
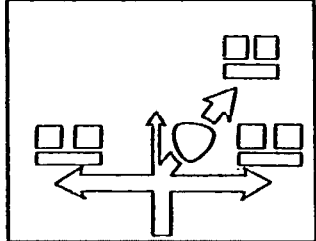
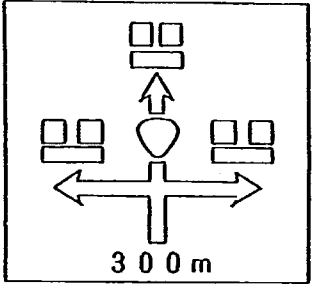
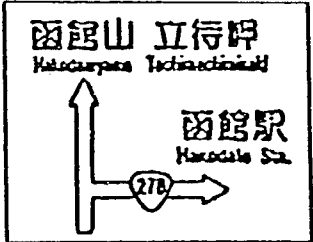
定義類型及び適用範囲	交差点概要図または交差点状況図
(定義類型) 5枝以上の多枝型交差点 (適用範囲) 5枝以上の多枝型交差点のうち、付加車線も含めた流入車線が2車線以下のもの	
(予告標識)  300 m (交差点標識) 	 300 m  (現道設置例)

図-3 比較材料の作成結果

○一般道路利用者に対するアンケート調査

1)概要

道路管理者へのアンケート調査を経て得られた案内誘導の各方法（図－3 参照）のうち、その複雑交差点に適合した案内誘導方法を選出するため、一般道路利用者に対してアンケート調査を実施した。またこの結果から、複雑交差点での案内誘導方法を提示した。

2)調査方法

以下に示す方法などにより、一般道路利用者に対するアンケート調査を行った。なおここに示す方法は、ある地方建設局等で実施した例である。

1)調査の様式

交差点概要と案内誘導の各方法を一般道路利用者に提示し、その複雑交差点に適する案内誘導方法を選定してもらう様式とする。

2)調査票の配布、回収

①調査のお願い、②アンケート調査の記入要領、③交差点概要図と案内誘導の各方法、④回答用のアンケート調査票を作成し、配布、回収する。

3)対象者、調査票数

調査対象者は、職員（道路事業関係者を除く）、民間企業社員とし、調査票の総数は 100部程度とする。

4)結果の整理

アンケート調査結果を集計して、複雑交差点に適合した案内誘導方法を選出する。また、この誘導方法を事例に適用する。

3)調査結果

以下には、調査から得られた結果の例を示す。

一般道路利用者により選定された最適な案内誘導方法を図－4 に示す。また、その適用事例も併せて示す。

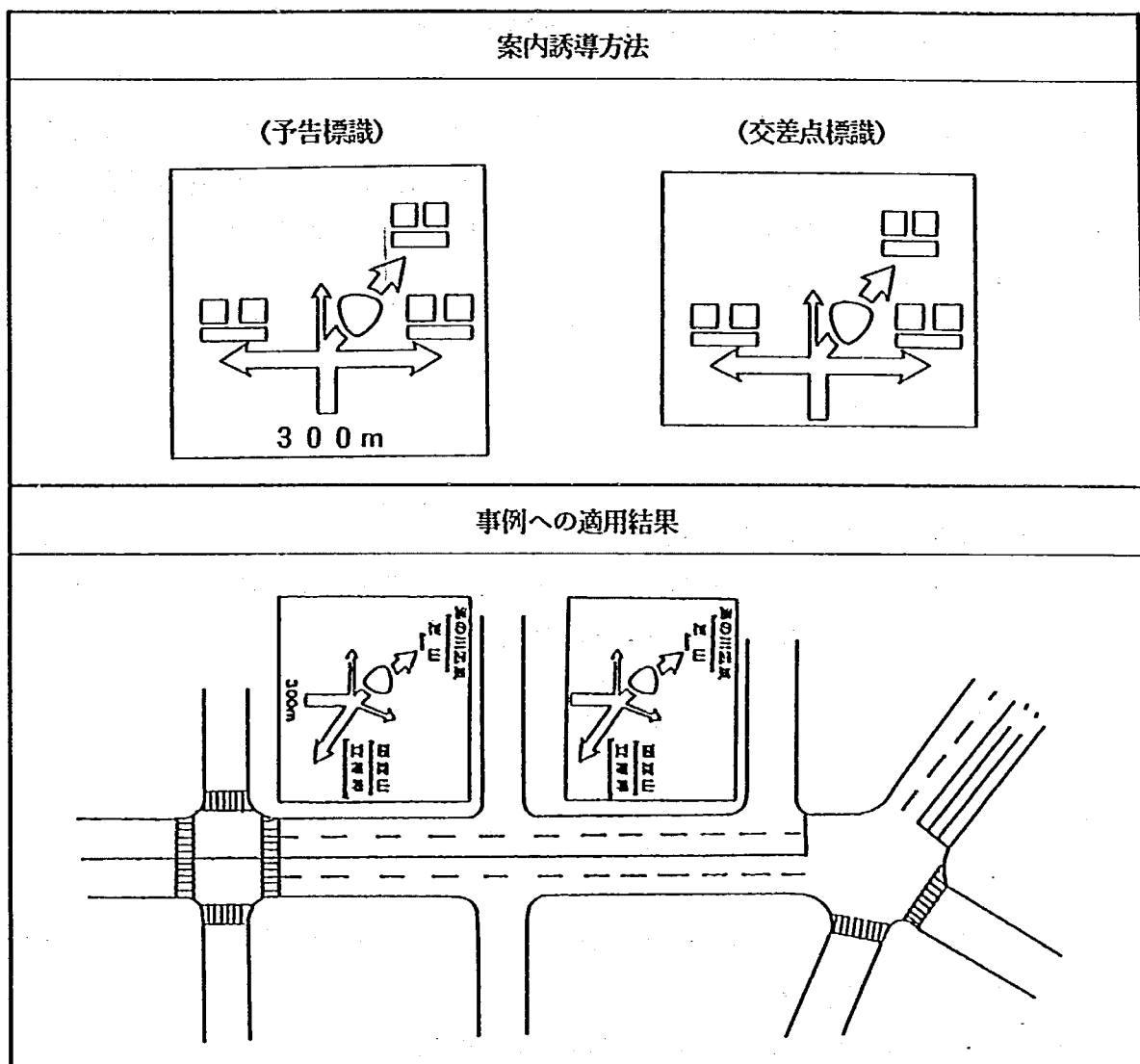


図-4 案内誘導方法並びに事例への適用

2.3 情報量に関する資料（「⑩補足調査による問題点の検討」で収集）

複雑交差点での案内には、①交差点の複雑な形状を忠実に標識図案に表現する、②経路番号で案内を補完する、ということが有効である。ところが、多枝型交差点などでは、地名数、路線番号数が多くなり、情報の読み取りが十分にできない場合が考えられる。ここでは、案内標識の読み取りに関する情報量の影響を把握するため、関係する資料を紹介する。

○文献調査

1) 調査方法

以下の2編の文献について、標識読み取りと情報量に関する部分を抽出する。

①大蔵，宇留野，内海：案内標識の情報量に関する一考察，交通工学 Vol. 16 No. 3, 1981. 5

②越，富岡，福島：案内標識のデザインの実験的研究，交通工学 Vol. 4 No. 6, 1969. 7

2) 調査結果

文献調査の結果を以下にとりまとめる。

①案内標識の情報量に関する一考察（大蔵，宇留野，内海）

（条件）

- ・単純な4枝の案内標識（108系と考えてよい）において、各方向の地名数が判読時間にどのような影響を与えるかの実験を実施。
- ・同じ画数となる漢字の組み合わせから、架空の地名を作成。
- ・行先地名は実在の地名とし、架空の地名の中に混在。

（結果）

- ・地名数が増えるに従って判読時間が長くなる傾向あり。
- ・1方向の地名数の違いによる平均判読時間は、1方向1地名で0.70秒、2地名で0.92秒、3地名で1.37秒。

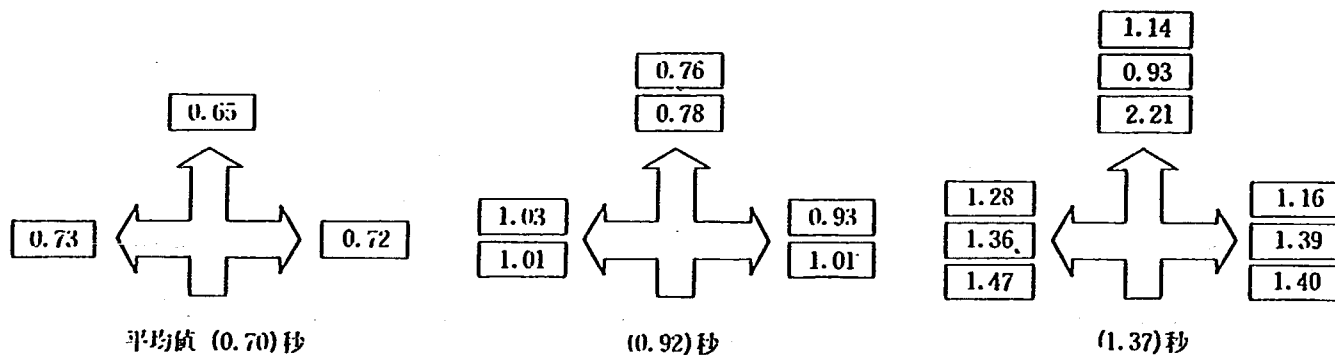


図-5 行先地名の判読時間（地名文字数2）

(考察)

- ・「道路標識設置基準・同解説」によれば、標識の情報を読み取って予備知識に基づき判断するまでの判断時間は 2.0～2.5秒。よって判読時間に関しては、一方向1地名及び2地名の場合は許容範囲にあると考察。
- ・1方向3地名の場合には、総体的には許容範囲内にある判読時間であると考察。

②案内標識のデザインの実験的研究(越, 富岡, 福島)

(条件)

- ・標識の総地名数の変化が、判読時間にどのような影響を与えるかの実験を実施(標識様式は 105系、108系双方の混合)。
- ・16mmフィルムで標示板を映写し、行先地名とその方向が分かるまでの時間を判読時間と定義。

(結果)

- ・総地名数が増えるに従って判読時間が長くなる傾向あり。
- ・地名文字数が3の場合、平均判読時間は、2方向(地名)板で 0.433秒、3方向(地名)板で 0.580秒、4方向(地名)板で 0.700秒。
- ・地名文字数が2の場合、平均判読時間は、2方向(地名)板で 0.379秒、3方向(地名)板で 0.552秒、4方向(地名)板で 0.692秒。

表-1 行先地名別判読時間

地名	2方向板	3方向板	4方向板	平均	備考
加世田	0.466	0.529	0.640	0.585	USタイプ と Int'l タイプの両者 を含む
伊万里	0.484	0.613	0.725	0.669	
阿久根		0.631	0.745	0.688	
木更津	0.348	0.553	0.691	0.622	
横須賀		0.573	0.683	0.628	
平 均	0.433	0.580	0.700	0.592	
大 村	0.336	0.566	0.677	0.621	
小 林		0.516	0.624	0.570	
指 宿	0.459	0.620	0.778	0.699	
厚 木	0.341	0.535	0.696	0.615	
沼 津		0.500	0.660	0.580	
鎌 倉		0.574	0.716	0.645	
平 均	0.379	0.552	0.692	0.573	

○土木研究所における走行読み取り実験

1)実験方法

本実験は、土木研究所の標識屋外実験施設で実施した。ここでは、標示地名数を変化させた数種類の標識に対して、走行中の自動車からの地名読み取りを行い、地名数と読み取り位置(標識からの距離)との関係を導く。

①実験概要

10名の被験者により、読み取り実験を行う。被験者には、あらかじめ1つの行先地名を知らせ、被験者が車両を100km/hで運転するとともに、被験者が標識から地名を確認できたところ（読み取り位置）で、方向指示器により合図する方法とする。

また方向指示器の信号をデータレコーダで記録し、後に解析する。

②標識

実験には標示地名数を変化させた標識を用い、それらの地名数は、順に、a. 3地名、b. 4地名、c. 6地名、d. 10地名、e. 15地名である。また、地名の文字高は全て20cmである。

2)実験結果

実験で得られた結果として、標示地名数と読み取り位置の関係を図-6に示す。

読み取り位置 (m)

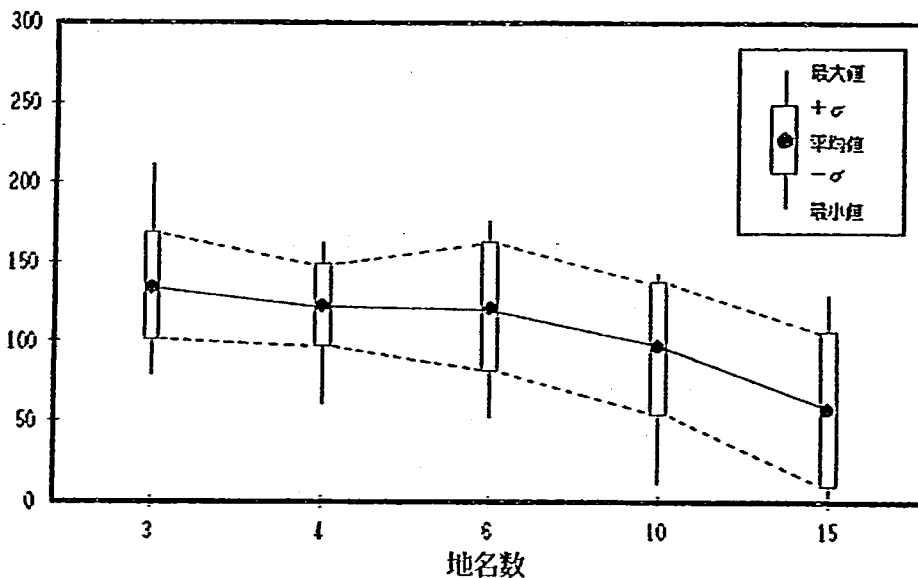


図-6 地名数と読み取り位置との関係

(結果)

- ・地名数が増加するに従って、読み取り位置が標識設置位置に近づく。
- ・読み取り位置と標識との距離は、地名数3のときと比較して、地名数4、6で約10%、地名数10で約30%、地名数15で約60%短くなる。
- ・地名数が15のときのみ、標識を読み取れない状況が生じた。読み取れなかった人数は被験者10人のうち3人である。

(考察)

- ・走行速度60km/hでの検証の必要はあるが、100km/hに比べれば60km/hでは標識読み取り位置は標識設置位置から遠ざかると考えられる。しかし、読み取り件数の増加に関しては上記と同様の件が言えるものであろう。
- ・読み取り位置が標識に接近することへの対応方法として、①文字高を大きくする、②予告標識（案

内標識と同図案)を用いた案内を行う、の2点が考えられる。しかし、最近の傾向として既に標識板は大型化しており、②の対応策が現実的である。

2.4 線の太さ等に関する資料（「⑨補足調査による問題点の検討」で収集）」

複雑交差点での案内誘導の基本的な考え方の一つには、標示図案をできるだけ交差点形状に近づけるというものがある。これと同様に、できるだけ簡単な方法で、その意味を道路利用者に伝達できることが案内誘導上有効となる。

ここでは、現状の道路標識に様々な形で標示されている、標識板上の線の太さの違い、矢印の有無等について、道路利用者の意味のとり方を把握し整理する。

1) 調査方法

1) 調査の項目

108 系案内標識の標準的な標示例を図-7に示す。調査では標準的な標示例と異なる点として次の3点を挙げ、これらの違いが道路利用者にどのような意識をもたらすかを調査した。

- a. 線の太さが異なる場合
- b. 矢印がない場合
- c. 目標地名がない場合

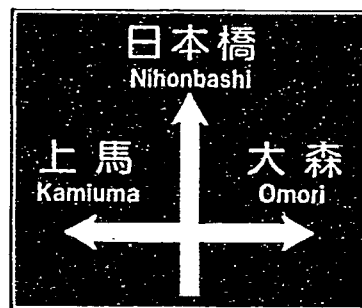
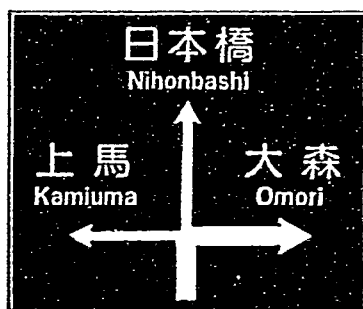


図-7 標準的な標示例

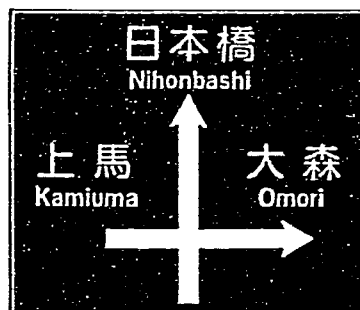
1) 調査の方法

上記の調査の項目に関する意識を得るため、道路利用者に対するアンケート調査を実施した。アンケート調査では、「調査の項目に該当する案内標識の図案からどのような交差点形状をイメージするか」について、選択肢からの選択方法で実施した。

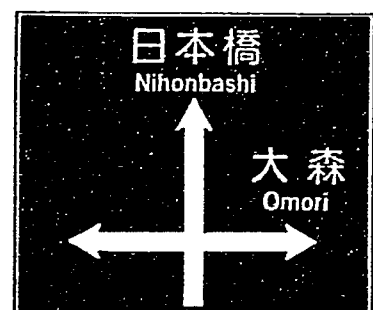
調査に用いた標示例を図-8に示す。これらの図案から得られるイメージを、道路幅員、進行の可



(a) 線の太さが異なる場合の図案



(b) 矢印がない場合の図案



(c) 目標地名がない場合の図案

図-8 調査に用いた標示例

否、交通流（交通量）等の事項から選択するものとした。

7) 調査の実施

- アンケート調査の実施においては、対象者（道路利用者）を運転免許保有者として、調査票を配布・回収する方法とした。

2) 調査結果

7) 調査概況

アンケート調査の概況を以下に示す。

- ・配布調査票数…… 125票
- ・回収調査票数…… 125票（回収率…… 100%）

また、アンケート調査の集計結果を図-9に示し、以下には、各調査項目に対する道路利用者の意識を整理する。

1) 線の太さが異なる場合

（結果、図-9(a)）

- ・ほとんどの道路利用者は案内標識の線の太さを道路幅員として捉えている。
- ・一部には国道等の路線の連続と捉える利用者もいるが、道路幅員と捉える利用者の割合とは大きな差がある。

（考察）

- ・流出する車道部幅員が異なる交差点では、案内標識の線の太さを変えることが有効と考えられる。ただし、この方法の利用に際しては、a)車道部幅員の差がどの程度の場合に適用するか、b)屈折方向の車道部幅員が広い場合に限定する、などの注意が必要である。
- ・路線の連続と捉える利用者に対して混乱を生じないように、路線番号を標示することが望ましい。

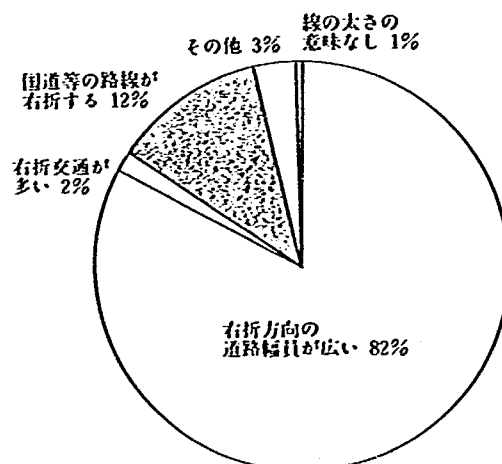


図-9(a) 線の太さが異なる場合に関する意識 (N=125)

2) 矢印がない場合

（結果、図-9(b)）

- ・道路利用者の多くは矢印の有無を進行の可否と捉えている。

(考察)

- ・ 進入禁止の道路など進行できない道路については、矢印を標示しないことにより、誤進入が防止できることになる。なおこの場合の目標地名の標示については検討を要する。

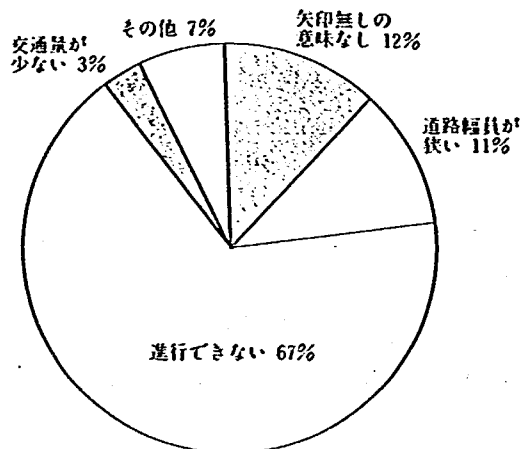


図-9 (b) 矢印がない場合に関する意識 (N=125)

1) 目標地名がない場合

(結果、図-9 (c))

- ・ 目標地名の標示がないことに関しては、特にその意味がないと捉える利用者がほとんどであり、道路幅員や進行の可否と捉える利用者は少ない。

(考察)

- ・ 目標地名の標示がないことについては、利用者が「単に標示する地名がない」と捉えているものと考えられる。よって、地先道路などに目標地名を標示しない場合でも、道路利用者には進行の可否などについて混乱をきたすものではない。

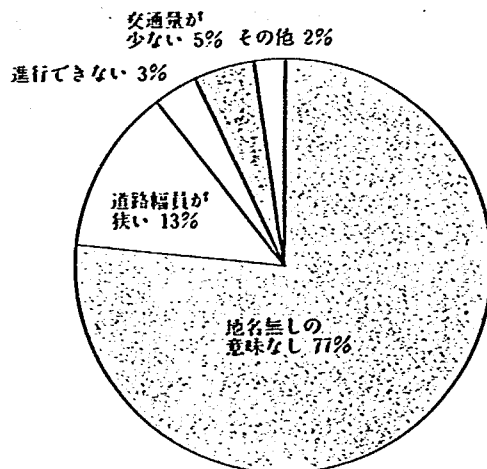


図-9 (c) 目標地名がない場合に関する意識 (N=125)

参考文献

- 1) 高宮, 角田, 富野: 案内標識の標示図案に関する意識、第20回日本道路会議一般論文集

2.5 独立した屈折専用車線がある交差点での案内誘導に関する資料

本編には複雑交差点の定義類型並びにその案内誘導方法を提示したが、これらと同様に、①替案作成、②評価実施を進めた定義類型の一つに、「独立した屈折専用車線がある交差点」がある。この定義類型については、替案に対する良い評価が得られなかったため、ここでは参考資料として提示する。

以下には、評価が得られなかった案内誘導、その他の対応案等を示すが、これらについては慎重に現場適用すると共に、今後これらの普及に従いマニュアルへの追加を考慮すべきである。

1)案内誘導方法

7)定義類型並びに細分

定義類型：

本線から独立した屈折専用車線がある交差点

細分：

- (a) 左折車線が交通島で構造的に分離されるもの
- (b) 右折車線が構造的に分離され、直進車線と並進するもの

1)交差点概要

細分それぞれの交差点概要図を図-10に示す。

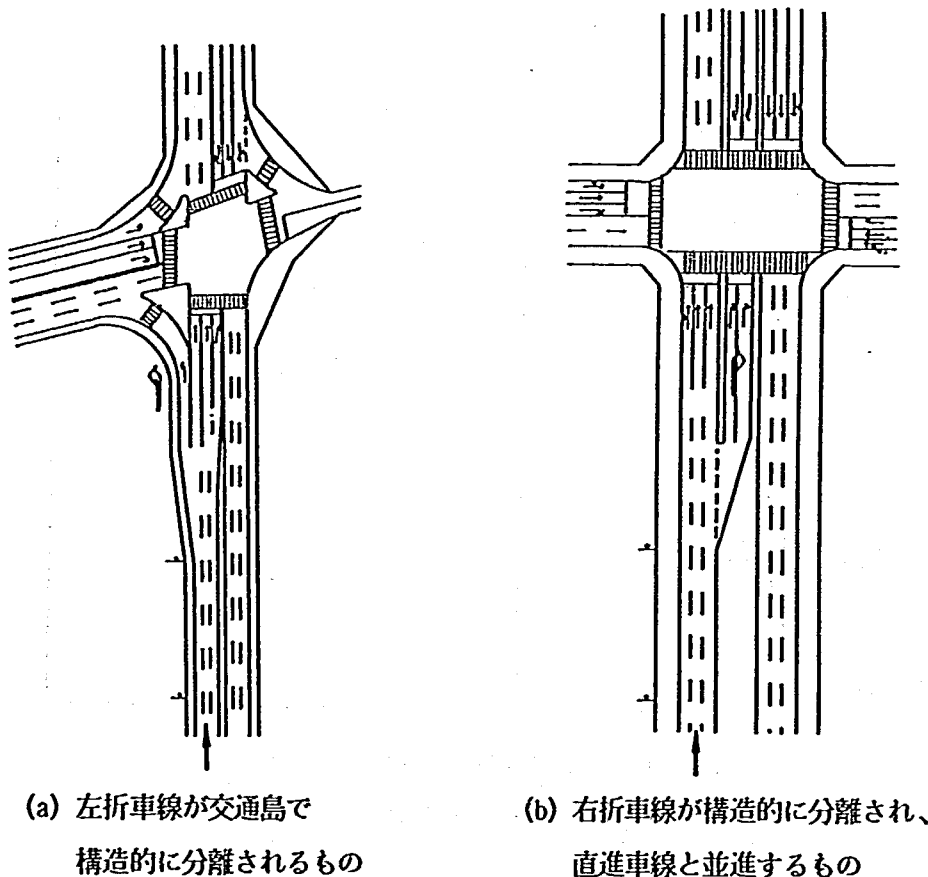


図-10 交差点概要図

9) 案内誘導の替案並びに評価結果

今回作成した標識標示図案並びに標準的な標示図案から、案内誘導の替案を作成し評価した。評価は一般道路利用者へのアンケートとし、道路形状に最も適合した案内誘導を選出するとともに、替案への意見を導いた。その結果を図-11に示す。

1) 問題点・課題

(a) 左折車線が交通島で構造的に分離されるもの

評価結果によれば、現況標示からの改良が望まれる一方、最終的にはどの標示図案が最もよいかという判断材料は得られていない。つまり、この細分については標示図案による何らかの対応が必要ではあるが、ここに示した案内誘導では不足であるというのが実状であろう。

この細分への対応策としては、ここに示した新しい標示図案のどちらかを統一的に適用していくことが考えられるが、この場合、この標示図案からどのような意識を持つか、などの評価を踏まえる必要がある。適用にあたってはこの点に配慮すべきである。

(b) 右折車線が構造的に分離され、直進車線と並進するもの

評価結果によれば、現況標示がよいとする回答が3割得られ、この細分については、標示図案を変更すべきかどうかについて検討の余地がある。

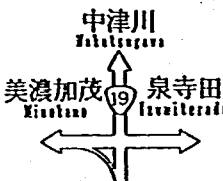
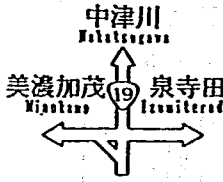
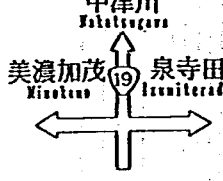
案内誘導の替案	得票数 (総数 100)	替案に対する意見
	44	・分かりやすい (3) ・視覚的に見やすく良い (3) ・常に左折できることが分かる (2) ・立体交差ではないと分かる (1)
	42	・分かりやすい (1) ・見やすく良い (1) ・普通の十字路とは異なることが分かる (1)
	13	・案内に差し支えない (1)
(その他)	1	

図-11 案内誘導の替案並びに評価結果

(a) 左折車線が交通島で構造的に分離されるもの

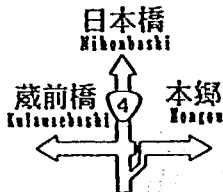
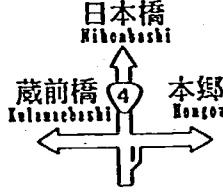
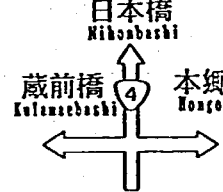
案内誘導の替案	得票数 (総数 100)	替案に対する意見
	19	・見やすくて良い (2) ・次段の案よりはよい (1)
	41	・分かりやすい (5) ・右折路があるということが分かる (1) ・立体交差ではないと分かる (1) ・普通の十字路とは異なることが分かる (1)
	31	・分かりやすい (1) ・他の案が紛らわしい (1) ・案内に差し支えない (1) ・他の案では対向車線との関係が不明確 (1)
(その他)	9	・すべて良くない (1) ・標識に車線の矢印を明示する (1)

図-11 案内誘導の替案並びに評価結果

(b) 右折車線が構造的に分離され、直進車線と並進するもの

2) 対応案

この定義類型に関して、以下には、上記とは異なる対応案を示す。この対応案は一般道路利用者による評価を得たものではないため、慎重に現場適用することが必要である。しかし一方、今後の普及によってはマニュアルに追加できるものとなる。

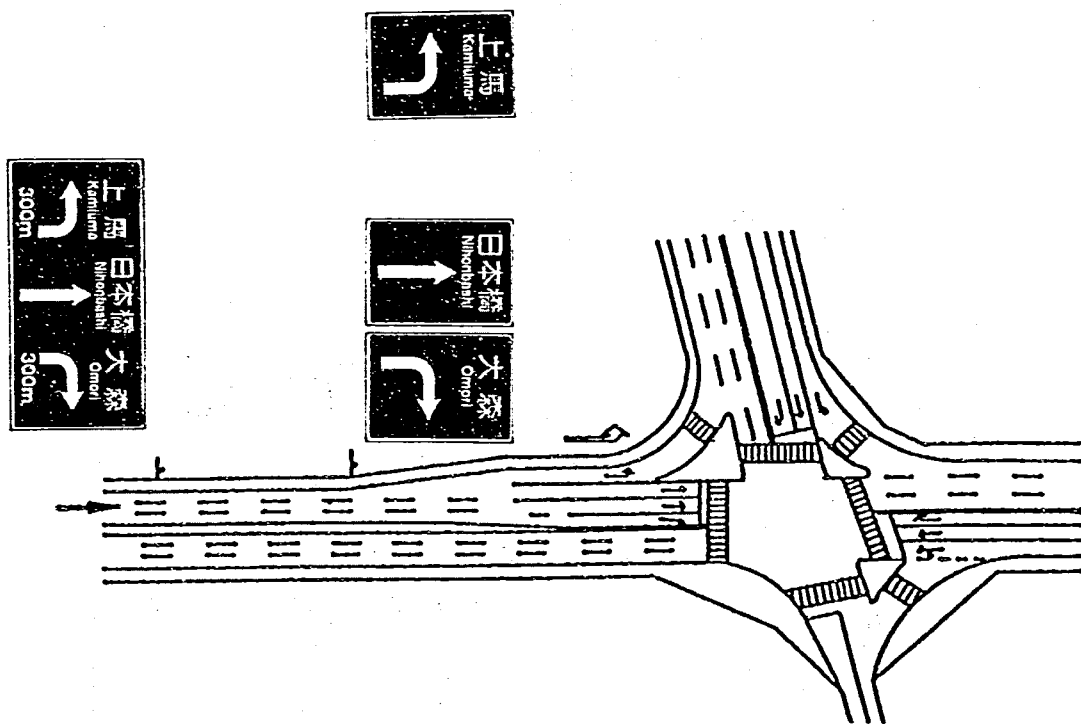
1) 考え方

この定義類型で大きな問題となっている点は、「車線」を案内対象としている点である。「車線」毎の案内に対しては、108-B系での案内誘導が有効と考えられ、それを用いた案内誘導を導く。

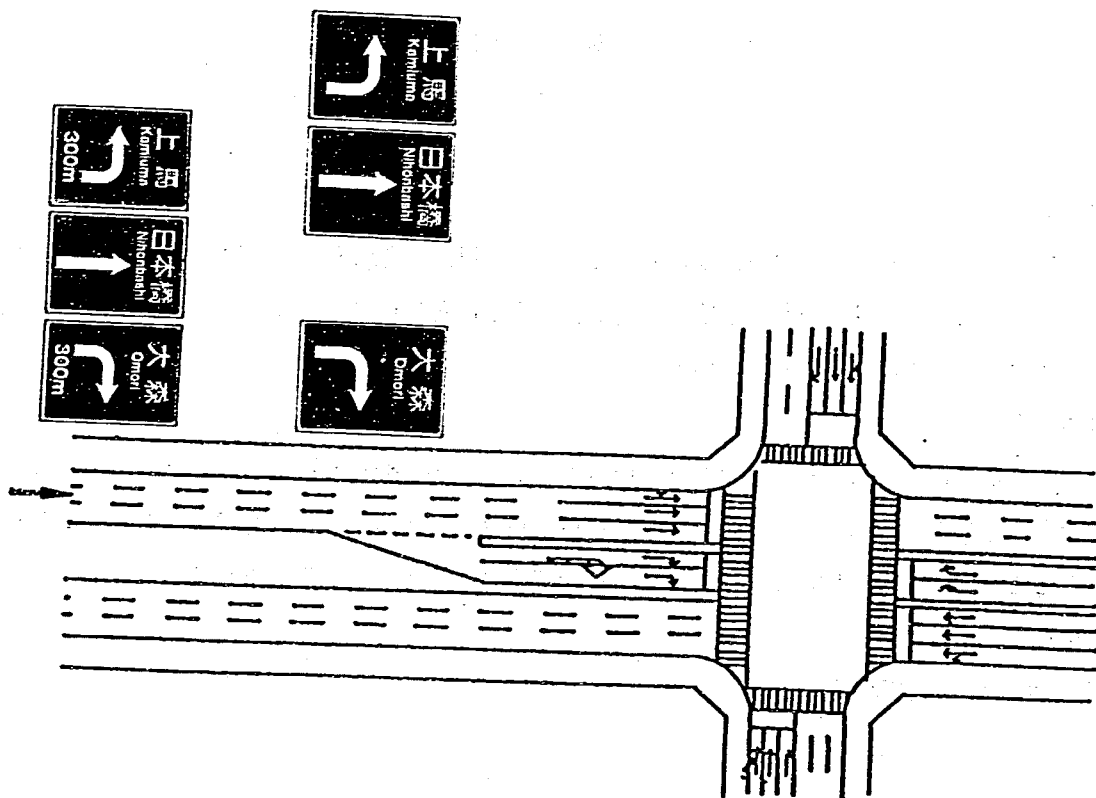
ここで 108-B系の標識については、当該車線上に掲げることを原則とする。

1) 適用例

図-12に適用例を示す。



(a) 左折車線が交通島で構造的に分離されるもの



(b) 右折車線が構造的に分離され、直進車線と並進するもの

図-12 対策案の適用結果

建設技術協議会技術管理部会道路交通安全分科会参加者（平成2～4年度）

（※所属は分科会参加時）

建設経済局建設機械課	課長補佐	上田 敏
	調査第二係長	土井 弘次
	主任	斎藤 正芳
土木研究所道路部	道路交通総括研究官	神崎 紘郎
	総合交通安全研究官	松村 哲男
	室長	河島 正治
	室長	瀬尾 卓也
	研究員	牧 哲史
	研究員	高宮 進
		赤木 幸靖
東北地方建設局道路部	道路情報管理官	山谷 外行
	道路情報管理官	青木 曠
	課長	白旗 稔
	課長	小野寺四郎
	課長補佐	佐々木洋治
	課長補佐	水上 忠夫
	交通対策係長	舟山 重和
		木越 養一
	所長	柴田 幸助
	所長	熊本 泰俊
東北技術事務所	副所長	千葉 盛司
	工務課長	蛭田 左儿
	工務課長	大場 郁雄
	工務課長	高久 秀次
	計画係長	羽立 隆幸
	工事施工指導員	高城 章
		佐藤 信
	資料係長	内田 正

関東地方建設局道路部交通対策課

課長補佐
安全施設係長
安全施設係長

黒崎 伸一
武捨 勇
中庭 諭
渡辺 稔
藤平 忠晴
田中 三郎
田 秀男
野島 孝俊
武藤 克巳
角田 智行
白戸 角衛
清宮 栄

関東技術事務所

工務課長
調査係長
計画係長
計画係長

北陸地方建設局道路部道路管理課

課長補佐
課長補佐
建設専門官
工務課長
調査係長
計画係長

小林 信夫
本間 久雄
高橋 公夫
長崎 邦廣
延命 研樹
和田 日明
林原 学
健名 政博

北陸技術事務所

中部地方建設局道路部交通対策課

課長補佐
課長補佐
工務課長
工務課長
計画係長
計画係長

木全 俊雄
横山 高雄
田口 錠二
渡辺 泰友
福井 時夫
田中 信一

中部技術事務所

近畿地方建設局道路部交通対策課

課長補佐
交通対策係長
交通対策係長
工務課長
工務係長
工務係長

阿倍 保博
三月田明敏
吉留 洋一
浜崎 耕蔵
足立 久雄
枚田 明

近畿技術事務所

中国地方建設局道路部道路管理課	課長	松本 博文
	課長補佐	長棟 良紀
	交通対策係長	杉原 卓志
		浜崎 宏幸
中国技術事務所	所長	長 健次
	工務課長	角野 文明
	工務係長	角田 宗敏
		河野 雅彦
四国地方建設局道路部道路管理課	課長補佐	岡 米男
	課長補佐	長瀬 秀雄
四国技術事務所	副所長	藤田 正男
	工務課長	徳井 暁男
	調査係長	大西 隆
	調査係長	山北 明
	調査係長	富野 泰三
		藤澤 克也
		多田 和正
九州地方建設局道路部交通対策課	課長	岩本今佐夫
	課長補佐	中島 一見
	課長補佐	平川 輝義
		田口 敬二
九州技術事務所	工務課長	永田 恭一
	調査係長	横山 弘
	主任	前村 浩
北海道開発局建設部道路維持課	開発専門官	田口 史雄
開発土木研究所交通研究室	副室長	八木 憲一
	副室長	浅野 基樹
	研究員	平澤 匡介
沖縄総合事務局開発建設部道路管理課	交通対策係長	金城 博
	交通対策係長	米須 勇

交差点での誘導に関する調査
—複雑交差点における案内誘導
マニュアル(案)—

ISSN 0386-5878
土木研究所資料第3229号
平成5年3月(1993)

瀬尾卓也, 高宮 進, 赤木幸靖
河島正治, 牧 哲史

要 旨

現在, 複雑な交差点での案内誘導に対しては, 「道路標識, 区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)に規定される標準的な標示様式だけでは対応できない状況である。そこで, ドライバー等の道路利用者に提供・伝達すべき案内情報について, 標示内容を統一しておくことが必要である。

本報告は, 平成2年度から平成4年度までの3年間, 建設技術協議会技術管理部会道路交通安全分科会において行った, 道路標識等による交差点での適切な誘導に関する調査をとりまとめたものであり, 上述のような複雑交差点の定義づけ及びその案内誘導方法について解説したものである。

キーワード: 交差点, 誘導, 案内標識, 安全対策

郵便はがき

切手をはって
下さい

305-□□

茨城県つくば市大字旭一番地
建設省土木研究所
交通安全研究室 行

No. 2

No. 2

配布先氏名

配布先住所

○

土木研究所資料第 3229 号 部

上記のとおり受領しました。

所 属（住所）

氏 名

印